新潟縣中蒲原郡新津町新町

永井鑛業所

電話三五三番

新潟縣北蒲原郡中條町羽黑

永井鑛業部羽黑鑛場

電話三二番

新潟縣北蒲原郡黑川村宮久

永井鑛業部宮久鑛場

新潟縣中蒲原郡新津町田家

永井鑛業部田家鑛場

勞働關係法令集

勞働組合法、勞働組合法施行令、勞働關係調整法、勞働關係調整法施行令、勞働關係調整法の施行について、勞働基準法草案、經營協議會指針、中央勞働委員會勞働組合資格判定基準、新潟地方勞働委員會運營規程、新潟地方勞働委員會爭議調停規程、

勞働組合法

第一章　總　則

第一條　本法は團結權の保障及團體交渉權の保護助成に依り勞働者の地位の向上を圖り經濟の興隆に寄與することを目的とす

刑法第三十五條の規定は勞働組合の團體交渉其の他の行爲にして前項に掲ぐる目的を達成する爲爲したる正當なるものに付適用あるものとす

第二條　本法に於て勞働組合とは勞働者が主體と爲りて自主的に勞働條件の推持改善其の他經濟的地位の向上を圖ることを主たる目的として組織する團體又は其の聯合團體を謂ふ。但し左の各號の一に該當するものは此の限にあらず

一　使用者又は其の利益を代表すと認むべき者の參加を許すもの

二　主たる經費を使用者の補助に仰ぐもの

三　共濟事業其の他福利事業のみを目的とするもの

四　主として政治運動又は社會運動を目的とするもの

第三條　本法に於て勞働者とは、職業の種類を問はず、賃金、給料其の他之に準ずる收入に依り生活するものを謂ふ。

第四條　警察官吏、消防職員及監獄に於て勤務する者は勞働組合を結成し又は勞働組合に加入することを得ず

前項に規定するものの外官吏、待遇官吏及公吏其の他國又は公共團體に使用せらるる者に關しては本法の適用に付命令を以て別段の定を爲すことを得、但し勞働組合の結成及之に加入することの禁止又は制限に付ては此の限に在らず。

第二章　勞働組合

第五條　勞働組合の代表者は組合設立の日より一適間以内に規約並に役員の氏名及住所を行政官廳に屆出づべし。

前項の規定に依り屆出でたる事項に變更を生じたるときは一週間以内に之を行政官廳に屆出づべし。

第六條　前條第一項の屆出ありたる場合に於て當該組合第二條に該當せざるときは命令の定むる所に依り勞働委員會の決議に依り行政官廳之を決定す。

前項の規定は勞働組合として設立したるもの第二條に該當せざるに至りたる場合に之を準用す。

第七條　規約には少くとも左の事項を記載すべし。

一　名稱

二　主たる事務所の所在地

三　法人たる組合に在りては法人たること

四　目的及事業

五　組合員又は構成團體に關する規定

六　會議に關する規定

七　代表者其の他役員に關する規定

八　組合費其の他會計に關する規定

九　規約の變更に關する規定

第八條　規約法令に違反するときは命令の定むる所に依り勞働委員會の決議に依り行政官廳は其の變更を命ずることを得

第九條　勞働組合は事務所に組合員又は構成團體の名簿を備付くべし

第十條　勞働組合の代表者又は勞働組合の委任を受けたる者は組合又は組合員の爲使用者又は其の團體と勞働協約の締結其の他の事項に關し交渉する權限を有す。

第十一條　使用者は勞働者が勞働組合の組合員たるの故を以て之を解雇し其の他之に對し不利益なる取扱を爲すことを得ず。

使用者は勞働者が組合に加入せざること又は組合より脱退することを雇用條件と爲すことを得ず。

第十二條　使用者は同盟罷業其の他の爭議行爲にして正當なるものに因り損害を受けたるの故を以て勞働組合又は其の組合員に對し賠償を請求することを得ず。

第十三條　勞働組合は共濟事業其の他福利事業の爲特設したる基金を他の目的の爲に流用せんとするときは總會の決議を經べし。

第十四條　勞働組合は左の事由に因りて解散す。

一　規約を以て定めたる解散事由の發生

二　破産

三　組合員又は構成團體の四分の三以上の多數に依る總會の決議

四　第六條の規定に依る決定

五　第十五條の規定に依る解散の處分

第十五條　勞働組合法令に違反して安寧秩序を紊りたるときは勞働委員會の申立に依り判裁所は勞働組合の解散を爲すことを得。

前項の場合に於ける手續に關し必要なる事項は命令を以て之を定む。

第十六條　勞働組合は其の主たる事務所の所在地に於て登記を爲すに因りて法人たるものとす。

本法に規定するものの外勞働組合の登記に關し必要なる事項は命令を以て之を定む。

勞働組合に關し登記すべき事項は登記の後に非ざれば之を以て第三者に對抗することを得ず。

第十七條　民法第四十三條、第四十四條、第五十條、第五十二條乃至第五十九條及第七十二條乃至第八十三條並に非訟事件手續法第三十五條、第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十六條第一項、第百三十七條及第百三十八條の規定は法人たる勞働組合に之を準用す。

第十八條　法人たる勞働組合には命令の定むる所に依り所得稅及法人稅を課せず。

第三章　勞働協約

第十九條　勞働組合と使用者又は其の團體との間の勞働條件其の他に關する勞働協約は書面に依り之を爲すに因りて其の効力を生ず。

勞働協約の當事者は勞働協約を其の締結の日より一週間以内に行政官廳に屆出づべし。

第二十條　勞働協約には三年を超ゆる有效期間を定むることを得ず。

第二十一條　勞働協約締結せられたるときは當事者互に誠意を以て之を遵守し勞働能率の增進と産業平和の維持とに協力すべきものとす。

第二十二條　勞働協約に定むる勞働條件其の他の勞働者の待遇に關する基準（當該勞働協約に依り基準決定の爲設置せられたる機關の存するときは其の定めたる基準を含む以下同じ）に違反する勞働契約の部分は之を無効とす。此の場合に於て無効と爲りたる部分は規準の定むる所に依る、勞働契約に定なき部分に付亦同じ。

第二十三條　一の工場事業場に常時使用せらるる同種の勞働者の數の四分の三以上の數の勞働者が一の勞働協約の適用を受くるに至りたるときは當該工場事業場に使用せらるる他の同種の勞働者に關しても當該勞働協約の適用あるものとす。

第二十四條　一の地域に於て從業する同種の勞働者の大部分が一の勞働協約の適用を受くるに至りたるときは、協約當事者の双方又は一方の申立に基き勞働委員會の決議に依り行政官廳は當該地域に於て從業する他の同種の勞働者及其の使用者も當該勞働協約（第二項の規定に依り修正ありたるものを含む）の適用を受くべきことの決定を爲すことを得。協約當事者の申立なき場合と雖も行政官廳必要ありと認むるとき亦同じ。

勞働委員會前項の決議を爲すに付當該勞働協約に不適當なる定ありと認むるときは之を修正することを得。

第一項の決定は公告に依りて之を爲す。

第二十五條　勞働協約に當該勞働協約に關し紛爭ある場合調停又は仲裁に付することの定あるときは調停又は仲裁成らざる場合の外同盟罷業、作業所閉鎖其の他の爭議行爲を爲すことを得ず。

第四章　勞働委員會

第二十六條　使用者を代表する者、勞働者を代表する者及第三者各同數より成る勞働委員會を設く。

使用者を代表する者は使用者團體の推薦に基き、勞働者を代表する者は勞働組合の推薦に基き、第三者は使用者を代表する者及勞働者を代表する者の同意を得て行政官廳之を委囑すべきものとす。

勞働委員會は中央勞働委員會及地方勞働委員會とす。

特別の必要あるときは一定の地區又は事項に付特別勞働委員會を設くることを得。

勞働委員會の委員及命令を依て定むる職員は之を法令に依り公務に從事する職員と看做す。

勞働委員會に關する事項は本法に定むるものの外勅令を以て之を定む。

第二十七條　勞働委員會は第六條、第八條、第十五條、第二十四條及第三十三條に規定するものの外左の事務を掌る。

一　勞働爭議に關する統計の作成其他勞働事情の調査

二　團體交渉の斡旋其の他勞働爭議の豫防

三　勞働爭議の調停及仲裁

勞働委員會は勞働條件の改善に關し關係行政官廳に建議することを得。

第二十八條　勞働委員會は公益上必要ありと認むるとき又は關係者の請求あるときは其の會議を公開することを得。

第二十九條　勞働委員會其の事務を行ふ爲必要あるときは使用者又は其の團體、勞働組合其の他の關係者に對し出頭を求め、報告を徵し若は必要なる帳簿書類の提出を求め又は委員若は第二十六條第四項の命令を以て定むる職員（以下職員と稱す）をして關係工場事業場に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得。

第三十條　勞働委員會の委員若は委員たりし者又は職員若は職員たりし者は其の職務に關し知得したる秘密を漏泄することを得ず。

第三十一條　第三章の規定は勞働委員會の關與したる勞働條件其の他の勞働者の待遇に關する規準に關する協定にして勞働組合其の當事者たらざるものに付之を準用す。

第三十二條　一定の勞働者の勞働條件其の他の待遇特に適切ならざるときは勞働委員會は其の實情を調査し改善の具體案を作成して行政官廳に建議することを得。

前項の建議ありたる場合に於て行政官廳必要ありと認むるときは關係使用者に對し勞働條件其の他の待遇に關する規準を指示することを得。

使用者前項の指示を受けたるときは遲滯なく之を勞働者に周知せしむることを要す。

第二項の規定に依り指示ありたる基準は關係使用者及關係勞働者に付勞働協約と同一の効力を有す。

第五章　罰　則

第三十三條　第十一條の規定の違反ありたる場合に於ては其の行爲を爲したる者は六月以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す。

前項の罪は勞働委員會の請求を待て之を論ず。

第三十四條　第三十條の規定に違反したる者は千圓以下の罰金に處す。

第三十五條　第二十九條の規定に違反し報告を爲さず若は虛僞の報告を爲し若は帳簿書類の提出を爲さず又は同條の規定に違反し出頭を爲さず若は同條の規定に依る檢査を拒み、妨げ若は忌避したる者は五百圓以下の罰金に處す。

第三十六條　法人又は人の代理人、戶主、家族、同居者雇人其の他の從業者が其の法人又は人の業務に關し前條前段の違反行爲を爲したるときは其の法人又は人は自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず。

前條前段の規定は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治產者なるときは其の法定代理人に之を適用す。

但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず。

第三十七條　左の場合に於ては勞働組合の代表者又は淸算人を五十圓以下の科料に處す。

一　第五條又は第十九條第二項（第三十一條に於て準用する場合を含む）の規定に違反し屆出を爲さず又僞の屆出を爲したるときは虛

二　第九條の規定に違反し名簿の備付を爲さざるとき

三　本法又は本法に基きて發する命令に依る登記を爲すことを怠りたるとき

四　第十七條に於て準用する民法第七十九條又は第八十一條の規定に違反し公告を爲さず又は不正の公告を爲したるとき

五　第十七條に於て準用する民法第八十一條の規定に違反し破產宣告の請求を爲さざるとき

六　第十七條に於て準用する民法第八十二條又は非訟事件手續法第三十六條の規定に依る裁判所の檢査を妨げたるとき

第十九條第二項（第三十一條に於て準用する場合を含む）の規定に違反し屆出を爲さず又は虛僞の屆出を爲したるときは勞働組合以外の勞働協約の當事者（當事者團體なるときは其の代表者とす）を五十圓以下の科料に處す。

使用者第三十二條第二項の規定に違反したるときは五十圓以下の科料に處す。

附　則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む。

本法施行の際現に存する勞働組合は本法施行の日より一週間以内に第五條第一項の規定に準じ屆出を爲すべし。

登錄稅法中左の通改正す。

第十九條第七號中「產業組合聯合會」を「產業組合聯合會、勞働組合」に「產業組合法」を「產業組合法勞働組合法」に改む

勞働組合法施行令

（昭和二十一年二月二十七日 勅令第百八號）

第一條　法第五條の行政官廳は當該組合の事務所の所在地を管轄する地方長官とす。但し同條第二項の場合に於て規約の變更が事務所の所在地に係る場合にして新所在地と舊所在地を管轄する地方長官を異にするときは新所在地を管轄する地方長官及舊所在地を管轄する地方長官とす。

第二條　法第六條の規定に依る決定は當該組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方長官、地方勞働委員會の決議に依りこれを爲す。

第三條　地方長官、第六條の規定に依る決定を爲したるときは遲滯なく其の旨を記載したる書面を當該組合の代表者に交付すべし。

第四條　地方長官の爲したる法第六條の規定に依る決定に不服ある者は三適間以內に其の理由を具し文書を以て當該決定を爲したる地方長官を經由し厚生大臣に異議申立を爲すことを得。

第五條　厚生大臣は前條の申立ありたるときは中央勞働委員會の決議に依り當該申立の却下又は當該申立に係る決定の取消を爲す。

第三條の規定は前項の却下又は取消ありたる場合に之を準用す。

第六條　法第六條の規定に依る決定は第四條の申立なき場合は同條の期間の經過したるとき、同條の申立ありたる場合は前條第一項の却下ありたる時其の効力を生ず。

第七條　前五條の規定は法第八條の規定に依る變更の命

令に之を準用す。

第八條　勞働組合の主なる事務所の所在地を管轄する地方長官當該組合より勞働組合たる旨の證明書の交付の申請ありたるときは遲滯なく之を交付すべし法人たる勞働組合を設立せんとする者より勞働組合たり得べき旨の證明書の交付の申請ありたるとき亦同じ。

第九條　法第十五條第一項の場合に於ける手續に關しては第十條乃至第十八條に定むるものの外非訟事件手續法の定むる所に依る。

第十條　法第十五條第一項の規定に依る事件は勞働組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とす。

第十一條　法第十五條第一項の申立は勞働組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方勞働委員會の決議に依り其の會長之を行ふ。

第十二條　法第十五條第一項の申立ありたるときは裁判所は其の旨を檢事に通知すべし。

第十三條　裁判所は遲滯なく審問期日を定め勞働組合の代表者を呼出すべし。

審問期日は檢事及地方勞働委員會の會長に之を通知すべし。

第十四條　前條第一項の規定に依る呼出を受けたる勞働組合の代表者は自身出頭することを要す但し已むことを得ざる事由ある場合に於ては代理人をして出頭せしむること、を得辨護士に非ざる者前項の代理人と爲るには裁判所の許可を受くることを要す。

裁判所は何時にても前項の許可を取消すことを得。

第十五條　審問は公開したる法廷に於て之を爲す但し安寧秩序を害するの虞あるときは裁判所は公開を停むることを得。

第十六條　檢事及地方勞働委員會の委員は審問に立會ひて意見を述ぶることを得。

第十七條　裁判は理由を附したる決定を以て之を爲す。

裁判所は期日を定めて前項の決定を言渡すべし。

勞働組合の解散の處分に關る第一項の理由には違反行爲が當該勞働組合の組合員若は構成團體の多數に依る決議に基き爲されたるもの、規約に依り權限を有する代表者其の他の役員の命令に基き爲されたるもの又は

此等の者に依り組合の爲に爲されたるものなることの事實及證據を示すことを要す。

第十八條　勞働組合の代表者、地方勞働委員會の會長又は檢事は前條の裁判に對して即時抗告を爲すことを得。

前項の即時抗告は執行停止の効力を有す。第十九條法に規定するもの、外勞働組合の登記に關しては第二十條乃至第三十條に定むる所に依る。

第二十條　法第十六條第一項の規定に依る登記には左の事項を掲ぐることを要す。

一　名稱
二　主たる事務所
三　目的及事業
四　代表者の氏名及住所
五　解散事由を定めたるときは其の事由

第二十一條　勞働組合が主たる事務所を移轉したるときは舊所在地に於ては二週間以内に移轉の登記を爲し新所在地に於ては三週間以内に前條に掲ぐる事項を登記することを要す。同一の登記所の管轄區域内に於て主たる事務所を移轉したるときは其の移轉の登記を爲すを以て足る。

第二十二條　登記したる事項中に變更を生じたるときは二週間以内に其の登記を爲すことを要す。

第二十三條　勞働組合の清算結了したるときは清算結了の日より二週間以内に其の登記を爲すことを要す。

第二十四條　勞働組合の登記に付ては其の主たる事務所の所在地を管轄する區裁判所を以て管轄登記所とす。

各登記所に勞働組合登記簿を備ふ。

第二十五條　法第十六條第一項の規定に依る登記は代表者の申請に因りて之を爲す。

前項の登記の申請書には規約、第八條證明書及申請人の資格を證する書面を添附することを要す。

第二十六條　勞働組合の主たる事務所の移轉其の他第二十條に掲ぐる事項の變更の登記は代表者又は精算人の申請に因りて之を爲す。

前項の登記の申請書には登記事項の變更を證する書面を添附することを要す。

第二十七條　勞働組合の解散の登記の申請書には解散の

事由を證する書面及代表者が清算人と爲らざる場合に於ては清算人の資格を證する書面を添附することを要す。

第二十八條　勞働組合の清算結了登記は清算人の申請に因りて之を爲す。

前項の登記の申請書には清算人が主務官廳に清算の結了の屆出を爲したることを證する書面を添附することを要す。

第二十九條　登記したる事項は裁判所に於て遲滯なく之を公告することを要す。

第三十條　非訟事件手續法第百四十一條乃至第百五十條、第百五十一條乃至第百五十一條の四、第百五十一條の六及第百五十四條乃至第百五十七條の規定は勞働組合の登記に之を準用す。

第三十一條　法人たる勞働組合の所得にして收益を目的とする事業より生じたるもの以外のものに付ては法第十八條の規定に依り所得稅及法人稅を課せず。

法人たる勞働組合は法人稅法第十八條の申告書を提出する場合に於ては收益を目的とする事業より生じたる所得と其の他の所得とを區別したる計算書を添附すべし。

第三十二條　法第十九條第二項の行政官廳は當該勞働協約の當事者たる勞働組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方長官及當該勞働協約の當事者双方に係る工場事業場（其の所在地一定せざるものを除く）の所在地を管轄する地方長官とし同項の規定に依る屆出は特別の事由ある場合を除くの外當事者双方の連名を以て之を爲すべきものとす。

第三十三條　法第二十三條又は第二十四條の規定に依り他の同種の勞働者に關し勞働協約の適用あるに至りたるときは使用者は遲滯なく其の旨を關係勞働者に周知せしむべし。

第三十四條　法第二十四條第一項の行政官廳は當該地域を管轄する地方長官とし當該地域が二以上の都道府縣に亘るときは厚生大臣とす。

第三十五條　中央勞働委員會は厚生省に、地方勞働委員會は都道府縣毎に之を置き地方勞働委員會には當該都道府縣の名を冠す。

第三十六條　勞働委員會は別に定むるものの外中央勞働委員會は二以上の都道府縣に關る事務、地方勞働委員會は當該都道府縣に關る事務を掌る。

厚生大臣必要ありと認むるときは前項の規定に拘らず法第二十七條第一項第二號又は第三號の事務は中央勞働委員會又は厚生大臣の指定する地方勞働委員會をして之を掌らしむることを得。

第三十七條　中央勞働委員會の委員は二十一人以内とし厚生大臣之を依囑す。

地方勞働委員會の委員は十五人以内とし地方長官之を依囑す。

前二項の委員の外必要あるときは厚生大臣又は地方長官は臨時委員を依囑することを得。

厚生大臣又は地方長官は勞働委員會の委員を依囑せんとする日より六週間前に使用者團體に對し使用者を代表する者を、法第五條第一項の規定に依る屆出を爲したる勞働組合に對し勞働者を代表する者を推薦すべきことを請求し請求したる日より三週間を經過したる日に推薦ありたる者の氏名を公表するものとす。但し勞働委員會を設置せんとする場合に於て使用者若くは勞働者の意見を代表する適當なる使用者團體又は勞働組合なきとき時又は臨時委員を依囑せんとする場合に於ては此の限に在らず。

勞働委員會の委員の依囑に付使用者團體若は勞働組合の推薦若は使用者を代表する者及勞働者を代表する者の同意を得ることを能はざるとき又は前項の規定に依り推薦ありたる者不適當なるときは厚生大臣又は地方長官は職權を以て委員を依囑することを得。

第三十八條　特別勞働委員會の名稱、位置、管轄區域、所管事務、委員の定數其の他特別勞働委員會に關し必要なる事項は厚生大臣之を定む。

第三十九條　勞働委員會の委員の任期は一年とす。委員が法令に違反し刑に處せられたる場合、衆議院議員選擧法第六條の規定に依り被選擧權を有せざるに至りたる場合、勞働委員會に出席すること能はざるに至りたる場合又は勞働委員會の決議に依る議事其の他に關する定に屢違反したる場合は前項の規定に拘らず當該勞働委員會に於て他の出席委員全員の同意を得て任期中

之を解任することを妨げず。但し同法同條の規定に依り被選擧權を有せざるに至りたる場合に付ては委員の同意は之を要せず。

委員に缺員を生じたる場合に於ける補闕委員は前任者の殘任期間在任す。

第四十條　勞働委員會に會長を置く。會長は第三者たる委員中より委員之を選擧す。

會長は會務を總理し當該勞働委員會を代表す。會長事故あるときは第一項の規定に準じ選擧せられたる者會長の職務を代理す。

第四十一條　勞働委員會は會長之を招集し其の議事は出席者の過半數を以て之を決す可否同數なるときは會長の決する所に依る。

勞働委員會は使用者を代表する委員、勞働者を代表する委員及第三者たる委員各一人以上出席するに非ざれば決議を爲すことを得ず。勞働委員會は第一項の規定に拘らず其の決議に依り勞働委員會の招集又は議事に關し別段の定を爲すことを得。

第四十二條　勞働委員會（特別勞働委員會に付ては厚生大臣の指定するものに限る）に事務局を置く事務局は事務局長並に幹事及書記若干人を以て之を組織す。

前項の職員は會長の同意を得て、中央勞働委員會に在りては厚生大臣、地方勞働委員會に在りては地方長官之を依囑す。

事務局長は上司の指揮を承け庶務を掌理す。

幹事は上司の指揮を承け庶務を整理す。

書記は上司の指揮を承け庶務に從事す。

第四十三條　關係官吏は會長の許可を受け會議に出席し意見を述ぶることを得。

第四十四條　法第二十六條第四項の命令を以て定むる職員とは第四十二條第一項に掲ぐる職員とす。

第四十五條　法第三十二條の行政官廳は地方勞働委員會の爲す建議に關しては地方長官、中央勞働委員會の爲す建議に關しては厚生大臣とす。

第四十六條　法第三十三條第二項の請求は當該違反行爲ありたる地を管轄する地方勞働委員會の決議に依り其の會長書面を以て檢事に之を行ふ。

第四十七條　本令の規定に依る地方長官に對する屆出は

當該所在地を管轄する勤勞署長を經由し之を爲すべし。

第四十八條　厚生大臣必要ありと認むるときは地方長官以外の行政官廳を指定して本令に依る地方長官の職務を行はしむることを得。但し厚生大臣其の指揮監督の下に在らざる行政官廳を指定せんとするときは豫め所管大臣と協議することを要す。

船員法の適用ある船員に關しては第三十二條中當該勞働協約の當事者双方に係る工場事業場（其の所在地の一定せざるものを除く）の所在地とあるは當該勞働協約の當事者たる使用者又は其の團體の主たる事務所の所在地とす。

前項の船員に關しては本令（前條を除く）中厚生大臣とあるは運輸大臣、地方長官とあるは海運局長、厚生省とあるは運輸省、都道府縣とあるは海運局の管轄區域とす。

附　則

本令は勞働組合法施行の日より之を施行す。本令施行の際現に存する勞働協約に付ては其の當事者は本令施行の日より一週間以内に第三十二條の規定に準じ屆出を爲すべし。

勞働關係調整法

第一章　總　則

第一條　この法律は、勞働組合法と相俟つて、勞働關係の公正な調整を圖り、勞働爭議を豫防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もつて經濟の興隆に寄與することを目的とする。

第二條　勞働關係の當事者は、互に勞働關係を適正化するやうに、勞働協約中に、常に勞働關係の調整を圖るための正規の機關の設置及びその運營に關する事項を定めるやうに、且つ勞働爭議が發生したときは、誠意をもつて自主的にこれを解決するやうに、特に努力しなければならない。

第三條　政府は、勞働關係に關する主張が一致しない場合に勞働關係の當事者が、これを自主的に調整することに對し助力を與へ、これによつて爭議行爲をできるだけ防止することに努めなければならない。

第四條　この法律は、勞働關係の當事者が、直接の協議又は團體交渉によつて、勞働條件その他勞働關係に關する事項を定め又は勞働關係に關する主張の不一致を調整することを妨げるものでないとともに、又勞働關係の當事者が、かかる努力をする責務を免除するものではない。

第五條　この法律によつて勞働關係の調整をなす場合には、當事者及び勞働委員會その他の關係機關は、できるだけ適宜の方法を講じて、事件の迅速な處理を圖らなければならない。

第六條　この法律において勞働爭議とは、勞働關係の當事者間において、勞働關係に關する主張が一致しないで、そのために爭議行爲が發生してゐる狀態又は發生する虞がある狀態をいふ。

第七條　この法律において爭議行爲とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他勞働關係の當事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行爲及びこれに對抗する行爲であつて、業務の正常な運營を阻害するものをいふ。

第八條　この法律において公益事業とは、左の事業であつて、公衆の日常生活に缺くことのできないものをいふ。

一、運輸事業

二、郵便、電信又は電話の事業

三、水道、電氣又は瓦斯供給の事業

四、醫療又は公衆衛生の事業

主務大臣は、前項の事業の外、中央勞働委員會の決議によつて、業務の停廢が國民經濟を著しく阻害し又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

前項の中央勞働委員會の決議においては、使用者を代表する委員、勞働者を代表する委員及び第三者である委員の各この過半數の同意がなければならない。

主務大臣は、第二項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、遲滯なくその旨を、官報に告示するの外、新聞、ラヂオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第九條　爭議行爲が發生したときは、その當事者は、ただちにその旨を勞働委員會又は行政官廳に屆け出なければならない。

第二章　斡旋

第十條　勞働委員會は、斡旋員候補者を委囑し、その名簿を作製して置かなければならない。

第十一條　斡旋員候補者は學識經驗を有する者で、この章の規定に基いて勞働爭議の解決につき援助を與へることができる者でなければならないが、その勞働委員會の管轄區域内に住んでゐる者でなくても差し支へない。

第十二條　勞働爭議が發生したときは、勞働委員會の會長は、關係當事者の双方若しくは一方の申請又は職權に基いて、斡旋員名簿に記されてゐる者の中から、斡旋員を指名しなければならない。但し、勞働委員會の同意を得れば、斡旋員名簿に記されてゐない者を臨時の斡旋員に委囑することもできる。

第十三條　斡旋員は、關係當事者間を斡旋し、双方の主張の要點を確め事件が解決するやうに努めなければならない。

第十四條　斡旋員は、自分の手では事件が解決される見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要點を勞働委員會に報告しなければならない。

第十五條　斡旋員候補者に關する事項は、この章に定めるものの外命令でこれを定める。

第十六條　この章の規定は、勞働爭議の當事者が、双方の合意又は勞働協約の定により、別の斡旋方法によつて、事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第三章　調停

第十七條　勞働組合法第二十七條第一項第三號の規定による勞働委員會による勞働爭議の調停は、この章の定めるところによる。

第十八條　勞働委員會は、左の各號の一に該當する場合に、調停を行ふ。

一、關係當事者の双方から、勞働委員會に對して、調停の申請がなされたとき。

二、關係當事者の双方又は一方から、勞働協約の定に基いて、勞働委員會に對して調停の申請がなされたとき。

三、公益事業に關する事件につき、關係當事者の一方から、勞働委員會に對して、調停の申請がなされ、勞働委員會が、調停を行ふ必要があると決議したとき。

四、公益事業に關する事件につき、勞働委員會が職權に基いて、調停を行ふ必要があると決議したとき。

五、公益事業に關する事件又はその事件が規模が大きい爲若しくは特別の性質の事業に關するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、行政官廳から、勞働委員會に對して、調停の請求がなされたとき。

前項の規定によつて地方勞働委員會又は特別勞働委員會の行つた調停が成らなかつたときは、中央勞働委員會は、關係當事者の双方若しくは一方からの申請又は職權に基いて、その事件の調停を行ふことができる。

前項の規定によつて中央勞働委員會が職權に基いて行ふ調停は、第一項第五號の事件に限る。

第十九條　勞働委員會による勞働爭議の調停は、使用者を代表する委員、勞働者を代表する委員及び第三者である委員から成る調停委員會を設け、これによつて行ふ。

第二十條　調停委員會の、使用者を代表する委員と勞働者を代表する委員とは、同數でなければならない。

第二十一條　調停委員會の委員は、勞働委員會の委員の中から、勞働委員會の會長がこれを指名する。但し、左の場合には勞働委員會の會長は、勞働委員會の委員以外の者を、調停委員會の委員に委囑することができる。

一、勞働委員會の委員以外の者を使用者を代表する調停委員會の委員に委囑することにつき、勞働委員會の使用者を代表する委員の同意を得たとき。

二、勞働委員會の委員以外の者を、勞働者を代表する調停委員會の委員に委囑することにつき、勞働委員會の勞働者を代表する委員の同意を得たとき。

三、勞働委員會の委員以外の者を、第三者である調停委員會の委員に委囑することにつき、勞働委員會の

使用者を代表する委員及び勞働者を代表する委員の各々の過半數の同意を得たとき。

前項但書の規定によつて委囑された委員は、これを法令によつて公務に從事する職員とみなす。

第二十二條　調停委員會に、委員長を置く。委員長は、調停委員會で、第三者である委員の中から選擧する。

第二十三條　調停委員會は、委員長がこれを招集し、その議事は、出席者の過半數でこれを決する。

調停委員會は、使用者を代表する委員及び勞働者を代表する委員が出席しなければ、會議を開くことはできない。

第二十四條　調停委員會は、期日を定めて、關係當事者の出頭を求め、その意見を徵さなければならない。

第二十五條　調停をなす場合には、調係委員會は、關係當事者及び參考人以外の者の出席を禁止することができる。

第二十六條　調停委員會は、調停案を作成して、これを關係當事者に示し、その受諾を勸告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができ

る。この場合必要があるときは、新聞又はラヂオによる協力を請求することができる。

第二十七條　公益事業に關する事件の調停については、特に迅速に處理するために必要な優先的取扱がなされなければならない。

第二十八條　この章の規定は、勞働爭議の當事者が、双方の合意又は勞働協約の定により、別の調停方法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第四章　仲　裁

第二十九條　勞働組合法第二十七條第一項第三號の規定による勞働委員會による勞働爭議の仲裁は、この章の定めるところによる。

第三十條　勞働委員會は、左の各號の一に該當する場合に、仲裁を行ふ。

一　關係當事者の双方から、勞働委員會に對して、仲裁の申請がなされたとき。

二、勞働協約に、勞働委員會による仲裁の申請をなさなければならない旨の定がある場合に、その定に基いて、關係當事者の双方又は一方から、勞働委員會に對して、仲裁の申請がなされたとき。

第三十一條　勞働委員會による勞働爭議の仲裁は、特別の委員會を設けることなくこれを行ふ。但し、事件の事實調査のため、小委員會を設けることは差し支へない。小委員會は、勞働委員會の請求があつたときは、これに對し、仲裁裁定案を提出しなければならない。

第三十二條　仲裁をなす場合には、勞働委員會は關係當事者及び參考人以外の者の出席を禁止することができる。

第三十三條　仲裁裁定は、書面に作成してこれを行ふ。その書面には效力發生の期日も記さなければならない。

第三十四條　仲裁裁定は、勞働協約と同一の效力を有する。

第三十五條　この章の規定は、勞働爭議の當事者が、双方の合意又は勞働協約の定により、別の仲裁方法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第五章　爭議行爲の制限禁止等

第三十六條　工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廢し、又はこれを妨げる行爲は、爭議行爲としてでもこれをなすことはできない。

第三十七條　公益事業に關し、關係當事者が爭議行爲をなすには、第十八條第一項第一號乃至第三號の規定によつて調停の申請をなし、その申請をなした日又は同項第四號の決議若しくは同項第五號の請求がなされた日から、三十日を經過した後でなければならない。但し、爭議行爲の發生中にその事業が第八條第二項の規定によつて公益事業として指定されてもその爭議行爲については、この限りでない。

第三十八條　警察官吏、消防職員、監獄において勤務する者その他國又は公共團體の現業以外の行政又は司法の事務に從事する官吏その他の者は、爭議行爲をなすことはできない。

第三十九條　前二條の規定の違反があつた場合においては、その違反行爲について責任のある使用者若しくはその團體、勞働者の團體又はその他の者若しくはその團體はこれを一萬圓以下の罰金に處する。

前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理

事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない團體であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。

一個の爭議行爲に關し科する罰金の總額は、一萬圓を超えることはできない。

法人、法人でない使用者又は勞働者の組合、爭議團等の團體であつて解散したものに、第一項の規定を適用するについては、その團體は、なほ存續するものとみなす。

第四十條　使用者は、この法律による勞働爭議の調整をなす場合において勞働者がなした發言又は勞働者が爭議行爲をなしたことを理由として、その勞働者を解雇し、その他これに對し不利益な取扱をすることはできない。但し勞働委員會の同意があつたときは、この限りでない。

第四十一條　前條の規定の違反があつた場合においては、その行爲をなした者は、これを六箇月以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條　第三十九條及び前條の罰は、勞働委員會の請求を待つてこれを論ずる。

第四十三條　調停又は仲裁をなす場合において、その公正な進行を妨げる者に對しては、調停委員會の委員長又は勞働委員會の會長は、これに退場を命ずることができる。

第六章　費用辨償

第四十四條　勞働委員會の委員、第十二條の斡旋員及び第二十一條第一項但書の調停委員會の委員並びに勞働委員會による勞働爭議の調停又は仲裁のため、出頭を求められた者は、勅令の定めるところにより、費用の辨償を受ける。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

勞働爭議調停法は、これを廢止する。

勞働組合法の一部を次のやうに改正する。

勞働組合法第十一條中第一項を次のやうに改める。

使用者ハ勞働者ガ勞働組合ノ組合員ナルコト、勞働組合ヲ結成セントシ若ハ之ニ加入セントスルコト又ハ勞働組合ノ正當ナル行爲ヲナシタルコトノ故ヲ以テ其ノ勞働者ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

勞働關係調整法施行令

第一條　勞働關係調整法（以下法と稱する）第九條の勞働委員會又は行政官廳とはその爭議行爲の發生した地を管轄する地方勞働委員會又はその地の最寄の勤勞署長としその爭議行爲の發生した地が二以上の都道府縣に亘るときは中央勞働委員會又は關係地方長官の一とする。

第二條　法第九條の屆出は口頭又は電話その他適宜の方法でこれをなすことができる。

第三條　法第十二條の斡旋、法第十八條の調停又は法第三十條の仲裁の申請は、關係當事者（當事者が法人でない使用者又は勞働者の組合、爭議團等の團體であるときはその代表者）又はその委任を受けた者が事件の要點を具し書面でこれをなさなければならない。

第四條　勞働委員會の會長は斡旋員候補者の氏名閥歴等を適宜の方法により勞働關係の當事者に周知させなければならない。

第五條　勞働委員會は斡旋員候補者が辭任を申出たとき又は斡旋員候補者として不適當と認められるに至つたときはこれを解任することができる。

第六條　斡旋員若しくは斡旋員であつた者又は調停委員會の委員若しくは委員であつた者はその職務に關して知り得た秘密を漏泄してはならない。

第七條　勞働委員會は法第十八條第一項第二號又は第三號の規定によつて關係當事者の一方から調停の申請がなされたときには他の當事者に同項第四號の決議又は同項第五號の請求がなされたときには關係當事者の双方に遲滯なくその旨を通知しなければならない。

前項の場合において事件が公益事業に關するものであるときは勞働委員會は併せてその旨を公表しなければならない。

第一項の規定は法第十八條第二項の場合にこれを準用する。

第八條　法第十八條第一項第五號の行政官廳は事件が發生した地を管轄する地方長官としその地が二以上の都道府縣に亘るときは厚生大臣とする。

厚生大臣が必要と認めるときは前項の規定による地方長官又は厚生大臣の職權は同項の規定に拘らず厚生大臣又は厚生大臣の指定する地方長官がこれを行ふものとすることができる。

第九條　調停委員會の委員長は勞務を總理してその調停委員會を代表する。

第十條　調停委員會は法第十八條第一項第一號若しくは第二號の規定による調停の申請同項第三號若しくは第四號の規定による決議又は第五號の規定による請求がなされた日より十五日以内に調停案を作成し十日以内の期限を附し關係當事者にその受諾を勸告するものとする。

第十一條　法第四十二條の請求はその違反行爲のあつた地を管轄する地方勞働委員會の決議によりその會長が書面で檢事にこれを行ふ。

第十二條　法第四十四條の費用は鐵道賃、船賃、車馬賃、日當及び宿泊料の五種とし別表に掲げるところに從ひ定額によつてこれを支給する。

前項に定めるものゝ外前項の費用の支給については內國旅費規則を準用する。

第十三條　厚生大臣は必要があると認めるときは、地方長官以外の行政官廳を指定してこの勅令による地方長官の職務を行はせることができる。但し厚生大臣がその指揮監督を受けない行政官廳を指定しようとするときは豫め所管大臣と協議しなければならない。

船員法の適用のある船員に關してはこの勅令中厚生大臣とあるのは運輸大臣、地方長官又は勤勞署長とあるのは海運局長、都道府縣とあるのは海運局の管轄區域とする。

附　則

この勅令は、勞働關係調整法の施行の日から、これを施行する。

別

區分	鐵道賃及船賃	車馬賃一粁に付き	日當一日に付き	宿泊料一夜に付き 甲地方	宿泊料一夜に付き 乙地方
中央勞働委員會の委員及び調停委員會の委員	一等	三〇錢	二五圓	六五圓	五〇圓
地方勞働委員會の委員及び調停委員會の委員（地又は特別方）	法第十二條の斡旋員	一等	二五錢	二〇圓	五〇圓
	勞働委員會による勞働爭議の調停又は仲裁のため出頭を求められた者				四〇圓

備考　甲地方は東京都の區の存する區域、京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及橫濱市とし乙地方はその他の地とする。

勞働關係調整法の施行について

厚生省より地方長官宛通牒

勞働關係調整法は昭和二十一年九月二十七日公布され、十月十三日より施行せられることゝなり同十三日施行令が公布されたが、本法は勞働爭議を民主主義的に豫防解決し、產業の平和を維持し

以て經濟の興隆に寄與することを目的としてゐるのであつて、勞働組合の健全な發展を促進助成しようとする勞働組合法と共に極めて重大な意義を持つものである。從つて本法施行については勞働關係の當事者はもとより、廣く一般國民に對しても充分その趣旨の徹底を圖ると共に、特に左記各項に留意しその萬全を期せられたく、命に依り通牒する。

追而左記各項中央勞働委員會に關する事項については、適宜貴官より當該會長に御連絡を願ひ度い。

記

一、趣旨の徹底　本法の施行についてはその當初關係職員の教養に努めると共に他面において勞働關係の當事者及一般國民に對し、講習會、研究會、新聞、雜誌、ラジオ等によりその趣旨の徹底に萬全を期するは勿論、爾後引續き適時、斡旋、調停及び仲裁の手續及びその效果、平和的解決を爭議行爲に訴へた場合との利害得失の比較等に關する平明な解說又は具體的な事例等をもつて絕えず趣旨の徹底に努め、以て關係當事者が進んで本法を利用するやう特に配意すること。

二、勞働關係調整法（以下法と稱する）第二條第三條及び第四條關係

本法による勞働關係の調整は此等の條本に於て明かな如く關係當事者の自主的努力によつて之をなすことを本旨とし、政府及本法の諸措置はかゝる努力に對して援助を與へようとするものであるから本法の運用に當つては、右の根本精神に基き、本法の活用は奬勵すべきも、苟も彈壓干涉等に亘ることないやう又當事者が本法による諸措置にたよつて自主的努力を怠ることのないやう充分に配慮すること。

三、法第五條關係　本法の運用に當つては、事の性質上、迅速處理を圖ることが重要であるので、關係機關に於ては、文書の形式等些末な事項に拘泥することなく專ら實質に重きを置き、第五條の精神を充分に活かすやう、特に末端機關に此の趣旨を徹底せしめること。

四、法第六條關係　法第六條の勞働爭議の定義に於ては「爭議行爲發生の虞ある狀態」をも勞働爭議の中に含ましめてゐるが、此の判斷については充分に愼重を期し、例へば當事者の一方より右の理由により調停の申請等があつた場合にも愼重に之を取扱ふことゝし、此の點の解釋を誤つてかへつて後に紛議の種をのこす等のことがないやう特に注意すること。

五、法第八條關係　本法に於ける公益事業は法第八條に列擧する事業で公衆の日常生活に必要不可決なる事業をいふのであるが、その細部の具體的限界等については必ずしも明瞭でないので、近く別送指示により之を明にする豫定であるが、若し此の點の實際的取扱について疑義が生じた場合には、遲滯なく當省に禀議すること。

第二項の公益事業の追加指定に關し、貴管下に於て、地方的特殊產業等で、追加指定を必要とするものが生じた場合には速に當省に連絡すること。

六、法第九條關係

（一）勞働關係調整法施行令（以下令と稱する）第一條の規定により、地方勞働委員會又は勤勞署長が爭議行爲發生の屆出を受けたときは、委員會は地方長官に、署長は委員會及地方長官に電話口頭其他適宜の方法により迅速にその旨を報告又は通知すること。

二以上の都道府縣に亘る爭議行爲につき、關係地方長官の一が屆出を受けたときは、造かに中央勞働委員會の會長、厚生大臣及び他の關係地方長官にその旨を報告又は通知すること。

（二）法第九條の勞働委員會又は行政官廳は爭議行爲屆出受理簿を備へ付け、關係當事者よりの屆出又は前號の關係機關よりの報告又は通知があつたときは直ちに之を記入し整理しておくこと。

右の受理簿には少くとも左記事項を記載すること。

（イ）屆出受理年月日
（ロ）爭議行爲發生年月日
（ハ）當事者名
（ニ）事業の種類
（ホ）爭議行爲發生の事業場名及所在地

（ヘ）参加人員

（ト）爭議行爲の種類

（三）爭議行爲發生の屆出があつた場合の處置は右の如くであるが、行政官廳及び勞働委員會事務局は、爭議行爲を伴はざる場合と雖も、管下の勞働爭議全般につき常に的確なる情報の把握蒐集に努め上級官廳に對する行政官廳の情報は、迅速的確に且つ出來るだけ具體的に之をなすこと。特に法第八條の公益事業及び法第十八條第一項第五號の公益事業に準ずる事業については、國民の日常生活に對する影響極めて重大であり、實情によつては强制調停に出ずる必要もあるわけであるので、その勞働關係の動向については常に的確なる把握に努力すること。

七、法第十條及第十一條

（一）幹旋員候補者の選擧基準

1　幹旋員候補者は原則として中立的立場にある者につき委囑すること。但し過去に於て勞働運動の經驗者であり又は使用者であつた者でも、現在左に掲げる基準に照して適格者であれば、必ずしも過去の立場に拘泥する必要はないこと。又勞働委員會の委員中より幹旋員候補者を委囑することは勿論差し支へないこと。

2　幹旋員候補者は勞働問題につき理解を有し、且つ勞働關係の當事者に信望のある者であると共に、勞働問題に關聯する法律、經濟及社會問題について相當の知識乃至經驗を有する者でなければならないこと。

3　幹旋員候補者は必要に應じ何時にても幹旋者として活動し得る時間的餘裕を有する者なること。

4　幹旋員候補者の人選に際しては、當該地方の各産業に亘り夫々の適任者を委囑し置くやう考慮すること。

（二）幹旋員候補者の員數は當該地方の産業分布、勞働關係の實情等により可成多數委囑しておくことが望ましいが、要は（一）の標準により眞の適格者を得ることに重點を置き、員數に拘泥する必要はないこと。

（三）幹旋員候補者

1　幹旋員候補者名簿には、左記事項を記載すること。

（イ）氏名　年齢　住所　職業　電話番號（連絡方法）

（ロ）經驗及閲歷

（ハ）委囑年月日

右の中特に（ロ）の事項については幹旋員として適任者なることが明瞭であるやうに出來る丈具體的に之をなすこと。

2　令第四條の幹旋員候補者の氏名、閲歷等の周知は適任者なることの徹底に重點を置き概ね前號の事項を具し府縣公報に示すると共に新聞、雜誌、ラジオ等により公表すること。

幹旋員候補者名簿は、勞働委員會の事務局に常時備へ付け、希望者の縱覽に供すること。

名簿記載事項に重要な變更のあつた場合の周知についても前二項に準じて之をなすこと。

八、法第十二條、法第十八條、法第三十條に基く申請關係

令第三條の書面に記載すべき事件の要點は、概ね次の事項を包含すべきこと、すること。

（イ）申請者名（當事者の委任を受けた者であるときはそのことを證明するに足る書面等を添付すること。）

（ロ）當事者名

（ハ）關係事業場名及所在地

（ニ）主張不一致の要點

（ホ）申請に至る迄の交渉の經過

（ヘ）爭議行爲を伴つてゐる場合はその概況

（ト）勞働協約の定に基いて當事者の一方からの申請なる場合に、當該協約の關係事項

九、法第十三條關係本法の幹旋は、勞働爭議の解決につき當事者の自主的な努力に對して援助を與へ之を和解せしむることを目的とした制度であるから、幹旋員はその職務の遂行に當つては、此の根本精神に則り、苟も彈壓干渉に亘ること等は絶對にない樣特に注意すると共に、或は當事者の主張は別々に之を聽取し、或は一方の意見を他方に傳へ、又は當事者の

希望がある場合にはその交渉に立會ふ等機に臨み、變に應じて適宜の處置を執ることに細心の注意を拂ひ、以て事件の圓滿な解決に到達するやう努力しなければならないこと。

十、法第十四條關係　斡旋者は斡旋中に於ても實情に應じ適宜勞働委員會の會長に對し斡旋經過の報告をなすこと。

十一、法第十八條關係

(一) 法第十八條の調停の申請又は決議がなされたときは、勞働委員會の會長は遲滯なくその旨を所轄地方長官に通知すること。

(二) 令第七條第二項の公表は、府縣公報に公示すると共に、新聞ラジオ等に發表して之を行ふこと。

前項の公表には調停の申請若しくは請求の受理又は決議の年月日及び法第三十七條の期間の滿了により爭議行爲の發生することあるべき日を明示すると共に當該事件の要點、特に双方の主張の要點を公正に發表し、以て輿論の喚起に資するやう配慮すること。

十二、法第十九條關係　調停委員會は實情に應じその機能を十分發揮するため、これを豫め數班常設し置くことも考慮すべきこと。

十三、法第二十條關係　調停委員會の中立委員の數は原則として、使用者勞働者各代表委員と同數とすること。

十四、法第二十一條關係　勞働委員會の委員以外の者を調停委員會の委員に委囑し得る規定、附議事件の數が多いため勞働委員會の委員のみでは手の廻らぬ場合、又は特殊の知識經驗等を要する事件等が發生した場合等に活用する趣旨なること。

十五、法第二十三條關係　調停委員會の運營については本法に定めるもの丶外、勞働委員會の運營規程に準じ、夫々適宜の運營規定を定め得ること。

十六、法第二十四條關係　調停委員會の當事者に對する出頭命令、臨檢檢査等については勞働組合法第二十九條の規定が適用されること。

十七、法第二十五條關係　會議の公開については勞働組合法第二十八條の規定が適用されること。

十八、法第二十六條關係

(一) 調停案の作成については、その公正妥當であることを期するは勿論、輿論の動向に留意しその支持を受けるごとく特に配意すると共に、なるべく調停委員の全員の一致により之をなし、以てその權威の確保に努めること。

(二) 調停案の受諾の勸告に對し、關係當事者が受諾したときは、適宜の承書を作成しこれに署名捺印せしむること。

(三) 調停案の公表は、その內容が正確に委員會の意圖する所を傳へるものであれば記事としてでも差支へないが特に公益事業等に關するものについては、要すれば廣告契約による等、確實に公表出來る措置を講ずること。

十九、第三十條關係　仲裁の申請がなされたときは、勞働委員會の會長は、遲滯なくその旨を所轄地方長官に通知すること。申請が當事者の一方よりなされたときは、他の一方に對してもその旨通知すること。

二十、法第三十一條及第三十二條關係　仲裁に關する勞働委員會の運營に關しては勞働組合法第二十八條、第二十九條同法施行令第四十一條等の規定の適用ある外勞働委員會の一般運營規定によるものなること。

二十一、第三十四條關係　仲裁裁定は勞働協約と同一の效力を有し當事者を法的に拘束するものであるが、その手續に於いて例へば、申請の權限なき者よりの申請に基いて仲裁を開始した場合、當事者の一方よりの申請に基き開始した仲裁に於て當該勞働協約が第三十條第二號の勞働協約に該當しない場合、仲裁裁定の內容が法令の强行規定に違反してゐる場合、等其他重大な瑕疵がある場合には、その仲裁裁定は無效となり、當事者は裁判に訴へ得る外、紛議の原因ともなるから、仲裁手續の進行については、かゝることのないやう充分に注意すること。

二十二、勞働委員會は斡旋調停仲裁の夫々につき各別にその經過及び顚末等につき會議に於ける關係者の發言等を含めて詳細な記錄簿を作成すること。

二十三、第三十六條關係　本條により禁止される行爲の範圍については勞資双方に對して豫め具體的に周知徹

底せしめ、過つて本條に違反する如きことがないやう豫め充分の措置を講ずること。

二十四、第三十八條關係　官公廳關係從業員で本條の禁止より除外されるものは次の者であること。

(イ)鐵道、運信、電車、バス、水道等所謂公企業に從事する者。

(ロ)現業ではないが、直接行政司法の事務に從事しない給仕、小使守衛等の如きもの。

(ハ)行政司法事務でもなく現業でもないもの、例へば官公立學校教職員、官公立各種試驗所等の從業員

尙右については、その具體的限界を別途指示する豫定であるが、疑義の生じた場合は速かに當省に稟議すること。

二十五、法第四十四條關係　支拂は可及的概算拂による外特に迅速に之をなすやう留意すること。

二十六、勞働委員會は、法及令に據るの外前各項の事項等を參酌し、斡旋、調停、仲裁に關し細目に亘る業務處理規程等を作成することは、勿論妨げないこと。

勞働基準法（草案）

（七月二十二日厚生大臣から勞務法制審議會に對し發せられた勞働保護立法に關する諮問について第一回總會があげた小委員會が前後五回、討議の結果小委員會試案として生れたのが次のものである。これはその後公聽會が開かれ勞資の意見が活潑に述べられた。それを反映更に進歩的なものにされて答申される筈である。）

第一章　總　則

勞働條件の原則

第一條　勞働條件は勞働者が人たるに値する生活を營むための必要を充たすに足るものでなければならない。勞働條件はこの法律で定める基準を理由としてこれを低下させてはならない。

勞働條件の決定

第二條　勞働者は使用者と對等の立場において勞働條件を決定する權利を有する。

勞働者及び使用者は勞働協約、就業規則及び勞働契約の定めを遵守し誠實に義務を履行しなければならない。

均等待遇

第三條　何人も勞働者の國籍、人種、宗教又は社會的地位を理由として賃金、勞働時間その他の勞働條件について差別的取扱をしてはならない。

同一價値勞働同一賃金の原則

第四條　使用者は同一價値勞働に對しては男女同額の賃金を支拂はなければならない。

强制勞働の禁止

第五條　何人も勞働者の意思に反し若しくは處罰の脅威の下に勞働を强制してはならない。但し法律に別段の定めがある場合はこの限りではない。

公民權行使の保障

第六條　使用者は勞働者が選擧權その他公民としての權利を行使し又は公の職務を執行するため必要な時間を與へなければならない。

適用事業の範圍

第七條　この法律は左の各號の一に該當する事業に適用する。但し同一の家に屬する者のみを使用する事業には適用しない。

一、物の製造、改造、加工、修理、淨洗、選別、包裝裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壞若しくは解體をし又は材料の製造をする事業（電氣、瓦斯、又は各種動力の發生、變更又は傳導をなす事業及び水道の事業を含む）

二、鑛業、砂鑛業、石切業その他鑛物採取の事業

三、土木、建築、その他工作物の建設、改造、保有、修理、變更、破壞、解體又はその準備の事業

四、道路、鐵道、索道、船舶又は航空機に依る旅客又は貨物の運送の事業

五、船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

六、土地の耕作若くは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業、その他の農業又は林業

七、動物の飼育又は水產動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜產業、養蠶業又は水產業

八、物品の販賣、配給、保育若しくは賃貸又は理容の事業
九、金融、保險、媒介、周旋、集金、案内、又は廣告の事業
十、映畫の製作、映寫、演劇その他興業の事業
十一、郵信、電信、及び電話の事業
十二、教育、研究又は調査の事業
十三、病者、虚弱者の治療及び看護の爲の事業
十四、旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯樂場の事業
十五、屠畜、清掃又は屠殺の事業
十六、法人又は命令を以て定める團體の事務所

定義

第八條　この法律で勞働者とは職業の種類を問はず賃金、給料その他これに準ずる收入を得て前條の事業に使用される者をいふ。

第九條　この法律で使用者とは勞働者を使用する者及び勞働者に對する關係においてこれを代理する者をいふ。

第十條　この法律で平均賃金とはこれを算定すべき事由の發生した日以前三月間にその勞働者が得た賃金の總額をその勞働日數で除した金額をいふ。

前項の期間は賃金締切日がある場合には直前の賃金締切日より起算する。

第一項の賃金の總額とは三月以内の期間を以て定期的に支給する賃金、給料、手當、その他名稱の如何を問はず勞働の代償として支給される一切のものをいふ。

雇入後三月に滿たないものについては第一項の期間は雇入後の期間とする。

第二章　勞働契約

本法違反の契約

第十一條　この法律で定める基準に達しない勞働條件を定める勞働契約はこの部分については無效とする。この場合において無效となつた部分はこの法律で定める基準に依る。

契約期間

第十二條　勞働契約は期間の定めのないもの及び一定の事業の完了に必要な期間を定めるものの外は三年を超える期間について締結してはならない。

勞働條件の明示

第十三條　使用者は雇入に際し勞働者に對して賃金、勞働時間その他就業規則に定めた事項を就業前に明示しなければならない。

就業規則を定めることを要しない使用者は前項に準じ勞働條件を明示しなければならない。就業前に約束された勞働條件が事實と相違するときは勞働者は勞働契約の解除を請求することができる。

前項の場合就業のため住所を變更した勞働者が歸鄉するときは使用者は必要な旅費を負擔しなければならない。

賠償豫定の禁止

第十四條　使用者は勞働契約の不履行について違約金を定め若しくは損害賠償額を豫定する契約をしてはならない。

相殺契約の制限

第十五條　使用者は前貸金、損害賠償其の他これに準ずる債權について賃金支拂の都度支拂賃金の三分の一を超えて相殺してはならない。但し勞働者が刑事上の訴追を受けたときその事項について損害賠償をさせるときはこの限りでない。

貯金

第十六條　使用者は勞働契約に附隨して貯蓄の契約をさせ又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

使用者が勞働者の委託した貯蓄金を管理しようとするときは保管並に返還の方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。

解雇制限

第十七條　使用者は勞働者が業務上負傷し又は疾病に罹り療養のために休業する期間及びその後三十日間並に産前産後の女子が第六十二條の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は解雇してはならない。但し使用者が第七十八條の規定によつて打切補償を支給する場合は、この限りではない。

解雇の豫告

第十八條　使用者が勞働者に對して雇傭契約を解除しようとするときは少くとも三十日前にその豫告をなすか

又は平均賃金三十日分以上の解雇手當を支給することを要する。但し天災事變のため事業の繼續が不可能となつた事實又は勞働者の責に歸すべき事由に基いて雇傭契約を解除するときはこの限りではない。

使用者が前項但書の規定によつて雇傭契約を解除しようとするときはその事實又は事由について行政官廳の認定を受けることを要する。

第一項の規定による豫告期間には事業主の都合によつて勞働者が臨時に休業する期間は算入しない。但し休業中賃金を受けるときはこの限りでない。

第十九條　前條の規定は左の各號の一に該當する勞働者には適用しない。但し第一號に該當する者が一月を超えて引續き使用されるに至つたとき又は第二號及び第三號に該當する者が所定の期間を超えて引續き使用されるに至つたとき若しくは第四號に該當する者が十四日を超えて引續き使用されるに至つたときはこの限りではない。

一　日々雇入れられる者

二　二月以内の期間を定めて使用される者

三　季節的業務で繼續四月以内の期間を定めて傭入れられる者

四　試の雇傭期間中の者

雇傭證明

第二十條　勞働者が退職の場合において雇傭期間、業務の種類その事業場における地位及び賃金について證明書を請求したときは使用者は遲滯なくこれを交付しなければならない。

前項の證明書には勞働者の請求しない事項又は秘密の記號を記入してはならない。

使用者は勞働者の雇傭を妨げることを目的とする通信をしてはならない。

金品の返還

第二十一條　使用者は勞働者の死亡若しくは退職の場合において權利者の請求があつたときは三日以内に賃金を支拂ひ、積立金、保證金、貯蓄金その他何等の名義を用ひるに拘らず勞働者の權利に屬する金品を返還しなければならない。

前項の賃金又は金品に關して爭があるときは使用者は異議のない部分を前項の期間中に支拂又は返還しなければならない。

第三章　賃　金

賃金の支拂

第二十二條　賃金は毎月一回以上一定の期日を定めて通貨で支拂はなければならない。但し法令、勞働協約又は就業規則に別段の定めがある場合は通貨以外の物で支拂ふことができる。

非常時拂

第二十三條　使用者は勞働者が出産、疾病、災害その他命令で定むる非常の用に充てるために請求するときは支拂期日前であつても既往の勞働に對する賃金を支拂はなければならない。

休業手當

第二十四條　使用者の責に歸すべき事由によつて發生した休業に對しては使用者は休業期間中その勞働者の平均賃金額の六割以上の手當を支拂はなければならない。

出來高拂制の保證給

第二十五條　一定の勞働者を出來高拂制で使用する場合使用者は勞働時間に應じ一定額の賃金の保障をしなければならない。

前項の勞働者の範圍は命令で定める。

最低賃金

第二十六條　行政官廳が必要であると認めるときは一定の事業若しくは一定の職業に從事する勞働者について最低賃金を定めることができる。

第二十七條　最低賃金に關する事項を審議させるために中央及び必要ある地方の行政官廳に賃金委員會を置く。

賃金委員會の委員は使用者及び勞働者を代表する者並に學識經驗者の中より行政官廳が各同數を選んでこれを委囑する。但し使用者及び勞働者を代表する者は關係者の推薦に基いてこれを委囑する。

第二十八條　行政官廳が最低賃金を定めるときは賃金委員會の議を經なければならない。

地方行政官廳が最低賃金を定めようとするときは豫め主務大臣の認可を受けなければならない。

主務大臣が前項の認可をするについては賃金委員會の議を經なければならない。

第二十九條　最低賃金が定められたときは使用者はその金額に達しない賃金で勞働者を使用してはならない。但し勞働能力の低位なものその他命令で定める場合についてはこの限りではない。

第四章　勞働時間、休憩、休日、年次有給休暇

勞働時間

第三十條　使用者は勞働者をして休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四十八時間を超えて勞働させてはならない。

四週間を平均し一週間の勞働時間が四十八時間を超えないときは前項の規定に拘らず特定の日又は週において八時間若しくは四十八時間を超えて勞働させることができる。

第三十一條　災害その他避けることのできない事由によつて臨時の必要があるときは使用者は行政官廳の許可を受けその必要の限度において前條の勞働時間を延長することができる。但し事態急迫のため行政官廳の許可を受ける暇のないときは事後に屆出て行政官廳の承認を受けることを要する。

前項但書の規定に依る屆出につき行政官廳が承認すべきでないと認めるときはその後の勞働時間において當該延長時間に相當する休憩又は休暇を與へるべきことを命ずることができる。

休憩

第三十二條　使用者は勞働時間が六時間を超えるときは少くとも四十五分、八時間を超えるときは少くも一時間の休憩時間を就業中に設けなければならない。

前項の休憩時間は一齊に與へなければならない。但し行政官廳の許可を受けたときはこの限りではない。

使用者は第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

休日

第三十三條　使用者は勞働者に對して毎週少くとも一回の休日を與へなければならない。

前項の規定は毎月四日以上の休日を與へる使用者については適用しない。

時間外及び休日勞働

第三十四條　使用者は當該事業場に勞働組合があるときは勞働組合、勞働組合がないときは勞働者の過半數を代表する者との書面による協定を爲しこれを行政官廳に屆出たときは勞働時間及び休日に關する規定に定めるものの外その協定の定める處によつて勞働時間を延長し又は休日に勞働させることができる。但し坑内勞働その他命令を以て定める健康上特に有害な作業についてはこの限ではない。

時間外、深夜及び休日勞働の賃金

第三十五條　使用者が勞働時間を延長したとき又は午後十時より午前五時迄の間において勞働させ若しくは休日に勞働させたときはその時間又はその日の勞働については通常の勞働時間又は勞働日の賃金計算率の二割五分以上の率を以て計算した割增賃金を支給しなければならない。

時間計算

第三十六條　勞働時間は事業場を異にする場合でも勞働時間の規定の適用については通算する。

坑内勞働にあつては勞働者が坑内に入つた時から坑口を出た時迄の時間を休憩時間を含め勞働時間とみなす。

年次有給休暇

第三十七條　一年間繼續勤務し全勞働日の八割以上出勤した勞働者は使用者に對して繼續し又は分割した六勞働日の有給休暇を請求することが出來る。

二年以上繼續勤務した勞働者は使用者に對して一年について前項の休暇に一勞働日を追增した有給休暇を請求することができる。但し有給休暇の總日數は二十日を超えてはならない。使用者は前二項の規定によつて有給休暇を請求する勞働者に對してその請求する時期に有給休暇を與へると共にその期間について平均賃金の前拂をしなければならない。但し請求された時期が業務の正當な運行を妨げるときは他の時期をもつてこれに代へることができる。勞働者が業務上の負傷又は疾病に因つて休業する期間は第一項の適用についてはこれを出勤したものとみなす。

商業、交通業に關する特例

第三十八條　商業及び交通業における勞働時間、休憩、休日に關し特殊の事情あるものはその必要の限度において別に命令をもつて定むる。

適用除外

第三十九條　勞働時間、休憩、休日に關する規定は農業、林業、畜産業、水産業、海運業、興行、病院及び旅館等の事業の勞働及び事業の種類に拘らず事務並に間歇的な勞働に從事する者にはこれを適用しない。

第五章　安全及び衛生

危害の防止

第四十條　使用者は機械、器具その他の設備又は原料、材料若しくは瓦斯、蒸氣、粉塵等に因る危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第四十一條　使用者は勞働者を使用する建設物及附屬建設物について換氣、採光、照明、保溫、休養、避難その他勞働者の健康、風紀並に生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

第四十二條　使用者が前二條の規定によつて講ずべき措置の基準は命令で定める。

安全裝置

第四十三條　危險な作業を必要とする機械器具は命令で定める安全裝置を具備しなければ讓渡又は貸與若しくは設置してはならない。特に危險な作業を必要とする機械器具については主務大臣が必要ありと認めるときはこれが製造、變更若しくは設置前に豫め行政官廳の許可を受けさせることができる。

性能檢査

第四十四條　前條第二項の機械器具は許可を受けた後命令で定める期間を經過したときは行政官廳の行ふ性能檢査に合格しなければ使用してはならない。

前項の性能檢査は主務大臣が指定する他の者に行はせることができる。

有害物の製造禁止

第四十五條　黃燐燐寸その他命令で定める有害物はこれを製造、販賣、輸入又は販賣の目的を以て所持してはならない。

危險業務の就業禁止、制限

第四十六條　使用者は經驗のない勞働者に運轉中の機械若しくは動力、傳導裝置の危險な部分の掃除、注油、檢査若しくは修繕をさせ又は運轉中の機械若しくは動力傳導裝置に調帶、調索の取付若しくは取外し、動力による起重機の運轉その他危險な業務に就かせてはならない。

使用者は必要な技能を有しない者を特に危險な業務に就かせてはならない。

前二項の業務の範圍並に經驗及技能の程度は命令で定める。

安全衛生教育

第四十七條　使用者は勞働者を雇入れたときはその勞働者に對して當該作業に關し必要な危害豫防及衛生のための教育を施さなければならない。

病者の就業禁止、制限

第四十八條　使用者は傳染性の疾病若しくは勞働のために病勢が昂進するおそれのある疾病に罹つた者に對して勞働を禁止し又は制限しなければならない。

前項の規定によつて禁止し又は制限すべき疾病の種類及び程度は命令で定める。

健康診斷

第四十九條　工業、鑛業及その他命令で定める事業にあつては使用者は勞働者の雇入に際し及び定期的に醫師をして勞働者の健康診斷をさせなければならない。

使用者は前項の健康診斷の結果に基いて就業の場所又は業務の轉換、勞働時間の短縮その他勞働者の健康保持に必要な措置を採らなければならない。

安全管理者、衛生管理者

第五十條　工業、鑛業その他命令で定める事業にあつては使用者は危害豫防のために安全管理者を、衛生のために衛生管理者を選任しなければならない。

安全管理者及び衛生管理者の資格及び職務に關する規定は命令で定める。

行政官廳が必要ありと認めるときは使用者に對して安全管理者及び衛生管理者の增員又は改任を命ずることができる。

監督上の行政措置

第五十一條　使用者は勞働者を使用する建設物、附屬建

設物又は設備を設置、移轉又は變更しようとするときは危害豫防、換氣、採光、照明、保溫、休養、避難その他勞働者の安全及び衛生に關し定められた基準に則りその計畫について工事着手十四日前迄に行政官廳に屆出でなければならない。

行政官廳は勞働者の安全及び衛生上必要であると認めるときは工事の着手を差止め又は計畫の變更を命ずることができる。

第五十二條　勞働者を使用する事業の建設物、附屬建設物、設備又は原料、材料が安全及び衛生に關し定められた基準に反するときは行政官廳は使用者に對してその全部又は一部の使用の停止若しくは變更その他危害防止のために必要な事項を命ずることができる。

前項の場合において行政官廳は使用者に命じた事項について必要な事項を勞働者に命ずることができる。

第五十三條　當該事業場に勞働組合があるときは勞働組合、勞働組合がないときは勞働者の過半數を代表する者が安全及び衛生について本法違反の事實があると申立てたときは行政官廳はその事實を調査し必要と認めるときは前條第一項の措置を講じなければならない。

第六章　女子及び年少者

最低年令

第五十四條　十五歳未滿の者は勞働者として使用してはならない。但し十四歳以上の者で命令で定める國民學校の課程又はこれと同等以上と認める課程を終了した者についてはこの限りではない。

前項の規定に拘らず農業、林業、畜産業、水産業、商業その他命令で定める事業及び職業にあつては就學に差支へない範圍で十二歳以上の者を使用することができる。

第一項の規定に拘らず興行の事業にあつては命令の定むる所により行政官廳の許可を受けて十五歳未滿の者を使用することができる。

未成年勞働者の能力

第五十五條　親權者又は後見人は未成年者に代つて勞働契約を締結してはならない。

未成年者は勞働契約を締結するについて親權者又は後見人の同意を必要としない。

親權者又は後見人及び行政官廳はその契約が未成年者に不利であると認めるときは將來に向つてこれを解除することができる。

第五十六條　親權者又は後見人は未成年者が賃金その他勞働によつて得べき收入を代つて受取つてはならない。

勞働時間、休日

第五十七條　使用者は十八歳未滿の者及び女子に第三十四條の協定による時間外及び休日勞働をさせてはならない。

第五十四條第二項及び第三項の規定によつて使用する勞働者には就學のための時間を通算して一日七時間を超えて勞働させてはならない。

深夜業

第五十八條　使用者は十八歳未滿の者及び女子を午後十時より午前五時に至る間において使用してはならない。

主務大臣が必要ありと認めるときは地域又は期間を限つて午後十一時より午前六時に至る時間を以て前項の時間に代へることができる。

交替制によつて勞働させる事業にあつては行政官廳の許可を受けて第一項の規定に拘らず午後十時三十分迄勞働させ又は前項の規定に拘らず午前五時三十分より勞働させることができる。

前三項の規定は第三十一條の規定によつて勞働時間を延長する場合又は病院、電話等命令で定める事業にはこれを適用しない。

勞働時間に關する例外

第五十九條　臨時の必要が有るときは使用者は行政官廳の許可を受けて十五歳以上の者に一日について二時間以内、一週について六時間以内第三十條及び第三十一條の定める勞働時間を超えて勞働させることができる但し一年について百時間を超えてはならない。

危險有害業務の就業禁止、制限

第六十條　使用者は十八歳未滿の者及び女子を第四十六條の危險な業務に就かせ又は命令で定める重量物の取扱ひをさせてはならない。使用者は十八歳未滿の者を毒劇藥、毒劇物その他有害原料、材料又は爆發性、發

火性若しくは引火性の原料、材料を取扱ふ業務及び若しくは塵埃、粉末を飛散し又は有害瓦斯若しくは有害光線を發散し又は高温、高壓の場所における業務その他危險又は衛生上有害な場所における業務に就かせてはならない。前項の規定は十八歳以上の女子に準用することができる。

第二項に掲げた業務の範圍及び前項によつて準用する業務の範圍は主務大臣が定める。

坑内勞働の禁止

第六十一條　使用者は十八歳未滿の者及び女子を坑内において勞働させてはならない。

産前、産後

第六十二條　使用者は六週間以内に出産する豫定の者が休業を求めたときはその者を就業させてはならない。使用者は産後七週日を經過しない者を就業させてはならない。但し産後五週日を經過した者が就業を求めた場合にその者について醫師が支障無いと認めた業務に就かせることは差支へない。使用者は娠振中の女子が求めたときは他の輕易な作業に轉換させなければならない。

哺育時間

第六十三條　生後一年に達しない生兒を哺育する女子は第三十二條の休憩時間の外一日二回各三十分以内その生兒を哺育するための時間を求めることができる。使用者は前項の哺育時間中にその女子を使用してはならない。

生理休暇

第六十四條　使用者は生理に有害な作業に從事する女子が生理休暇を求めたときはその者を就業させてはならない。

前項の作業の範圍は命令で定める。

歸鄉旅費

第六十五條　十八歳未滿の者若しくは女子が退職の日より十五日以内に歸鄉する場合は使用者はその必要な旅費を負擔しなければならない。但し十八歳未滿の者及び女子がその責に歸すべき事由によつて解雇され使用者がその事由について行政官廳の認定を受けたときはこの限りではない。

第七章　徒弟制度

所謂徒弟の禁止

第六十六條　使用者は徒弟、見習、養成工その他何等の名稱をもつてするに拘らず技能の傳習を理由として未成年者を酷使してはならない。

使用者は技能の習得を目的とする未成年者を家事その他技能の習得に關係のない作業に從事させてはならない。

技能の習得を目的とする未成年者の使用

第六十七條　技能の習得を目的とする未成年者の使用は命令を以て定める一定の技能その他の資格を有する者が第六十八條の要件を具へる時に限つて認められる。

第六十八條　技能の習得を目的とする未成年者を雇傭しようとする使用者はその員數、教習方法、契約期間、勞働時間、賃金の基準及び支拂の方法並に宿泊に關する事項を定め行政官廳の許可を受けなければならない。之を變更しようとするとき亦同じ。

使用者が技能の習得を目的とする未成年者を雇入れたときは行政官廳に屆出て證明書の交付を受けなければならない。

使用者は前項の證明書を常時技能の習得を目的とする未成年者に所持させなければならない。

第六十九條　行政官廳は前條の許可に際し技能の習得に必要があるときは契約期間、勞働時間、賃金の支拂、最低賃金、寄宿舍及び危險有害業務の就業禁止、制限に關する規定に對して別段の定めをする事ができる。

第七十條　行政官廳が前條の規定によつて別段の定めをしたときは技能の習得を目的とする未成年者に對する年次有給休暇の適用に就ては第三十七條第一項の勞働日を十二勞働日迄增加させることができる。

第七十一條　技能の習得を目的とする未成年者を使用する使用者がその資格を失ひ又は許可の條件に反した時は行政官廳は第六十八條の許可を取消す事ができる。

第八章　災害補償

療養補償

第七十二條　勞働者が業務上負傷し又は病疾に罹つたときは使用者はその費用をもつて療養を施し又は必要な費用を負擔しなければならない。

前項に規定する業務上の疾病の範圍は命令で定める。

休業補償

第七十三條　勞働者が前條の療養のために勞働に服することができないため賃金を受けないときは使用者は勞働者の療養中平均賃金百分の八十以上に相當する休業補償を行はなければならない。

障害補償

第七十四條　勞働者が業務上負傷し又は疾病に罹り治癒したときにおいて身體障害が存するときは使用者はその障害の程度に應じて平均賃金に別表に定める日數を乘じて得た金額以上の障害補償を行はなければならない。

休業補償及び障害補償の例外

第七十五條　勞働者が重大な過失に因つて業務上負傷し又は疾病に罹り且つ使用者がその事實について行政官廳の認定を受けた場合においては休業補償又は障害補償の全部又は一部を支給しなくてもよい。

遺族補償

第七十六條　勞働者が業務上死亡したときは使用者は遺族又は勞働者の死亡當時その收入によつて生計を維持した者に對して平均賃金（千八十日）分以上の額に相當する遺族補償を行はなければならない。

葬祭補償

第七十七條　勞働者が業務上死亡したときは使用者は葬祭を行ふ者に對して平均賃金（四十五日）分以上の額に相當する葬祭補償を行はなければならない。

打切補償

第七十八條　第七十二條の規定により補償を受ける勞働者が療養開始後三年を經過しても負傷又は疾病が治癒しないときは使用者は平均賃金（千四百六十日）分以上の打切補償を支給しその後この法律の規定に依る補償を行はなくてもよい。

補償を受ける權利

第七十九條　補償を受ける權利は勞働者の退職によつて變更されることはない。

補償を受ける權利は讓渡し又は差押へしてはならない

他の法律との關係

第八十條　補償を受けるべき者が同一の事由について民

法によつて損害賠償を受けたとき又は健康保險法若しくは厚生年金保險法によつて保險給付を受けるべきときは使用者はその價額の限度において補償の責を免れる。使用者は補償をなしたときはその補償の價額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

審査及び調停

第八十一條　業務上の負傷、疾病若しくは死亡の認定、補償金額の決定その他補償の實施に關して異議ある者は行政官廳に對して審査及び事件の調停を請求することができる。

行政官廳は前項の請求があつたとき又は必要があると認めるときは審査又は事件の調停をしなければならない。

行政官廳が審査及び調停のために必要であると認めるときに醫師の診斷又は檢案させることができる。

補償に關する細目

第八十二條　前十條に定めるものの外補償の支給に關する細目は命令で定める。

第九章　就業規則

作成並に屆出の義務

第八十三條　常時十人以上の勞働者を使用する使用者は左の事項について就業規則を作成しこれを行政官廳に屆出なければならない。

就業規則を變更したとき亦同じ。

一　始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並に勞働者を二組以上に分けて六人替代に就業させるときは就業時轉換に關する事項

二　賃金の決定、計算及び支拂の方法、賃金の締切及び支拂の時期、出來高拂及び請負の場合における監視の方法並に昇給に關する事項

三　解雇に關する事項

四　退職手當その他の手當、賞與及び最低賃金額の定めがあるときはこれに關する事項

五　勞働者に食費、作業用品その他の負擔をさせるときはこれに關する事項

六　安全衛生に關する定めがあるときはその規定

七　災害補償並に業務外の傷病扶助に關する定めがあるときはその規定

八　表彰及び制裁の定めがあるときはその種類及び程度に關する事項

九　その他當該事業場における勞働者の全般に適用される定めがあるときはその規定

使用者は必要があるときは賃金、安全衛生及び災害補償に關する事項については別に規則を設けることができる。

作成の手續

第八十四條　使用者は就業規則の作成について當該事業場に勞働組合があるときは勞働組合、勞働組合がないときは勞働者の過半數を代表する者の意見を徵さなければならない。使用者は前項の意見を證する書面を前條の屆書に添附しなければならない。

制裁規定の制限

第八十五條　就業規則において勞働者に對して減給の制裁を定めるときはその減給は一回の額が賃金一日分の半額を超え、一賃金支拂期において賃金總額の十分の一を超えてはならない。

監　督

第八十六條　就業規則は法令並に當該事業場に適用される勞働協約に反してはならない。

行政官廳は前項の規定に抵觸する就業規則の變更を命ずることができる。

効　力

第八十七條　就業規則に定める基準に達しない勞働條件を定める勞働契約はその部分について無効とする。この場合において無效となつた部分は就業規則で定める基準による。

第十章　寄　宿　舍

寄宿舍生活の自治

第八十八條　事業場に附置される寄宿舍に宿泊する勞働者の私生活は勞働者が自らこれを規律すきべものである。

使用者は寮長、室長その他寄宿舍生活の自治に必要な役員の選任に干渉してはならない。

寄宿舍生活の秩序

第八十九條　使用者は左の事項について寄宿舍規則を作成して行政官廳の認可を受けなければならない。

一　起床、就寢、外出及び外泊に關する事項

二　行事に關する事項

三　食事に關する事項

四　安全及び衛生に關する事項

五　建物及び設備の管理に關する事項

前項第一號乃至第四號の事項については寄宿舍に宿泊する勞働者の過半數を代表する者の同意を得ることを要する。

使用者は第一項の認可を受けるについて前項の同意を證する書面を添附しなければならない。

寄宿舍の炊事

第九十條　使用者は寄宿舍における炊事を第三者に請負はせてはならない。但し共同炊事その他營利を目的としない第三者についてはこの限りではない。

寄宿舍の設備及び安全衛生

第九十一條　事業場に附置する寄宿舍の避難施設、收容定員、就寢施設その他危害豫防、風紀又は衛生上必要な事項の基準は命令で定める。

第十一章　監督機關

監督組織

第九十二條　勞働に關する主務大臣、行政官廳及び監督官をもつてこの法律の施行に當る監督機關とする。

行政官廳の組織及び監督官の資格に關する事項は命令で定める。

監督官は勞働に關する主務大臣が任免する。

主務大臣が監督官を解任しようとするときは命令で定める監督官分限委員會の同意を必要とする。

監督官の權限

第九十三條　監督官は事業場及び寄宿舍その他の附屬建設物に臨檢し帳簿及び書類の提示を求め又は使用者若しくは勞働者に對して訊問を行ふことができる。

監督官は就業の禁止、制限をなすべき疾病に罹つた勞働者の檢診をなすことができる。

監督官は製造を禁止された有害物の檢査に必要な分量に限つて無償で製品の見本又は原料を收去することができる。

第三項の場合に於て監督官はその身分を證明する證票を携帶しなければならない。

第九十四條　監督官はこの法律その他勞働者の保護に關する法令の施行について司法警察官吏の職務を行ふ。

第九十五條　勞働者を使用する事業の建設物、附屬建設物、設備又は原料、材料が危害防止の基準に反し勞働者の安全及び衛生に急迫した危險があるときは監督官は第五十二條による行政官廳の權限を即時に行使することができる。

監督官の義務

第九十六條　監督官は職務上知得した特許その他これに準ずる事業の秘密を漏洩してはならない。監督官を退職した後において亦同じ。

第十二章　雜　則

法令、規則の周知義務

第九十七條　使用者はこの法律及びこの法律に基く命令の要旨並に就業規則を勞働者に周知させこれを常時各作業場の見易い場所に掲示又は備付けなければならない。

使用者は寄宿舍に關するこの法律の規定及びこの法律に基く命令並に寄宿舍規則を寄宿舍に宿泊させる勞働者に周知させこれを寄宿舍の見易い場所に掲示又は備付けなければならない。

勞働者名簿

第九十八條　使用者は各事業場毎に勞働者名簿を調整し勞働者の氏名、年齢、履歷及び勞働條件その他命令で定める事項を雇入、解雇その他異動の都度遲滯なく記入し勞働者をしてこれに署名捺印させなければならない。

賃金臺帳

第九十九條　使用者は各事業場毎に賃金臺帳を調整し賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他命令で定める事項を賃金支拂の都度遲滯なく記入しなければならない。

記錄の保存

第百條　使用者は勞働者名簿、賃金臺帳及び雇入、解雇災害、補償、賃金その他勞働關係に關する重要な書類を三年間保存しなければならない。

報告の義務

第百一條　使用者又は勞働者はこの法律の施行に關して

監督機關より求められたときは遲滯なく出頭し又は必要な事項について報告しなければならない。

無料證明

第百二條　勞働者及び勞働者たらんとする者はその戸籍に關して戸籍事務を司る者又はその代理者に對して無料で證明を求めることができる。

使用者が勞働者及び勞働者たらんとする者の戸籍に關して證明を求める場合亦同じ。

國、公共團體に對する適用

第百三條　この法律又はこの法律に基いて發する命令は國、都道府縣、市町村その他これに準ずべきものに適用する。

第十三章　罰　則（省略）

別表

身體障害等級及び災害補償表

（身體障害分類表省略）

等級	災害補償
第一級	千六百二十日分
第二級	千四百三十日分
第三級	千二百七十日分
第四級	千百十日分
第五級	九百五十日分
第六級	八百十日分
第七級	六百八十日分
第八級	五百四十日分
第九級	四百十日分
第十級	三百二十日分
第十一級	二百四十日分
第十二級	百六十日分
第十三級	百十日分
第十四級	五十日分

中央勞働委員會勞働組合資格判定規準

一問　(一)勞働組合の組合長以下組合の幹部が組合事務に專從する場合其のものの諸給與が依然前職の儀會社側より支辨せらるる場合

(二)組合の人件費の大半を會社より補助を受くる場合
右の各場合は組合法第二條第二號に該當するや。

答　(一)勞働組合の組合員が從業員として勤務を爲さず常時專ら組合事務に從事する時は、その者の給與は原則として組合の經費より支給せらるべきものである。併しながら組合發達の現段階に於ては直に之を組合法第二條第二號に該當するものとして處理せず組合の自主性と健全性に主眼をおきその員數給與額等より具體的に判斷せらるべきものである。この場合容認せらるものと雖も協約により明確に決定しておく事が望ましい。(尙現狀に於ては組合の役員が必要以上に多く且つ此等の役員が會社より給與を支給されつつ就業時間中に組合事務に從事する等組合活動と會社業務とを混同する場合が多いがかくの如きは勞務規律の上からも組合の健全なる發達の上から見ても嚴に自肅しなければならぬ事と思はれる。)

(二)共濟事業福利事業等に付てはその經費に付使用者より補助を受くる事は差支へないと考へるが、組合の人件費及事務費の大半に付會社より補助を受くる如きは妥當でない。

二問　左の如き組合は法に依る勞働組合と認め得るや。
(一)請負兼日傭の大工の結成する組合
(二)土建關係荷役等一般日傭者の結成する組合

答　(一)常時相當の規模を以て請負をなす請負業者は勞働者ではないが、日傭を兼ぬるが如き大工は請負を行ふ場合と雖も實質上賃金に準ずる收入を以て生活するものと認められるから斯かる者が勞働組合を結成することは差支へない。要はその實體に從つて個々の場合に付き地方勞働委員會に於て具體的に決定すべきものである。
(二)一般日傭者は當然勞働組合を結成し得る。

備　考
(一)、(二)を通じ問題を生ずるのは勞働者であり乍ら所謂他の勞働者の上前をはねる樣な事實が依然存する事がその大きな原因でもあるので之等に對しては勞働委員會の決定に際し特に留意すると共にかかる弊風の除去に努力すべきである。

三問　勞働爭議の調停仲裁に際し勞働委員會中左の如き事實關係にあるものが委員として之が審議表決に加はることは差支へ無きや
(一)爭議勞働組合の委任を受け使用者に對する交渉の任に當り居る場合
(二)嘗て右の關係にありたる場合(委員會に附さるべきを豫期して交渉に當るを辭したる場合)
(三)爭議當事者が使用者又は勞働者側委員たる場合
右の各項の場合支障ありとし定足數を缺きたる場合は臨時委員を委囑すべきものなりや。

答　勞働委員會の使用者及勞働者側各委員は、一面夫々使用者及勞働者の立場を眞に理解しその利益を代表すると共に他面公正なる立場に於て勞働問題の調整を圖ることを其の任務とするものであるから、勞働委員會の爭議調停に際し勞働代表委員中の或る者が現在爭議當事者たる組合の委任を受け使用者に對する交渉委員たる場合(委員會に附さるべきを豫期して交渉委員を辭したる場合は除く)若しくは爭議當事者が使用者又は勞働者側委員たる場合は、その委員が委員會の表決に加はることは法の精神より好ましくない嫌ひがあるが、審議に參與することは差支へないと思料される。
然し要は事件の合理的解決にあるのであるから委員會が必要と認めれば審議表決に參加せしめて差支へないと思はれる。
尙右の場合支障ありとしてその爲委員の定足數を缺くに至つた場合は臨時委員を委囑すべきものと考へる。

四問　(一)法第二條第一號の「使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキモノ」の範圍が各府縣に依り認定基準區々なるを以て更に具體的に明示せられたい。
(二)右の規準は組合が顧問を置く場合にも類推解釋すべきや。
(三)國有鐵道の驛長又は區長を組合員に包含せる場合は法第二條第一號に該當するや。
(四)學校長と教職員との關係は私立に非ざる國民學校青年學校、幼稚園等に於ては
(イ)　使用者、被使用者の關係に非ず。
(ロ)　學校長は使用者の利益代表者に非ず、教員の

利益代表者なり。

(ハ) 學校長を組合より除外するときは校内の對立抗爭を生ずる虞が多く學校運營の圓滑を缺き教育上好ましからず。

等の理由に依り學校長を組合に加入せしむるを可と思料するも差支へなきや。

答 (一)法第二條第一號の「使用者又ハソノ利益ヲ代表スト認ムベキモノ」については、社長、重役が明かに之に該當することは當然であるが部課長、所長、工場長も原則として使用者の利益を代表するものと看做される。

然し課長、現場一部門の長たる工場長については必ずしも右の原則に拘泥せず勞働關係の決定に直接參劃せざるものは組合の自主性と健全性を害せざる限度に於て組合に加入するも差支へないと考へられる。一方勞働關係の決定に直接參劃し若しくは之を補佐する立場にあるものは課長以下の矢長、課長代理、係長と雖も一應組合加入を差控へるべきである。

尙是等についてはいづれも組合の現狀、組合内に於けるそれ等の者の地位等具體的實情を調査し勞働委員會に於て決定すべきものである。

(二)前號の規準により「使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキモノ」を組合が顧問としておく場合も組合法第二條第一號に該當する。

(三)驛長又は區長（管理部に於ては係長を含む）等は驛單位又は區單位に組合を結成する場合には使用者代表と考へねばならぬが然らずして管理部單位鐵道局單位又は全國的に組合を結成する場合には是等のものを組合員に入るるや否やは專ら組合の自主的決定に委ねるべきである。

(四)私立に非ざる國民學校、青年學校、幼稚園の校長又は園長等にあつても學校單位、園單位に組合を結成する場合には使用者代表と考へねばならぬが郡單位、都道府縣單位又は全國的に教員組合を結成する場合にはこれ等のものを組合員に入るるや否やも又組合の自主的決定に委すべきである。

五問 勞働組合の結成に際し之を妨害せんが爲使用者が被使用者を馘首せる場合並に勞働組合結成に反對せる被使用者を馘首せる場合勞働組合法に抵觸するや否や。

答 問題の場合は法の解釋としては直接には法第十一條及第三十三條の適用はないが斯の如き馘首は使用者の權利の濫用であり第一條の「團結權ノ保障」の規定に違反する不法なる行爲と考へられるので民事上は解雇の無效及損害に對する賠償を請求し得るものと解する。

六問 從業員の待遇改善要求に因る企業解散に關しては勞働組合法に何等の規定なきも如何に取扱ふべきや。

答 具體的事情を精査して判斷すべきものであるが濫りに會社を解散するが如きは現下の產業事情より考へ企業者として許し得ざる態度であるから勞働委員會に於て事情を十分に調査し圓滿解決に努むべきである。然し乍ら若し右の擧に出た動機に於て勞働組合の組合員たるの故を以て解雇し又は不利益なる取扱をなさんとする意圖ある時は、法第十一條に該當する。

七問 組合支部の設立屆出は、その支部が獨立の規約并に役員を有し獨自の活動を爲すと否とに拘らずこれをさせねばならぬと解して差支へないか。若し然らば獨自の規約并に役員をしない支部の屆出べき規約及び役員の氏名、住所は當該組合本部の屆出と同じものを屆出ずることになり他府縣に跨る支部の場合を除き事務を煩瑣にするに過ぎないやうに思はれるが之が取扱は如何にすべきか。

答 獨立性なき支部についても設立屆出の義務あること及びその場合における屆出事項については見解の通りである。之は縣廳においてはいたづらに事務を煩雜ならしめる如くであるが、各勤勞署において管下の情勢把握のため必要なのであるから、縣廳において臺帳を整理するに際しては重複せざるやう十分注意せられたい。

尙組合法による勞働組合に關しては、支部の名稱を用ふるものであつても本部の組合規約とは別に法第七條所定の獨自の組合規約を有し獨自の活動を爲し

C I & E
REFERENCE LIBRARY

得るものはすべて單位組合として取扱ひ、この場合の組合本部は聯合團體として取扱ふものであつて、組合法施行事務處理規程第一條の支部とはこのやうに單位組合として取扱ふことの出來ない支部を謂ふのである。

八問　全國的單一勞働組合の數府縣に跨る地方支部（獨立性を有するもの）の資格審査は當該支部事務所々在地の地方勞働委員會において實施せねばならぬと解釋して差支へないか。

答　見解の通りである。

九問　組合聯合團體（全國單一組合の地方支部を含む）の資格審査については、加盟單位組合が既に資格承認濟であることを要するものと解して差支へないかさうだとすれば前項の如き數府縣に跨る單一組合地方支部（傘下に單位組合を有するもの）の資格審査については各傘下單位組合の資格承認濟であることを證明するに足る書類を當該支部より提出させるか關係府縣に照會することを要すると考へられるが之が取扱ひは如何にすべきか。

答　組合聯合團體（全國單一組合支部を含む）の資格審査については加盟單位組合が既に資格承認濟であることを要しない。法第五條により屆出をした組合は資格を否認されない限り聯合團體に加入し得る。聯合團體の資格審査は聯合團體そのものにつき法第二條に該當するや否やを審査すべきである。

十問　勞働組合は營利事業を行ひ得るや否や。

答　一般的には勞働組合は法第二條に定められた組合の目的の範圍内において附帶的に營利事業を行ひ得る。

十一問　勞働組合法第十一條の行爲が法施行前に發生してゐた場合、同法第三十三條に依り處罰し得るや否や又施行前に發生した法第十一條違反行爲が法施行後現に繼續してゐる場合如何。

答　組合法第十一條の行爲が法施行前に行はれた場合は、法律不遡及の原則に依り同法第三十三條の罰則は適用されない。質問の後段については、法施行前に發生した第十一條違反行爲が法施行後現に繼續してゐるといふことはあり得ない。單に結果が繼續してゐることがあり得るのみである。從つて法の適用については前段の場合と同じである。然しながら右の如き行爲は組合法の精神に反する行爲であるから罰則の適用があると否とに拘らず勞働委員會等において適宜指導し合理的解決を圖るのが望ましい。

新潟地方勞働委員會運營規程

第一條　新潟地方勞働委員會（以下委員會と稱す）の會長は第三者たる委員中より委員無記名投票に依り之を選擧す

會長事故あるとき其の職務を代理する者を前項の規定に準じ豫め選擧し置くものとす

第二條　委員會は左の場合其の都度會長之を開催す

一、勞働組合法（以下法と稱す）第六條又は法第八條の規定に係る事案に付地方長官より附議ありたるとき

二、法第十一條の規定に違反事實ありたる旨地方長官又は委員より申出ありたるとき

三、法第十五條の規定に係る事件に付地方長官又は委員より附議の要求ありたるとき

四、法第二十四條の規定に基き協約當事者の申立ありたるとき又は地方長官より附議の要求ありたるとき

五、其の他會長必要ありと認めたるとき又は地方長官若くは委員より開催の要求ありたるとき

地方長官又は委員が委員會の開催を請求せんとするときは附議事項及希望開催日時を具し會長に對し之を爲すものとす、會長委員會を開催せんとするときは地方長官よりの請求に因る場合の外其の附議事項開催日時を地方長官に通報すべし

第三條　會議事項の有無に拘らず毎月第二金曜日定例會議を開き事務の連絡竝に意見の交換を行ふものとす

第四條　委員會は使用主を代表する委員、勞働者を代表する委員各三名以上及第三者たる委員二名以上出席するに非ざれば議決を爲すことを得ず

出席委員中使用者を代表する委員及勞働者を代表する委員同數ならざる場合に於て出席委員より要求あ

りたるときは期間を限り決議を延期することを得

第五條　第三者たる委員は直接自己に利害關係ある事案に關しては其の決議に加はることを得ず

第六條　法第六條、第八條、第十五條、第二十四條及第三十三條の規定に依り決議を爲す場合並に法第二十七條第二項及第三十二條第一項の規定に依り建議の決議を爲す場合の外會長は事案に依り委員會に代へ小委員會を召集することを得、此の場合會長は使用者を代表する委員及勞働者を代表する委員に付各同數を指名することを要す

小委員會の決議は次の委員會の承認を得ることを要す

第七條　會長委員會を招集せんとするときは緊急已むを得ざる場合の外少くとも三日前迄に會議事項及日時を委員に通知すると共に地方長官に通報すべし

第八條　委員病氣其の他の事由に因り會議に出席することを能はざるときは其の旨を事務局長宛に速報すべし、委員一週間以上の旅行其の他の事由に因り不在となるときは豫め事務局長宛連絡先を通知すべし

第九條　法第六條、第八條及第二十四條の規定に依り地方長官より附議せられたる事項は特別の事情なき限り要求ありたる日より十日以内に決議すべきものとす

委員會前項の決議を爲したるときは理由を附したる決議書を作成し地方長官に送付すべし

第十條　委員會を開催したるときは事務局長は議事錄を作成すべし

前項議事錄には會長の指名せる委員三名の署名を要す

第十一條　會長及委員は委員會の決議に依り評議の顚末又は意見の多少を公表することを得

第十二條　會長は委員會開催の顚末を其の都度地方長官に報告すべし

第十三條　法第二十七條第二項の規定に依り他の行政廳に建議したるときは其の寫を地方長官に送付するものとす

第十四條　委員會勞働爭議の調停又は仲裁を爲さんとするときは其の旨を地方長官に通知すべし但し地方長官の請求に因り之を爲さんとするときは此の限に在らず

第十五條　會長は委員會の事務を行ふ爲必要ありと認むるときは適當と認むる委員又は職員を指名して法第二

十七條の事務及第二十九條の臨檢檢査を行はしむることを得

前項の措置を爲さんとするときは委員會に諮ることを要す但し急を要する場合、輕易なる事項に關する場合、又は一定の事案に付委員會の承認ある場合は此の限に在らず

昭和二十一年三月九日議決

新潟地方勞働委員會
爭議調停規程

第一條　新潟地方勞働委員會（以下單に委員會と稱す）は左の各號の一の場合に於て勞働組合法第二十七條第一項第三號に依り勞働爭議の調停をなす

一、爭議當事者の双方より調停の申請ありたるとき

二、地方長官より調停の請求ありたるとき

三、勞働協約に爭議ありたるとき調停に付する旨規定ありたる場合に於て當該規定に基き當事者の一方より調停の申請ありたるとき

四、其の他委員會に於て必要と認めたるとき

前項各號以外の場合に於て爭議當事者の一方若くは地方長官以外の行政廳より調停の申請若くは依頼ありたるときは委員會會長は調停をなすことの可否を委員會に諮ることを要す

第二條　前條第一項第二號乃至第四號の場合に於て會長は爭議當事者の一方又は双方に調停に服すべき旨勸告するを要す、爭議當事者の一方又は双方に於て前項の勸告を拒否せるときは調停をなすことを得ず

前項の場合に於て委員會必要と認むるときはその經緯委員會及當事者の一方又は双方の意見を公表することを得

第三條　調停の申請請求若くは依頼は委員會會長に對し文書を以て之をなすものとす

第四條　委員會調停をなさんとするときはその旨を爭議當事者の双方及地方長官に通知するを要す

第五條　委員會爭議の調停をなさんとするときは勞働組合法施行令第三十七條の規定に依る臨時委員を委囑することを地方長官に建議することを得

前項の場合に於て委員會の使用主、勞働者及第三者を代表する委員は夫々使用主、勞働者及第三者を代表する臨時委員たるべき者を推薦すべし

爭議の當事者は前項の推薦に關し希望を述ぶることを得

第六條　委員會會長は委員會の同意を得て委員及臨時委員中より調停委員を指名すべし

前項の調停委員は使用主、勞働者を代表する委員及第三者委員各同數たることを要す

第七條　調停委員は調停委員會を構成し第三者を代表する委員中より委員長一名及委員長事故あるとき之に代るべき者一名を互選す

第八條　調停委員會の運營に關しては本規程に定むるものの外總て勞働委員會の運營に準ずるものとす

調停委員會は前項の規定に拘らず其運營に關する取決めをなすことを得

第九條　調停委員會は出席委員三分の一以上より請求ありたるときは之を秘密會となすべし

第十條　調停委員會は使用主、勞働者を代表する委員及第三者委員の各半數以上出席するに非ざれば議事を開き議決をなすことを得ず

第十一條　調停委員會は調停手續中又は調停終了時に於て必要ありと認むるときは調停の經過、爭議當事者双方の意見、調停委員會に於ける各種の意見等を公表することを得

第十二條　調停委員會は爭議當事者に對し罷業其の他の爭議手段の停止其の他の事項を勸告することを得

第十三條　調停委員會は必要と認めらるる措置を執るべきことを行政官廳又は其の他の關係者に建議又は勸告することを得

第十四條　調停委員會必要ありと認むるときは其の決議に依り調停案を作成し當事者双方に提示し和解を勸告することを得

第十五條　調停委員會は必要に依り行政官廳及其の他の關係者の意見を徵し又は調停案の可否其の他に付當事者組合の勞働者の一般投票に付することを得

第十六條　調停成立し又は成立せざるに到りたるとき及第七條に依る互選を行ひたるとき第八條第二項に依る

定めをなしたるとき及第十一條乃至第十五條の措置を執りたるときは調停委員會は其の旨委員會會長に報告することを要す

第十七條　會長は調停委員會の終了せる旨の報告を受けたるときは其の旨地方長官に通知し且調停委員を解任することを要す

第十八條　調停委員會は勞働委員會の一部を構成し勞働委員會委員の權限及義務は總て調停委員に適用するものとす

第十九條　調停委員會の事務は新潟地方勞働委員會事務局之を掌る

第二十條　本規程の改正は勞働委員會の議決に依る

第二十一條　本規程は勞働委員會のなす勞働爭議の豫防に付之を準用す

經營協議會指針

（これは厚生大臣から中央勞働委員會へ發せられた經營協議會の組織運營等に關する參考例の作成といふ諸問に對し七月十七日の同會第八回總會で決定された答申である）

×

經營協議會はその附置せらるべき各事業の特殊性に應じ勞働協約を以て適宜にその内容を決定するを妥當とし、一律的の規律を決定し强ひて之に遵據せしめようとすると、反つてとかくの無理を生じて制度本來の機能を十分に發揮し得ないこととなり易い。然し、現に設立されてゐる經營協議會の實情及び協議會設立をめぐつて各方面に行はれてゐる交渉紛爭等の狀況から考へると、此際協議會の設置に關して特に考慮を要すべき諸點につき理論的の解說を與へて關係者一般が此の問題を考へる爲の參考資料を提出することは、一面無用の論議を避けることに役立つと同時に、經營協議會をしてその本來の機

能を十分發揮せしめることに責するところが少くないと思ふ。

尙本指針は現在行はれつゝある勞働協約並に經營協議會の現狀を基礎としたものであるが將來勞働協約の運用並に勞働組合の質的向上に伴ひ經營協議會の機能、取扱ふべき事項の範圍も漸次進展すべきものと思ふ。

又以下の解說は主として普通の株式會社を基準として與へられてゐるが、國有鐵道の如き非營利事業についても一面それぞれ事業の特殊性に十分注意を拂ひながら略同理を類推して事を考へることが出來ると思ふ。

第一　經營協議會の本質

經營協議會は產業民主化の精神に基き勞働者として事業の經營に參劃せしめる爲め使用者と勞働組合との協約に依つて設けられる常設の協議機關である。單なる懇談會若くは諮問機關と異り、使用者を代表する委員と勞働者を代表する委員とが平等の立場に立つて協議するのであつて、その結果決定された事項に付ては當事者双方共その實現を圖るべき義務を負ふ。しかし協議會設置の故を以て事業幹部の經營全體を統括指揮する權限と職責とには何等の變化がある譯ではなく、唯從來は幹部が專權的に決定實施し得た事項を特に協議會に附議した上、その決定に從つて實施せねばならぬ義務を負ふこととなるだけのことである。

尙株式會社に於ける勞働者經營參加の方式として、勞働者に株式を與へて株主總會に參加せしめ又は勞働組合の推薦する者を重役に加へる等の方法も考へられるけれども、此等は經營協議會とは全く別物である。經營協議會は飽くまでも會社幹部と勞働組合との併立を前提としつゝ勞働者に經營參加を認める制度である。

第二　經營協議會の設置

經營協議會は使用者と勞働組合との勞働協約に依つて設置される。從つて勞働協約に依らず、使用者が勞働者の經營參加を許す爲めに一方的に設けた機關は經營協議會ではない。

第三　經營協議會の構成

經營協議會は勞働協約の定むるところに從ひ使用者を代表するもの及び勞働者を代表するものを以て構成される。

（イ）委員數は勞働協約を以て任意に定め得る。使用者側、勞働者側を必ずしも同數にする必要はない。雖かしい問題になると、結局一對一となつて多數決では事をきめ得ないことになること後記の通りだからである。

（ロ）使用者を代表するものとして何人を出すかは幹部の自由であるが、協議を圓滑に運ばしめる爲めには、成るべく社長、專務取締役、工場長の如き自ら責任を以て協議に當り得る者が出席することが望ましい。さもないと、折角協議會で決めたこともあとから重役會で否定されて、反つて組合との間に摩擦を起し易いからである。

（ハ）勞働者側委員は組合が正規の手續に依つて自主的に之を定むべきであつて、使用者側からその人選に干涉することは許されない。尙勞働者側委員は組合員全員から信任を得て居り、完全な代表權限をもつてゐることが必要であつて、出來れば彼等が協議會に於て同意したことはそのまゝ組合從つて組合員全員を拘束するようであつて欲しい。

（ニ）第三者を委員に加ふるや否やも勞働協約を以て任意に定め得るが、例へば交通機關の如き直接公衆の日常生活に關係ある事業にあつては、公衆を代表する第三者を加へる方がよい場合が少くないと思ふ。

第四　經營協議會の權限

協議會の權限、卽ち勞働者に許される經營參加の程度は各事業の特殊性に從ひ協約を以て適宜に之を定むべきである。事業の性質又は當該組合の實力に依り條理上自ら一定の限界があるべきであるが、現行法上その限界を定めた强行法規は存在しない。從來の實例に依ると

（イ）協議事項として最も普通なるは勞働時間、賃金の支拂方法及び法定基準其の他勞働條件の適正化に關係ある事項、勞働衛生、勞働能率の向上と勞働强度の調整其の他勞働力の保全に關係ある事項、勞働者の厚生施設、物資配給に關する事項、生產計畫及びこれを實行する爲に必要な作業計畫に關係ある事項等主として直接勞働者の利害と關係ある事項であるが、協議會の本質上權限を此等に限定せねばならない法的根據は存在しない。

（ロ）勞働者の雇入解雇その他人事に關する規準、職制等に關する事項を協議事項とするの外、具體的の人事を協議事項としてゐる例が少くないけれども、具體的の人

事を協議會にかけると反つて色々の弊害を生じ易い。これは寧ろ組合の諒解を得るなり、抗議の餘地を與へる程度のことを勞働協約中に定めて置く程度にして置く方がよいと思ふ。

（八）利益配當、重役其の他會社幹部の人事を協議事項に加へることはそれ自身違法ではないけれども、それには會社の定款にその趣旨の規定を設けて問題の發生を豫防する用意が必要であつて、さもないと折角かゝる事項を協議會で決定しても法律上株主總會を拘束し得ない爲め問題を後に殘す虞がある。

（二）紛爭ある場合必ず之を協議會に附議してその解決を圖ることとし、その上でなければ當事者共双方爭議行爲を行はない旨の條項を設けることは豫防の手段として望ましい。

尙以上の外協議事項とは別に、會社の經理内容を常時成るべく詳細に報告し勞働者に理解せしめて置くことは勞働關係を圓滿ならしめ紛爭を豫防するのに役立つこと少くないと思ふ。

第五　經營協議會の性格

經營協議會は單なる懇談會ではない。協議事項に關し使用者側及び勞働組合側の双方から隔意なく意見を述べ合つて諒解を成立せしめる事をその使命とする。從つて

（イ）決議も實際には滿場一致に依つて行はるゝを通例とすべく、假りに規約上決議方法として多數決制を採用する旨を規定して置いても結局用を爲さないであらう。當事者双方の意見が對立的に分れるやうな重要事項になると出席委員の員數如何に拘らず結局は一對一の結果となり協議會の手では解決し得ないのが事物の性質上當然である。

（ロ）從つてかゝる場合に對する對策としては、豫め第三者の仲裁乃至調停に附する旨の條項を設けて置けばよい譯である。

（ハ）決議の効力は勞働協約と同一の効力あるものと解すべきであり、當事者双方共誠意を以て之が實現に力むべき義務を負ふものと考へらるべきである。從つて決議事項を例へば會社としては株主總會の決議を要すべき事項なるときは遲滯なく之を附議するを要する。而して此の場合株主總會の承認なきときは決議を以て法律上會社

を拘束し得ざること勿論であるが、實際には協議に參加した會社側代表者の努力に依り株主總會も實情を考慮して自ら善處するに依つて事が圓滿に解決せらるべきことが期待される。

尤も決議にかゝる法的拘束力をもたせなければ會社の定款中に豫あその趣旨を規定すれば良い譯であつて、法律上全く解決の道がない譯ではない。

國内最大生産設備　最長ノ經驗

13クロム
18クロム
18 — 8
ステンレス鋼
專門製造

耐熱用機械材料、鋼鈑、プレス加工製品、耐酸用機械材料
鋼材、仕上、組立、加工、家庭用食器、器具、鑄物
其ノ他アラユル種類ノ御相談ニ應ジマス

日本ステンレス株式會社

本社　新潟縣中頸城郡直江津町直江津861
電話直江津 67、68、415、416、417、113
東京事務所　東京都日本橋區江戸橋1ノ15
電話日本橋 自5291至5295 自5413至5416、2541
直江津工場　新潟縣中頸城郡直江津町古城545ノ1
電話直江津 自393 至396
松本工場　松本市出川町字小島上2275ノ1
電話松本 460、2019、152
高岡工場　高岡市向野町860
電話高岡 8、204

お気軽にトラックの御用命を！

親切
迅速
公價

新潟市流作場二一一八番 本社

運 新潟自動車株式會社

代表電話四二八〇番

所張出ニ並所業營

東新潟	電四二八六	二二一四〇一
西新潟	〃二九四九	二二一八〇九
鶴田	〃二三〇三〇〇	二二一五七〇
新津	〃	二二一四八〇
五泉	〃	二二一八〇八
村松	〃	二二一四〇一
小須戸	〃	二二一五七〇
白根	〃	二二一八〇八
加茂	〃	二二一四〇一
三條	〃	二二一五七〇
新發田	〃	二二一八〇八
吉田	〃	二二一四〇一
戸頭	〃	二二一五七〇
大野	〃	二二一八〇八
内野	〃	二二一四〇一
卷	〃	二二一五七〇
曽根	〃	二二一八〇八
三川	〃	二二一四〇一
津川	〃	二二一五七〇
新發田	〃	二二一八〇八

新潟縣下勞働組合一覽

新潟縣勞働組合聯合會加盟組合、同役員、日本勞働組合總同盟新潟縣聯合會加盟組合、同役員、縣下勞働組合聯合團體、勞働組合聯合團體の解散せるもの、縣下勞働組合一覽、解散せる主要組合

縣下勞働組合一覽

新潟勤勞署管内（一〇一組合）

名所	所在地	設立年月日	組合員數 男	組合員數 女	組合員數 計	幹部氏名	
北越製紙パルプ工場勞働組合	〃山木戸	二一、二、三	一九七	六四	二六一	組合長	大野民藏
						副組合長	齋藤耀
新潟海陸運送勞働組合	〃沼垂	〃三、一〇	一八一	六八	二四九	委員長	新井保作
						〃副委員長	野澤松治
三菱鑛業株式會社新潟金屬工業所勞働組合	〃河渡甲	〃一〇、五	四九	九	五八	組合主事	菊寺本由米一吉
全日本海員組合新潟支部	〃沼垂	一〇、五	一五〇六	六	一五一二	支部長	杉田名部山善太郎三
昭和石油關屋製油所勞働組合	〃關屋	二一、一二	四七	二六	七三	委員長	渡中山柴口垣甚四郎雄
新潟硫酸株式會社新潟工場勞働組合	〃關屋	〃三、一三	一三四	一六	一五〇	組合長	山口垣甚四郎雄
亀田鄉學校教職員組合	中蒲亀田町	〃三、五	九二	九〇	一八二	副組合長	岩員淵沼信惣四吉郎

新潟臨港開發勞働組合	新潟市沼垂	二一、三、一一	六二	五	六七	副委員長	渡邊大作
新潟塗裝勞働組合	〃湊町	〃三、一五	三二		三二	組合長	外山永寺藤一郎
						副〃	山留之助吉
石井精密工業株式會社新潟製作所從業員組合	新潟市河渡乙	二一、二五	二六〇	九二	三五二	常任委員長	細谷國松之助
						〃常任委員	中山國夫
日東鑛業株式會社内野工場勞働組合	西蒲内野町	〃二、二五	七〇	一六五	二三五	組合長	鄉田精治
						〃副〃	石井美久
日東硫曹從業員組合	新潟市沼垂	二、一一	一〇〇	三四	一三四	委員長	堅田米清吉藏平
						〃副〃	大野寿
新潟硫酸株式會社石山工業從業員組合	〃榎	〃三、一	五五	九	六四	組合長	片桐政雄吉
						〃副〃	八木興
東洋合成工業株式會社新潟工場勞働組合	〃榎	〃二、二〇	一四二	四三	一八五	常任委員	山口藤國雄次
						〃副〃	近雄
昭和石油新潟製油所勞働組合	〃沼垂	〃二、一二	二二二	三三	二五五	委員長	猪股榮平
						副〃	羽田新三
船舶運營會從業員組合新潟支部	〃沼垂	〃二、一七	七三	四二	一一五	委員長	曾根一郎
						副〃	山口六郎
東京無線機株式會社新潟支部從業員組合	中蒲亀田町	〃二、一一	二二	二	二四	支部長	吉田貞雄
						常任委員	金崎芳郎
						〃	末子渡
						〃	長田生
						〃	池谷文勇

新潟電氣工業株式會社從業員組合	新潟市沼垂	二一、三〇	五九	一一	七〇	組合長
新潟鐵道局醫療關係從業員組合	〃流作場	一、二八	七九	一五七	二三六	常任理事長
新潟縣食糧營團從業員組合	新潟市上大川前九	二一、一七	一〇七七	四八六	一五六三	委員長
關東石炭配給統制株式會社職員組合新潟支部	〃西堀通七	二、一一	四七	二一	六八	〃委員長
新潟港運勞働組合	〃沼垂	三、一	二二〇	一四二	三六二	委員長
日本輕金屬株式會社新潟工場勞働組合新潟支部	〃出來島	三、七	六五九	一〇五	七六四	支部長
新潟工業用水勞働組合	〃上所島	二、二〇	九		九	常任理事
日東工鑛業株式會社新潟工場勞働組合	〃松島通二	二、一一	一九一	六九八	八八九	組合長
新潟鐵道局勞働組合	〃流作場	二、九	一四五五	五九四	二四〇九	執行委員長記書

北越製紙新潟工場勞働組合	新潟市沼垂	二一、三	四七二	一〇八	五八〇	組合長
新潟縣青年學校教員組合	〃一番堀通	一、二二	七五八	五〇九	一二六七	副理事長
新潟市青年學校職員組合	〃一番堀通	一、二二	二二	一〇	三二	副理事長
日本證券取引所新潟支所々員會	〃上大川前	二、九	一〇	四	一四	副委員長
株式會社小野鐵工所勞働組合	〃柳島町四丁目	二、一六	二〇八	三三	二四一	〃委員長
新潟交通勞働組合	〃流作場	三、一四	五二二	二七一	七九三	副執行委員長
新潟縣系統農業會從業員組合	上大川前五	三、一八	二二四二	一八三	四〇七五	組合長
新潟瓦斯從業員組合	〃元下島町	三、一一	五三	七	六〇	副〃
東京芝浦電氣株式會社沼垂工場從業員組合	〃沼垂	四、一	八三	四一	一二四	執行委員長書記長
日本飼料統制株式會社從業員組合新潟支部	〃本町通	三、五	一六	九	二五	組合長
新潟市國民學校教員組合	〃西堀通四	三、二五	二八二	三七四	六五六	支部長

島本鐵工所勞働組合	西蒲内野町	二一、四、四	三〇五	四一	三四六	組合主事
日本勸業銀行新潟支店行員組合	新潟市西堀通四	〃四、一三	三四	四三	七七	副委員長
大光無盡株式會社新潟支店從業員組合	〃上大川前二	〃四、一七	三五	二三	五八	委員長
新潟製材勞働組合	〃本町通四 白井方	〃四、一四	一二五	三八	一六三	組合長
日本生命新潟支社從業員組合	〃古町九	〃四、二三	三九	七九	一一八	副委員長
新潟縣國民學校教職員組合	〃白山校内	〃四、二四	一五〇〇	五七〇	二〇七〇	〃〃理事長
運輸省新潟鐵道教習所從事員組合	〃下所島	〃四、二六	二六一	五六	三一七	執行委員長書記
株式會社新潟鐵工所製作所勞働組合	〃入船町	〃五、一	三〇六七	二九九	三三三七	組合長 副理事長
日本石炭從業員組合新潟支部	〃古町七	〃五、一	四九	三六	八五	支部長
三菱鑛業株式會社新潟出張所職員組合	〃下大川前二丁目	〃五、四	一一	二	一三	委員長

北越製紙パルプ工場重勞働組合	新潟市山木戸	二一、五、五	一〇	一三	二三	委員長幹事
日新染布株式會社亀田工場勞働組合	中蒲亀田町	〃五、八	二四	三五	五九	組合書記長
東京芝浦電氣株式會社生物理化學研究所新潟支部從業員組合	新潟市關屋	〃五、一	九三	七五	一六八	副組合長
三菱鑛業株式會社新潟金屬工業所職員組合	〃河渡甲	〃五、一	二四	二一	二六	委員長
新潟製紙株式會社勞働組合	〃關屋	〃四、二〇	三八	三一	六九	副組合長
東北電氣工事從業員組合	〃本町通六	〃五、二〇	七二	三	七五	委員長
日本石油株式會社新潟製油所從業員組合	〃沼垂	〃五、二五	四四五	四三	四八八	副組合長
小木曾織維工業從業員組合	〃馬越	〃五、三一	一四	三〇	四四	執行委員長
東京稅務職員組合新潟支部	〃上大川前	〃六、一	七五	七〇	一四五	副支部長
日本鋼管株式會社新潟電氣製鐵所從業員組合	〃沼垂	〃六、三	二四四	四六	二九〇	〃〃 副委員長

全國醫師會職員組合　新潟縣支部　支部長　遠島榮作
杉治新潟工場從業員組合　委員長　藤崎文三
新潟市食糧品小賣統制組合　副委員長　岩清田理喜
配給所從業員組合　〃　瀨田福松
新潟地方裁判所職員組合　〃　竹內時雄
東洋合成工業株式會社新潟工場藥品部從業員組合　〃　笠原實
新潟市役所職員組合　〃　羽賀進
新潟日報社從業員組合　〃　鈴木甚太郎
石油配給統制株式會社新潟支店沼垂油槽所從業員組合　〃　阿部榮平
八洲產業株式會社從業員組合　〃　竹內種藏
新潟新聞販賣組合　〃　吉田正國太郎
〃　〃　〃　

新潟地區貨物自動車株式會社勞働組合	新潟市一番通	二一、三、一〇	二七三	一四六	四一九	組合長 森田豊吉
〃	〃	三、一	一三〇	五〇	一八〇	副〃 渡邊驛
株式會社藤島製作所勞働組合	柳島三丁目	七、一〇	二一二	二七	二三九	委員長 千代澤長平
東洋埠頭商事株式會社社員組合新潟支部	沼垂	九、二	九	三	一二	組合長 野口正三郎
全國專賣局職員組合新潟支部	流作場	八、二〇	一六三	二〇	一八三	副〃 笹川正男
株式會社新潟鑄造所從業員組合	沼垂	一、二六	六七	一九	八六	支部主任 遠藤定男
新潟日傳勤勞署職員組合	沼垂	九、一六	一四	五	一九	支部長 鈴木勝三
新潟縣印刷出版勞働組合	西堀三	九、一	八九	六六	一五五	副〃 川原治三郎
石油配給統制從業員組合新潟支店支部	東堀四	九、一三	七四	三七	一一一	支部長 鈴木重三
久保田鐵工所從業員組合	豐照町	九、三〇	四五	四	四九	委員長 岡崎清一郎
全日通勞働組合新潟支社支部	流作場	〃	一五二	七三	二五三	執行委員長 堤齋藤知亨

全日通勞働組合新潟支店	新潟市流作場	二一、九、三〇	二五六	五六	三一四	執行委員長 吉田力次郎
全日通勞働組合新潟港支部	沼垂	〃	三七三	一六五	五三八	副〃 井越力
全日通勞働組合沼垂支部	沼垂	〃	二〇九	九五	三〇四	執行委員長 石原市太郎
全逓信從業員組合新潟郵便局支部	東堀七	〃	五三五	一五六	六九一	副〃 内山慎一郎
全逓信從業員組合新潟電話局支部	東堀七	〃	二五	二五四	二七九	支部長 篠田雅俊
全逓信從業員組合新潟貯金支局	西堀五	〃	一二五	三八一	四〇六	副〃 吉井田中富夫
全逓信從業員組合新潟鐵道郵便支部	大川前通六	〃	一五三	一四	一六七	支部長 宮田尚廣
全逓信從業員組合新潟電氣通信工事局支部	西堀五	〃	二八八	一三	三〇一	副〃 庄井二
全逓信從業員組合新潟無線器通信工事局支部	古町一三	二一、九、三〇	六二	一一	七三	支部長 輔亀井
全逓信從業員組合新潟電信局支部	東堀七	〃	一六六	二四	一九〇	副〃 吉田村義男
全逓信從業員組合新潟市內特定局支部	東仲通一	〃	一二	六三	七五	支部長 眞島正フサ
						副〃 加藤光男
						〃 藤周平夫
						〃 野繁

全逓信從業員組合新潟逓信病院支部	新潟市古町八	二一、九、三〇	一四二三	三七	支部長	山田伊佐美
					〃 副	飯沼龍一

三條勤勞署管內（二三組合）

千代田製糸從業員組合	加茂町	二一、三、一	一七六	六九	二四五	〃 副組合長
						〃
株式會社新潟鐵工所加茂工場勞働組合	〃	〃 三、一	三〇	一一九	一四九	〃 主組合長
						〃 事
東京芝浦電氣株式會社加茂工場從業員組合	〃	〃 三、一	五一八	四一一	九二九	〃 副組合長
						〃 副
牛木鐵工所勞働組合	南蒲見附	〃 三、一	三一	四	三五	〃 理組合長
						〃 事
七歩加茂工場從業員組合	加茂町	〃 三、一	一〇一	三五	一三六	〃 副委員長
						〃
興國鋼線索株式會社加茂工場從業員組合	〃	〃 三、一	八〇	四二	一二二	〃 副組合長
						〃 副委員長
小林印刷所從業員組合	三條市新保一	〃 三、二五	二八	二七	五五	〃 執行委員長
						〃 副

全安藤機器勞働組合三條支部	三條市一之町	二一、三、二五	三〇〇	五〇	三五〇	〃 副支部長
						〃
株式會社須賀製作所加茂工場從業員組合	加茂町	〃 五、二二	一八二	二〇	三八	〃 副組合長
						〃
東京稅務職員組合三條稅務所支部	三條市二ノ町	〃 五、二〇	二九〇	九	三八	〃 副支部長
						〃
高龜製作所從業員組合	〃 田一島	〃 五、三〇	九二〇	六一	一五三	〃 副組合長
						〃
三條機器製作所勞働組合	〃 四日町	〃 六、一五	八四一	一	九五	〃 副組合長
						〃
高橋工業從業員組合	南蒲加茂町	〃 七、八	四六	三一	七七	〃 副組合長
						〃
三條瓦斯從業員組合	三條市田島	〃 八、二二	二七	六	三三	〃 副委員長
						〃
三條國民學校職員組合	〃	〃 六、八	五七	八四	一四一	〃 副理事長
						〃
加茂郷教員組合	加茂町	〃 六、一	六八	九五	一六三	〃 副組合長
						〃
南蒲原郡國民學校教員組合	〃	〃 九、一五				〃 副組合長
						〃
全逓信從業員組合三條郵便局支部	三條市一ノ町	〃 九、三〇	一一八	七八	一九六	〃 副支部長
						〃

全逓信從業員組合南蒲原郡支部	三條市	二一、九、三〇	一二二・七三	一九五	支部長	桑原義次
〃	〃	〃	四〇	四四	〃	野武石藤太郎
全逓信從業員組合加茂支部	〃	〃	四〇	四四	副支部長	野間幸治
全日通勞働組合加茂支部	加茂町	〃九、三〇	二一二	四八	〃	五十嵐清八
全安藤機器勞働組合見附支部	見附町	〃四、六	五五	一一	副〃	多賀良文英智雄
三條勤勞署職員組合	三條市田島	〃九、三〇	一四	二	副〃	渡邊文英智雄
					副組合長	淺野貞治
					副〃	三澤仁吉之治
					副〃	元井吉之治
					副〃	三澤仁吉之治
					副〃	淺野貞治
					副支部長	小杉十嵐清三郎
					副〃	五十嵐清八
					副〃	五十嵐清八
					副〃	五十嵐清八

東京財務職員組合長岡支部	長岡市西新町	三一、四、一六	二一	二	支部長	山本正吉
日本機器株式會社長岡支部	〃	〃 六、一〇	二一	一	〃 副支部長	久保田六郎
日曹製作所長岡勞働組合	〃 藏王町	〃 七、二一	一三二	二六	〃 副支部長	中澤誠一
木材興業勞働組合	〃	〃 七、一五	一〇一	二七	〃 副組合長	川澤太郎
長岡瓦斯從業員組合	〃 西神田町	〃 八、一〇	三〇	四	〃 副組合長	村井正
新潟縣三島國民學校教員組合	三島郡與板町	〃 八、五	二四〇	二四九	〃 副組合長	太田躬勇
合資會社昭和鑄工所勞働組合	長岡市石內町	〃 八、二七	一七	七	〃 副組合長	松田誠四郎
日本醫療團長岡病院從業員組合	〃 臺町	〃 六、七	一	一	〃 副組合長	山田見治
理研宮內從業員組合	〃 大手通	三六、	七	四三	〃 副組合長	金小林信雄
長岡纖維工業從業員組合	〃	五、五	八	五三	〃 副組合長	子猪金吉嘉
				六一	〃 理事	早川源吉
					〃 理事長	山田常作
					〃 理事	鳥羽潤次郎
					〃 理事	河村正秀
					〃 理事	吉田次雄
					〃 委員長	推谷順司
					〃 幹事長	武賀喜一清
					〃 副組合長	駒形新作
					〃 〃	管沼正豐
					〃 〃	原次
					〃 副組合長	駒形幸一
					〃 〃	五十嵐泰一郎
					〃 副支部長	田中久五郎
					〃 〃	古宇田清
					〃 副支部長	南波昌
					〃 〃	杉本數馬
					〃 副組合長	山田實義
					〃 〃	小黑俊治
					〃 副組合長	渡邊勝三郎
					〃 〃	笠輪實
					〃 執行委員長	木村德報
					〃 〃	竹原一正
					〃 執行委員長	笠原忠作
					〃 〃	飯田律左衛門
					〃 副支部長	丸山重司
					〃 〃	松本慶三郎
					〃 副組合長	高橋盛一
					〃 〃	湯澤譽治

長岡勤勞署職員組合	長岡市	二一、九、一三	二五	二	〃 副組合長	
全日通勞働組合長岡支部	〃 城內町二	二一、九、三〇	三二九	五八	〃 執行委員長	
全日通勞働組合與板支店支部	三島與板町	〃	三四	三〇	〃 副執行委員長	
全逓信從業員組合長岡郵便局支部	長岡市坂之上町	〃	一七六	一七四	〃 副支部長	
全逓信從業員組合長岡電氣通信工事支局支部	〃 觀光院	〃	一九〇	五	〃 副支部長	
全逓信從業員組合三島郡支部	三島西越村	〃	一五〇	八五	〃 副支部長	
新潟縣長岡市國民學校職員組合	長岡市坂之上町	二一、九、二五	八七	八八	〃 副組合長	
長岡市役所職員組合	〃 大手町	二一、五、二四	二七一	八一	〃 副組合長	

柏崎勤勞署管內（二九組合）

帝石本法柏崎從業員組合	柏崎市三丁目	二一、三一	二二八	八三	三一一	執行委員長
日本油機製造株式會社柏崎製造所從業員組合	〃 比角	〃 二、一	二三八	四六	二八四	〃 副組合長
						〃 主事
						大塚眞島隅榮

柏崎市株式會社	柏崎市比角	二一、二三	一〇二	一四	一一六	組合長 田中貫一
西川鐵工所勞働組合	〃	〃	〃	〃	〃	副〃 高橋喜三郎
理研工業株式會社	〃 比角	三、九	六七八	一八七	八六五	執行委員長 笹川英勝
柏崎製作所從業員組合	〃	〃	〃	〃	〃	副〃 山崎一
桑山製作所勞働組合	〃 比角	三、四	四〇	四	四四	組合長 神崎政二郎
渡邊喞筒諸機械製作所勞働組合	〃 枇杷島	〃 三、一	三五	一四	四九	副〃 内田良一
理研電氣株式會社	〃 比角	〃 四、一	三四	二〇	五八	組合長 相田正巳
柏崎工場從業員組合	〃 本町	〃 四、一	二九	八	三七	書記長 相村友二
三共燃料機器製作所從業員組合	〃 枇杷島	〃 四、一五	四三	五〇	九三	執行委員長 中野二郎
北日本產業株式會社從業員組合	〃 南町	〃 四、二一	六	四三	四九	副〃 桑山鐵二郎
柏崎醫療器製作所從業員組合	〃 大久保	〃 一、三一	七五	六五	一四〇	執行委員長 建村寛雄
國立新潟療養所職員組合	〃 比角	〃 五、一五	四	五二	五六	執行委員 小林辰次
柏崎理研農工株式會社勞働組合						執行委員長 竹島平
						執行委員 關禿川武嘉
						常任委員 上武憲清
						委員長 堀井信義
						副〃 坂内藤二郎
						〃 小乘松林英忠男
						他三名

柏崎產業株式會社從業員組合	刈羽荒濱村	二一、五、二九	二〇六	一〇〇	三〇六	組合長 伊宮藤川那種吉雄
刈羽郡國民學校教職員組合	〃 高田村	〃 五、二〇	二七四	二二七	五〇一	副理事長 吉川輝子
帝國工業株式會社勞働組合	〃 比角	〃 六、二二	六〇	二三	八三	組合長 大高野倉盛清義一
日本石油株式會社柏崎製油所從業員組合	〃 枇杷島	〃 七、一	二三二	二六	二五八	副〃 田川寮平
上杉鐵工所從業員組合	〃 比角	〃 七、一	五三	八	六一	組合長 猪股國吉時
柏崎市役所事務員組合	柏崎市	〃 七、一三	一〇六	三〇	一三六	副〃 田川信衛
柏崎地區中等學校教職員組合	〃 學校町	〃 七、二〇	九一	三七	一二八	組合長 阿部寅男
柏崎市國民學校教員組合	〃 學校町	〃 二一、七、二四	七一	五一	一二二	副〃 佐竹貞治
東京稅務職員組合柏崎支部	〃 東學校町	〃 五、一四	四四	八	五二	組合長 竹田張信操
柏崎工業學校教員組合	〃 西榮町	〃 五、一七	二二		二二	中央委員長 若月井隆三郎
帝國信越地區勞働組合	〃 大久保	〃 八、四	三四五九	三〇二	三七六一	執行委員長 三井田吉浩三
						執行委員 米山彌三郎
						委員長 駒野久德
						〃 渡邊榮
						副〃 時村

株式會社新潟鐵工所	柏崎市枇杷島	二、一、五、一	二八二	三六	三一八	組合長	石橫村	黑市清太郎
柏崎工場勞働組合	〃	〃	〃	〃	〃	副組合長	〃	〃
全逓信從業員組合	本町	〃 九、三〇	一一〇	七六	一八六	支部長	丸田棟治	一
柏崎逓信局支部	〃	〃	〃	〃	〃	副〃	宮崎平次郎	
全逓信從業員組合	刈羽田尻村	〃 九、三〇	七三	四七	一二〇	支部長	關植美喜榮	
刈羽郡南部支部	〃	〃	〃	〃	〃	副〃	木	二
全逓信從業員組合	〃 内郷村	〃	九八	四八	一四六	支部長	倉部亥幹	
刈羽郡北部支部	〃	〃	〃	〃	〃	副〃	伊藤吉雄	
柏崎印刷從業員組合	柏崎市比角	〃	四六	二〇	六六	組合長	武田吉三郎	
全日通勞働組合	〃	〃	二五三	四六	二九九	執行委員長	大藤享治	
柏崎支店支部	〃 枇杷島	〃	〃	〃	〃	副〃	石島勝夫	

高田勤勞署管内（二五組合）

日本醫療團新潟縣中央病院從業員組合	高田市大手町	二、二、六	四五	一〇六	一五一	委員長	相澤三雄	
日本曹達株式會社二本木工場勞働組合	中頸中郷村	〃 二、二三	二五一二	五〇三	三〇一五	常任委員	木村英三郎	
高田腦病院從業員組合	高田市西城町	〃 三、三	一一	八	一九	〃	〃	〃
						組合長	江間茂雄	
						副〃	丸山文藏	
						〃	笹川健之	
						實行委員長	岡崎元一	
						書記長	綿貫榮作	

高田驛從業員組合

大日本セルロイド新井工場從業員組合	中頸新井町	二、二〇	六六	五一	一一七	組合長	佐藤四郎	
中央電氣工業株式會社勞働組合	〃 名香山村	〃 二、一一	六七四	一六四	八三七	執行委員	眞保八郎	
日本發送電從業員組合關東地方本部高田支部	高田市本町	〃 三、一五	二四六	四九	二九五	常任委員	大澤一郎	
						〃	堀部幸一	
						〃	他四名	
上越貨物自動車株式會社從業員組合	〃 仲町	〃 四、五	二九五		二九五	組合長	中藤守三	
						執行委員長	佐藤祐治	
						副〃	增後嘉一	
二本木驛從業員組合	中頸中郷村	〃 四、七	二八	一三	四一	代表者	田邊孝治	
有澤製作所勞働組合	高田市大町	〃 五、二〇	二三七	二五	二六二	組合長	綿貫健雄	
						書記長	渡邊八郎	
日本勸業銀行高田支店行員組合	〃 本町	〃 五、一八	四一	一五二	一九三	組合長	折笠久雄	
新井驛從員業組合	中頸新井町	〃 五、一	一六	一三	二九	委員長	中川一美	
國口農場勞働組合	〃 名香山村	〃 六、一七	三八	一〇	四八	代表者	增村巴	
東京稅務職員組合高田支部	高田市西城町	〃 六、二〇	四六五	六	六〇	支部長	橘幸平	

高田市教職員組合	高田市三丁目	二一、六、二六	八一	五六	一三七	理事長 阿部猛比子
帝國石鴻株式會社柏崎鑛業所	中頸上杉村	〃 三、一五	四一		四一	執行委員長 佐谷仁
泰會根支所從業員組合						〃 副 佐野達男
上越地方勤勞署職員組合	高田市大町三丁目	〃 九、九	五三	一八	七一	組合長 荒川爲國
日本造船高田工場從業員組合	〃 寺町三	〃 九、一七	四九	二	五一	委員長 藤繩惠
全日通勞働組合高田支店支部	仲町四丁目	〃 九、三〇	三一四	九九	四一三	執行委員長 富山外繁
全遞信從業員組合上越支部	中頸新井町	〃	一七	五	二二	副 齋藤吉
全遞信從業員組合高田郵便局支部	高田市	〃	一四一	七七	二一八	支部長 齋藤清文
脇野田驛從業員組合	中頸和田村	〃	一七	五	二二	副 加藤十郎
田口驛從業員組合	〃 名香山	〃	二六	五	三一	組合長 勝島五十嵐
關山驛從業員組合	〃 關山村	〃	一九	一九	二八	副 留作
中頸城郡頸南區內國民學校教職員組合	中頸新井町	〃 九、二〇	一八六	一四六	三三二	組合長 宮下敏
						副 二男
						理事長 高橋瀧四郎
						〃 菊田彰
						〃 築山正治
						〃 青田

村上勤勞署管內（一五組合）

株式會社鐵興社瀨波製鹽所勞働組合	瀨波町	二一、三、一〇	二〇	二	二二	委員長 脇本清藏
郡是工業株式會社從業員組合村上支部	村上町	〃 四、二九	四三	三一三	三五六	〃 副 岡田馬
關東民生產業株式會社工場從業員組合	〃	〃 五、二〇	六〇	一〇	七〇	支部長 坂田義正
中外鑛業株式會社村上製練所勞働組合	〃	〃 五、二二	六八	一四	八二	〃 副 垣内直雄
葡萄鑛山勞働組合	岩船鹽野町	〃 五、二〇	一六〇	六二	二二二	組合長 伊藤治
村上スキー工場勞働組合	村上町	〃 六、七	六一	一六	七七	〃 副 鈴木春一
觀世音鑛山勞働組合	岩船關谷村	〃 七、四	九九	四三	一四二	組合長 木藤貞藏
山邊里機業株式會社勞働組合	〃 山邊里村	〃 七、六	五二	一五八	二一〇	委員長 中島市治
岩船郡教職員組合	村上町	〃 八、一七	二二一	一九八	四一九	〃 副 細谷外三郎
三興產業株式會社鹽野工場勞働組合	岩船鹽野町	〃 八、五	一〇	三	一三	組合長 三國春男
全日通勞働組合村上支店支部	村上町	〃 九、三〇	一二四	五八	一八二	常任理事 澁谷秀次郎
						〃 理事長 齋藤千三郎
						副 渡松
						〃 事長 邊田直
						組合長 森勤治
						〃 副 小野隆治
						執行委員長 佐藤政平
						〃 副 佐代造
						〃 田悌一郎
						〃 部 布川中文助

全逓信從業員組合	岩船郡支部	岩船	關谷村	二一、九、三〇	一三五	六七	二〇二	副支部長
〃	〃	〃	關谷村	〃	〃	〃	〃	〃
昭和鑛業株式會社從業員組合沼川支部		〃	〃	〃	〃	〃	〃	副組合長
宮本製作所勞働組合		村上町	九〃一七	六四	一六	八〇	副組合長	伊川藤添
東京稅務職員組合村上支部		〃	五〃三〇	三〇	一〇	四〇	副支部長	永圖十郎太郎
							〃	伊鈴
							〃	藤木
							〃	鑛正
							〃	一夫

新發田勤勞署管內（一五組合）

日鐵鑛業株式會社赤谷炭鑛業所職員勞働組合	北蒲赤谷村	二一、二、一九	三一七	七一	三八八	委員長	小山光毅
						委員	上村治久
						委員	他四名
日本醫療團新發田病院從業員組合	新發田町	〃三、一	八	二一	二九	委員長	伊藤榮信
						委員	小林作二
						委員	他五名
大日本印刷株式會社從業員組合新發田支部	新發田高女內	〃三、五	七三	六四	一三七	支部長	持田通俊
						〃	榊原之一
						〃	杉齋金次郎
日本曹達新發田工場勞働組合	新發田町西塚ノ目	〃三、二〇	四五〇	六二	五一二	組合長	小金井哲
						〃	倉米平
北蒲原特定局遞信從業員組合	北蒲中條町	〃三、二三	二六五	一四〇	四〇五	副組合長	小松川千代榮
						〃	村松助

東亞活性白土工業株式會社新發田工場從業員組合	新發田町	二一、三、二〇	五二	一〇	六二	委員長	藤齋
〃	〃	〃四、一	一四八	三六	一八四	委員	中野他五名
株式會社金剛製作所新發田工場從業員組合		〃	一四八	三六	一八四	執行委員長	高橋倉元
						〃	橋達七
飯豐鑛山勞働組合	北蒲赤谷村	〃六、一五	一〇一	二六	一二七	副組合長	柏谷金之助
						幹事	藤村善次郎
東京稅務職員組合新發田支部	新發田町寺町	二一、六、二六	四〇	九	四九	副支部長	高村山定三
						〃	橋信一
北蒲原郡南部教員組合	北蒲水原町	二一、六、二六	一一二	一一〇	二二二	執行委員長	椎谷順作
						副〃	佐藤嚴夫
北蒲原郡中部教員組合	新發田國民校內	〃八、一二	一七一	二一七	三八八	執行委員長	關谷川久進一郎
						副〃	長
四口糟工所勞働組合	新發田町西築地	〃九、一二	二六	三	二九	組合長	新納邦義
						副〃	齋藤健二
全日通勞働組合新發田支部	諏訪町	〃九、三〇	二一六	六一	二七七	執行委員長	浮島清
						副〃	飯島中山喜一正一郎
全逓信從業員組合新發田郵便局支部	上町	〃	一一九	五九	一七八	副支部長	田上進
						〃	木村喜一郎
全逓信從業員組合北蒲原郡支部	北蒲中條町	〃	二八〇	一二六	四〇六	副支部長	村松千代松
						〃	小川泰

新津勤勞署管内（二六組合）

昭和合成鹿瀬工場勞働組合	新津町	二一、三、一〇	一二一	二六	一四七	中央委員長 中央委員 長谷川寅次郎 齋藤富治
東洋印刷勞働組合	〃	〃 三、一	四五	五一	九六	委員長 副〃 川手寺 星野田 西幸由夫平次
帝國石油柏崎鑛業所新津鑛業從業員組合	中蒲新關村	〃 三、三	四九二	六〇	五五二	副委員長 〃 時山喜 田崎一達
白根鄉普通水利組合從業員組合	白根町	〃 一、二七	四九	四	五三	副組合長 〃 永井庚 二階堂作子 佐藤彦太郎
理研電線白根工場從業員組合	〃	〃 三、二〇	六八	一五七	二五五	副組合長 安諏訪西義次郎 田訪義孝
昭和電工株式會社鹿瀬工場勞働組合	東蒲西鹿瀬村	〃 三、一〇	一二七九	一九八	一四七七	執行委員長 副〃 矢吉 鳥川 亮部一郎 阿部清金
東北配電新潟支社新津地區從業員組合	新津町	〃 三、一二	八七	一一	九八	委員長 鈴木義市
日本發送電鹿瀬支部從業員組合	東蒲西鹿瀬村	〃 三、一	一七四		一七四	執行委員長 副〃 石佐 瀬坂 恭誠雄三
日本電氣冶金株式會社西川鑛山勞働組合	〃 揚川村	〃 三、二〇	八〇	一九	九九	副組合長 小野林 島新 之亟功

日本揮發油株式會社新津工場從業員勞働組合	新津町	二一、四、一	八九	二四	一一四	副委員長 石渡啓三 渡邊千代三郎
第一產業株式會社勞働組合	白根町	〃 三、二四	一八	二一	三九	執行委員長 副〃 渡本幸 間俊夫 男
全安藤機器勞働組合村松支部	村松町	〃 四、一	一一八		九	委員長 副〃 小澤建 深井富司
白根鄉耕地整理組合從業員組合	白根町	〃 四、二〇	二四	一二	三六	副組合長 〃 保倉丸 嘉三郎 升一郎
日本鑛業三川鑛山勞働組合	東蒲三川村	〃 四、三〇	二一六	九八	三一四	副組合長 〃 小泉高 悟武郎夫
東京芝浦電氣株式會社新津工場從業員組合	新津町	〃 四、三〇	九八	四六	一四四	副組合長 〃 佐本野間 致孝不輝平二
中蒲原郡國民學校教員組合	〃	〃 五、一	八五	一二一	二〇六	副組合長 〃 樋口三 沼代基 惣四郎
耕潟鐵道局新津工務部從業員組合	〃	〃 一、二三	四九六	五六	五五二	副委員長 〃 山宮本 村敏 馨雄
東京芝浦電氣株式會社五泉工場從業員組合	五泉町	〃 五、二四	四三	三七	八〇	副組合長 〃 吉田 石要 附賢治一
蒲原鐵道從業員組合	村松町	〃 六、三	八五	二五	一一〇	書記組合長 佐藤 白川 正武 喜知三
新津鄉耕地整理組合	新津町	〃 二一、一	四九	一〇	五九	副委員長 佐藤 小林 千代太 竹雄
昭和鑛業株式會社從業員組合實川支部	〃		八六	一八	一〇四	副組合長 〃 加藤 鈴木 忠治郎 作次郎

國鐵新津管理部勞働組合	新津町	二一、七、八	一〇人組	一九二	一二五五	代表者	鈴木六郎
全日通勞働組合新津支店支部	〃	〃九、三〇	二二一	六九	二九〇	執行委員長	青木新太郎
全逓信從業員組合東蒲原郡支部	東蒲原郡	〃	七四	三五	一〇九	副〃	青柳藤三郎
全逓信從業員組合中蒲原郡南部支部	小須戸町	〃	一一〇	一八一	一九一	支部長	佐藤重次
全逓信從業員組合新津郵便局支部	新津町	〃	六三	四六	一〇九	副〃	渡邊鐵藏
						支部長	米田東吾
						〃	阿部耕平
						副〃	小島新吾

兩津勤勞署管內（八組合）

日本硅藻工業株式會社勞働組合	兩津町	二一、二〇	三二	三二	六四	組合長	伊豆野寛
						常任委員	野口善七郎
						〃	岩野一男
佐渡貨物自動車從業員組合	〃	〃二、一六	七七	九	八六	委員長	渡邊光次
						常任委員	山田嘉二郎
						〃	帶刀嘉市
						〃	伊藤松雄
三菱佐渡鑛業所勞働組合	相川町	〃三、二五	四七九	一五八	六五七	代表者	森川健一
三菱佐渡鑛業所職員組合	〃	〃三、二五	一一四	一三	一二七	代表者	堀口右衛門
全逓信從業員組合兩津郵便局支部	兩津町	二一、九、三〇	六三	四六	一〇九	副支部長	木村五作
全逓信從業員組合佐渡特定局支部	小木町	〃九、三〇	二四六	一五五	四〇一	〃支部長	高野田津修治郎
東京税務職員組合相川支部	相川町	〃五、二〇				〃支部長	堀田邊芳雄
佐渡中等學校職員組合	佐渡二宮村		一一八	二三	一四一	副組合長	加藤千三朗

勞働勞署管內（九組合）

北越工業勞働組合	西蒲地藏堂町	二一、三、五	一七九	三五	二一四	本部委員長	谷川文伊治
						地藏堂支部長	山崎吉治
						卷支部長	長谷川文治
遠藤工業勞働組合	燕町		一二八	二五	一五三	委員長	前山勝美
						〃副	山野千代松
曾根郷國民學校教職員組合	曾根町		九三	九八	一九一	副組合長	笠原俊弐
						〃	長谷川主稱
株式會社丸七鑄工所從業員組合	燕町		三五	七	四二	副委員長	小田四郎
						〃委員長	山本千代一藤
西蒲原郡國民學校教職員組合	卷町		三八三	三六五	七四八	副執行委員長	板橋那俊和
						〃	笠原俊弐
燕地區金屬勞働組合	燕町		二一四	一〇二	三一六	副委員長	熊谷金平
						〃	山崎金藏

全逓信 従業員組合 西蒲原北支部 巻町 一一〇 八一 一九一 副支部長 石寺清以知
全逓信 従業員組合 西蒲原南支部 西蒲月潟村 一〇八 九八 二〇六 〃部長 黒尾金作
全日通労働組合 西吉田支店支部 西吉田町 七七 一一八 一九五 執行委員長 小狩東清 〃部長 熊谷水理 〃副支部長 喜光藤直治夫 五郎三郎

小千谷勤労署管内（八組合）

理研工業株式会社 小千谷工場従業員組合 小千谷町 二一、七 二六六 八八 三五四 委員長 水口池朝 〃副委員長 小井上佐卯次平 〃組合長 引田中慶造 〃副組合長 南雲高沿 眞太郎 〃委員長 山戸田 高橋崎 〃副委員長 伊藤冲 廣井板 〃支部長 吹太郎 慶次郎 〃委員長 一克巳 專治雄 〃副支部長 品柴 木田 大松 三太郎

富士興工業株式会社 北越製作所 堀之内工場労働組合 堀之内町 二一、七 二七 一八五 四五 二三〇 〃副組合長 小井上佐卯次一郎 〃委員長 高橋 〃副委員長 石川 〃支部長 佐藤 〃副支部長 利雄 一郎

魚沼貨物自動車労働組合 小千谷町 二一、二〇 二〇四 四 二〇八 〃副組合長 田中同 眞太郎 〃委員長 山高 〃副委員長 畑谷 〃支部長 正吉 二郎 〃副支部長 平 〃部長 高木 小林 仁五郎 祐三郎

東京税務職員組合 小千谷税務署支部 〃 六、一一 三〇 五 三五 〃副組合長 福原善 〃委員長 中村 〃副委員長 佐平吉 〃支部長 小林孫右衛門 〃副支部長 菊太郎

株式会社マルカタ製作所 従業員小千谷支部 〃 九、八 〃副組合長 渡邊正夫 〃委員長 土田國二 〃副組合長 小尾川口マツ 〃委員長 中澤耕作 〃副組合長 常任委員 〃組合長 小島慶策 〃副組合長 井上 〃執行委員長 高井 〃副組合長 小林 〃副組合長 〃 〃 〃

全逓信從業員組合中魚沼郡支部　十日町　二一、九、三〇　一七八　九七　二七五　副支部長　今井亥助

糸魚川勤勞署管内（一四組合）

電氣化學工場株式會社	西頸	二一、二二	一四一九	四七八	一八九七	組合	理事長	城天井常次
青海工場從業員勞働組合	青海町	〃	二三〇	一九〇	四二〇	副組合	〃	畑井哲
新潟縣西頸城郡國民學校教職員組合	糸魚川町	二、二二	二二三	二二	二四五	委員長	赤陸井川平八郎	阿部猛比子男
糸魚川保線區小瀧工事地區從業員組合	〃	〃二、二二	二二三	二二	二四五	副委員長	井川平八郎	極口一
糸魚川驛聯合區從業員組合	〃	二、二二	一〇二	三三	一三五	書記組長	市崎川崎義一吉	淺淺
日本活性白土株式會社青海工場從業員組合	西頸青海町	二、二二	八二	二四	一〇六	委員長	小田島田島督雄治	繁
木村組勞働組合	〃	二、二二	四八	三四	八二	副組合長	砂磯山貝一政太郎	
合資會社田邊工作所勞働組合	糸魚川町	二、二二	七〇	一〇	八〇	副組合長	成坂田詰慶作勇	
糸魚川機關區勞働組合	〃	二、二二	二〇五		二〇五	書記組長	松七澤澤正齊男	
糸魚川驛從業員組合	〃	四、二〇	一〇三	三一	一三四	副組合長	森岩崎鷺淺之助吉	
三井カ木材工場株式會社從業員組合	〃	四、二〇	五六	二一	七七	代理者	田齋口藤信運雄藏	

東洋紡績株式會社糸魚川化學工場從業員組合　糸魚川町　二一、四、二〇　八八　六四　一五二　副組合長　野田清吉郎

東洋活性白土株式會社從業員組合　〃　九、一二　三五　一六　五一　副組合長　建野守誠章

全日通勞働組合糸魚川支店支部　〃　九、三〇　九八　一九　一一七　執行委員長書記長　自加藤治信作之

東京稅務職員組合糸魚川支部　〃　九、二五　二〇　四　二四　副支部長　神田武時男

栃尾勤勞署管内（二組合）

東洋加工株式會社從業員組合	古志栃尾町		二〇	一六四	一八四	副委員長	富增石川福原正シ三ズ二	
全逓信從業員組合古志郡支部	〃栃尾町	二一、九、三〇	一二三	六七	一九〇	副支部長	矢澤仲次治郎	

六日町勤勞署管内（七組合）

不二越鑛業株式會社六日町工場勞働組合	六日町	二一、三、二五	三六	六	四二	組合長	大林貝瀨正重五郎計	平龜三郎
上越化學工業株式會社從業員組合	南魚鹽澤町	〃三、二五	一二	二	一四	副組合長	關原宗忠	
不二越鑛業株式會社八海山鑛業所勞働組合	〃東村	〃五、二〇	一六三	二八	一九一	組合長		

株式會社六日町工場	新潟鐵工所勞働組合	六日町	二一、五、三一	四九	一九	六八
株式會社	上越工業勞働組合	〃	〃 六、一一	二四	一二	三六
七洋工藝	勞働組合	〃	〃 六、二一	二〇	一九	三九
丸麻織物工場	勞働組合	〃	〃 六、二九	九	七五	八四

安塚勤勞署管內（一組合）

東京稅務職員組合安塚支部	東頸牧村	二一、六、三〇	一五	五	二〇	副支部長

直江津勤勞署管內（二一組合）

日本ステンレス株式會社直江津工場勞働組合	中頸直江津町	二一、三、一	一四四五	三四〇	一七八五	副組合長
信越化學工業株式會社直江津工場勞働組合	中頸春日村	〃 二、二一	六七	八	七五	〃副組合長
直江津機關區從業員組合	直江津町	〃 三、一	四八五	四	四八九	書記長

直江津驛從業員組合	直江津町	二一、一、二五	三〇七	七六	三八三	書記長
長野車掌區直江津從業員組合	〃	一、二五	七一	二〇	九一	副組合長
理研工場株式會社柿崎工場從業員組合	中頸柿崎町	二〇、一二、二〇	三三六	一六八	五〇四	書記長
直江津從業員組合	直江津町	二一、一、一五	一三〇	二〇	一五〇	執行委員長
日本醫療團柿崎病院從業員組合	中頸柿崎町	〃 三、三〇	一〇	三〇	四〇	副組合長
日本曹達株式會社直江津製鋼工場從業員組合	直江津町	〃 三、一	二九五	七	三〇二	副組合長
直江津保線區從業員組合	〃	二一、二、一	二九五	一七	三四二	執行委員長
松島工場株式會社柿崎製鹽工場從業員組合	中頸柿崎町	〃 三、一五	五	五	一〇	執行委員長
日本ステンレス株式會社本社從業員組合	〃	〃 三、一九	六五	二六	九一	副組合長
株式會社柿崎工場勞働組合	〃	〃 四、一	一〇五	一五	二〇	副組合長
新潟縣中頸城郡直江津地方教員組合	直江津町	〃 一、一六	一六八	一三七	三〇五	副執行委員長
黑井驛從業員組合	中頸大濱村	〃 五、二五	二六	一一	三七	書記長

中頸城郡頸北地區敎員組合	中頸柿崎町	二一、五、二五	一三七	九一	二二八	執行委員長	小島信司
頸城鐵道自動車株式會社從業員組合	中頸大潟村	〃 五、一三	一七七	八三	二六〇	副組合長	渡邊保平
上越郷茅家根職勞働組合	〃旭村	〃 六、二六	二一六		二一六	〃	横山政雄
谷濱驛從業員組合	〃谷濱村	〃 五、二〇	一三	九	二二	副組合長	木原竹政
郷津驛從業員組合	中頸春日村	二一、九、二一	一三	六	一九	〃	布施休治
全逓信從業員組合直江津郵便局支部	直江津町	二一、九、三〇	一四六	八五	二三一	副組合長	吉永春米
						副支部長	川上三郎
						〃	齋藤貞太郎
						〃	日出太郎
						〃	石崎賢太郎
						〃	井口甚太郎

解散せる主要組合

所轄勤勞署	名稱	所在地	設立年月日	組合員數 男	組合員數 女	組合員數 計	幹部氏名	解散年月日	解散事由
新潟	新潟貯金支局從業員組合	新潟市西堀五	二一、二、三	八七		一八七	委員長山本達彦	二一、六、一	
〃	新潟鐵郵從業員組合	上大川前	〃 二、一	一二九		二九	委員長沼田平七	〃 七、五	
〃	新潟遞信病院從業員組合	〃 古町六	〃 三、一	一五		三	執行委員長山田伊佐美	〃 五、一	
〃	新潟郵便局從業員組合	〃 東堀通	〃 三、二	四六九		一六三	執行委員長田中廣夫	〃 七、三	
〃	株式會社新潟製作所勞働組合	〃 入舟町	〃 一、二六	三九九		一三八	組合長小栗久	〃 七、五	
〃	新潟電氣通信工事局從業員組合	〃 西堀五	〃 二、四	二七〇		一五	執行委員長野水信治	〃 七、五	
〃	新潟電話局從業員組合	〃 東堀七	〃 三、一	二〇		一九二	代表者西脇トヨ	〃 六、三〇	
〃	中蒲原北部會逓信從業員組合	中蒲亀田町	〃 四、二八	四七		四七	委員長鈴木衛	〃 六、三〇	
〃	新潟無線分局從業員組合	新潟市古町一三	〃 五、六	六〇		一三	執行委員長藤島喜一	〃 六、五	

新潟	セメント配給統制株式會社新潟從業員組合	新潟市古町一三	二一、六、一	組合長	塚本新吾	二一、八、三一	
〃	新潟縣專賣局職員組合	〃流作場	六、二	一五八	三三	一八一	組合長
〃	全國氣象職員組合北陸協議會	〃下所島	七、三〇	二三四	二九	二五三	副〃
〃	新潟交通勞働組合本社支部	〃流作場	三、一四	七三	三〇	一〇三	〃
〃	新潟交通勞働組合自動車支部	〃	三、一四	三一五	一二七	三四二	〃
〃	新潟交通勞働組合電車支部	〃	三、一四	一二八	六三	一九一	〃
〃	帝石新潟地區壓縮瓦斯製造從業員組合	西蒲坂井輪村	三、八	三三	二	三五	執行委員長
三條	帝國石油株式會社柏崎鑛業所大面支所勞働組合	南蒲大面村	二、二四	一〇三	一一	一一三	副〃
〃	三條郵便局從業員組合	三條市一ノ町	二、二六	一〇四	七三	一七七	執行委員長
〃	三條稅務署職員組合	〃三條	三、二五	二八	九	三七	副〃
〃	加茂郵便局從業員組合	加茂町	三、二五	三九	四三	八四	委員長
三條	安藤機器勞働組合見附支部	南蒲見附町	二、五、一〇	五五	一一	六六	副〃
〃	福島村農業會從業員組合	〃福島村	六、一三	一四	一二	二五	組合長
〃	日本通運株式會社加茂支店從業員組合	〃加茂町	二、一	二〇六	五四	二六〇	執行委員長
〃	新潟縣食糧營團三條地區從業員組合	三條市	三、一	九〇	二	二一	〃
〃	三條產業株式會社交友倶樂部	〃	三、一	七九	四三	一三一	委員長
〃	安藤機器株式會社今町工場勞働組合	南蒲今町	三、一	九八	七七	一七五	委員長
長岡	長岡電氣通信工業局從業員組合	長岡市觀光院町	三、一	一八六	五	一九一	執行委員長
〃	帝國石油東山鑛場從業員組合	古志山本村	三、七	四二七	四〇	四六七	組合長
〃	三島遞信勞働組合	三島西越村	三、二七	一四九	一〇二	二五〇	委員長
〃	帝石烏越勞働組合	長岡市城岡町	三、二〇	三三	一	三四	副〃
〃	帝石劍ケ峯勞働組合	三島大津村	五、一八	四一		四一	組合長
〃	西越郵便局勞働組合	〃西越村	二、一九	一〇	四	一四	組合長

〃	淺野貞治	二、四、六	〃	三井仁吉	〃	〃	〃
〃	三澤浩之	二、四、六	〃	三井仁吉	〃	〃	〃
〃	坂井忠雄	二五	組合長	井上清吉他四名	五十嵐清八	三、一	〃
〃	渡邊二郎	四六七	組合長	書記長林與二郎	八、四	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃
〃	大田中久五郎	九、七	發展的	村山元一	〃	〃	〃

長岡	長岡郵便局從業員組合	長岡市	二、一	一、九	一七三	三四一	組合長志賀九八郎 二、一
〃	日本通運株式會社興板支店勞働組合	三島興板町	三、一五	三六	二九	六五	副〃佐野勇八 七、六
〃	日本通運株式會社長岡支店勞働組合	城岡町	三、六	三一四	六一	三七五	委員長笠原忠作 六、一七
〃	新潟縣食糧營團從業員組合長岡支部	長岡市大手通	三、一一	八八	三六	一三四	副〃飯田榮左衛門 六、一七
柏崎	帝石西山鑛場勞働組合	刈羽二田村	二、一	二三八	四六	二八四	執行委員長時久保村榮
〃	株式會社新潟鐵工所柏崎工場工員勞働組合	柏崎市枇杷島	二、二	二五〇	二八	二九八	〃政太郎
〃	株式會社新潟鐵工所柏崎工場社員勞働組合	〃	二、一六	四七	一九	六六	副〃横戸村一太郎
〃	帝國石油株式會社柏崎鑛業所從業員組合	〃大久保	二、一六	九五	三八二	四七七	執行委員長駒野久德 法第十四
〃	新津管理部運輸從事員組合柏崎驛聯合區支部	〃枇杷島	三、一八	三〇五	一四三	四四八	〃品田貫一 八、四 條發展的
〃	柏崎遞信勞働組合	〃三丁目	一、三二	八八	七六	一六四	副〃山田棟初榮 六、一七
〃	株式會社新潟鐵工所柏崎工場勞働組合	〃枇杷島	二、一六	二三六	二八	二七八	組合長黑村精市太郎 四、三〇
〃	刈羽郡南部遞信從業員組合	刈羽田尻村	五、二〇	七九	四九	一三八	〃〃

柏崎	日通柏崎支部勞働組合	柏崎市		二三五	五一	二八六	副〃內山巨 法第一四
〃	新潟縣食糧營團從業員組合柏崎支部	〃	二、一 二、二〇	五六	二六	八二	執行委員阿部孝平 六、一三 條發展的
高國	河端新生勞働組合	高田市大手町	三、一	二〇八	一八二	三九〇	副〃布施定二
〃	高田郵便局職員組合	〃本町	一、一八	一三三	七三	二〇五	委員長濱川一
〃	日本無線田口工場勞働組合	中頸名香山村	二、一一	六二	八一	一四三	副〃加藤軍太郎 一、一五
〃	高田稅務署職員組合	高田市西城町	三、一五	三九	七	四六	委員長橋本幸平
〃	高田測候所職員組合	〃大手町	四、一	一八	三	二	代表者小黑久雄 池亀正文他三名 六、一〇
〃	新井郵便局從業員組合	中頸新井町	四、一	四〇	一九	五九	〃〃中村孝 六、一
〃	上越遞信從業員組合	〃	四、七	六九	三二	九二〇	代表者金子仲吉
〃	日本通運株式會社高田支店勞働組合	高田市	一、三三	三〇七	一二四	四二二	〃藤平野治一 八、四
〃	新潟縣食糧營團從業員組合高田支部	〃	三、一五	三七	二三	六〇	委員長齋藤清吉 六、一〇
							代表者川崎健藏 六、一三

村上	新潟縣青年學校教員組合	岩船郡支部	村上町	二一、三、一〇	三六	三三	六八	副支部長	石黑平吉
〃	新潟縣國民學校教員組合	岩船郡支部	〃	〃 三、一〇	二四四	一〇〇	四四四	〃 幹長	瀧瓦博
〃	日本通運株式會社村上支店	勞働組合	〃	〃 三、一〇	一〇三	五九	一六二	副委員長	丸岡季咲
〃	新潟縣食糧營團從業員組合	村上支部	〃	〃 四、二九	四三	一三	五六	〃 支部長	久山本忠平
〃	岩船郡遞信從業員組合		〃	〃 四、二九	一七四	一〇八	二八二	副委員長	鈴木修文
〃	宮本製作所勞働組合		〃	〃 五、一〇	六八	三三	九〇	〃 組合長	內江部卯助
芝田	新發田郵便局從業員組合		新發田市上町	〃 三、一〇	一一二	六三	一七四	副委員長	田上進
〃	帝國石油新發田鑛業從業員組合		〃	〃 二、一三	二九二	一七	三〇九	〃 委員長	岩澤誠次郎
〃	北越製紙赤谷炭鑛勞働組合		北蒲赤谷村	〃 三、一〇	一三八	四九	一七七	副委員長	坂齋垣木松次傳
〃	日通新發田支店勞働組合		新發田市諏訪裏	〃 二、二五	二一四	六三	二七七	副委員長	中山喜一郎
〃	新潟縣食糧營團從業員組合	新發田支部	〃 中町	〃 三、七	九〇	四一	一三一	委執行委員長	岩村秀一
〃	帝石信越地區勞働組合	新發田支部	新發田市上町	〃 八、一〇	三一五	一五	三三〇	副支部長	屋野末吉他五名
〃	新津管理部運輸從事員組合		新津町	二一、三、一〇	三〇八四	一四〇三	四三八七	執行委員長	島川合修三
〃	新津管理部電氣從事員組合		〃	〃 三、一〇	一〇三四	一一二	一二三六	組合長	津中野國太郎
〃	新津管理部本部從事員組合		新津町	〃 一、一七	一九二六	二六二四	二一八三〇	執行委員長	末吉鈴村信孝
〃	新津管理部運轉從事員組合		〃	〃 一、一七	二三〇二	一四九	二三五一	組合長	古川巖
〃	新津管理部工務從事員組合		〃	〃 一、一七	二四一	一〇〇	二六二	副組合長	田清五
〃	日通新津支店勞働組合		〃	〃 三、一〇	三三	六九	二九〇	〃 委員長	岩澤規矩郎
〃	安藤機器村松工場	從業員組合	村松町	〃 一、一七	二一七	二	一三八	副委員長	青柳惠
〃	新潟縣食糧營團新津地區	從業員組合	新津町	〃 三、一	七二	三四	一〇六	執行委員長	西笠原三郎
〃	小須戸郵便局從業員組合		小須戸町	〃 一、一七	二五	一六	四一	委書記長	田力新司
〃	新津郵便局從業員組合		新津町	〃 三、一	六八	三六	一〇四	副委員長	片桐逸策
〃	白根郵便局從業員組合		白根町	〃 三、一	一五		一五	委執行委員長	田邊安治他五名
〃	五泉郵便局從業員組合		五泉町	〃 三、一	三一	二七	五八	副委員長	伊藤宏
							五十嵐三雄		

新津	村松郵便局從業員組合	村松町	三、三	三五	一〇	四五	書記長 佐藤巳之作 三、六、一三
〃	越後川内郵便局從業員組合	中蒲川内村	四、二	一〇	一〇	書記長 山田糸介 〃 七、三五	
〃	新津校教員組合	新津町	五、一	三〇	六六	九六	組合長 樋口三代基 〃 八、二
〃	新潟縣食糧營團五泉支部從業員組合	五泉町	三、二	五五	一三	六六	代議員代表 佐原忠藏 〃 六、一三
兩津	新潟縣食糧營團從業員組合佐渡支部	兩津町	三、二五	一六	九	二五	支部長 山本豐
〃	兩津郵便局從業員組合	〃	四、一	五六	四八	一〇四	代表者 木村五作 〃 六、三〇
〃	新潟交通勞働組合佐渡支部	佐渡河原田町	三、四	九六	四一	一三七	支部長 稻葉一郎 〃 六、二九
〃	河原田郵便局從業員組合	〃	六、一	一九	一七	三六	執行委員長 加藤正夫 〃 七、三一
〃	吉井郵便局從業員組合	〃 吉井村	六、一	一〇	六	一六	執行委員長 伊藤清 〃 七、一三
〃	佐渡特定局從業員聯合組合	〃 小木町	二、二四	二四七	一五五	四〇二	副執行委員長 高津義修 〃 七、一〇
卷	西蒲原北遞信從業員組合	卷町	二、一七	九三	九〇	一八三	〃 〃

卷	西蒲原南遞信從業員組合	燕町	二、二四	一〇二	九九	二〇二	副委員長 中野彌七 二、七、二〇
〃	日本通運株式會社西吉田支店勞働組合	西吉田町	二、二六	一三六	四七	一八七	〃 小谷熊光夫 執行委員長 〃 嘉藤治
〃	新潟縣食糧營團從業員組合卷支部	卷町	三、二四	九二	三三	一二四	〃 東池上理治五郎 支部長 〃 早川敏夫 〃 六、一三
小千谷	日本通運株式會社小千谷支店勞働組合	小千谷町	二、二〇	二八七	六〇	三四七	副執行委員長 小林菊太郎 〃 中澤秋策
〃	新潟縣食糧營團從業員組合小千谷支部	〃	二、二〇	七四	一五	九九	支部長 橋政二 〃 今成新次郎
〃	川口遞信從業員組合	北魚川口村	五、二〇	二六	五	三一	執行委員長 星野松藏 〃 星野誠一 〃 九、二
〃	小千谷郵便局遞信從業員組合	〃	六、五	五八	三一	八九	委員長 品田大三郎 〃 西柴松太郎 〃 卷木正一 〃 九、一〇
〃	全遞信從業員組合北魚沼郡支部	〃					支部長 高橋利雄 〃 佐藤英一 〃 九、一〇
十日町	大割野郵便局從業員組合	中魚沼下船渡村	四、一五	一八	一〇	一七三	副執行委員長 保坂新一 〃 卷誠二 〃 八、一九
〃	魚沼中條郵便局遞信從業員組合	中魚沼中條村	四、二〇	一六	四	二〇	副執行委員長 樋口秀次郎 〃 仲澤德二 〃 六、一三
〃	秋成郵便局遞信從業員組合	中蒲深見村	四、二〇	一四	一	一五	副執行委員長 中澤虎雄 〃 中澤丑太郎 〃 八、一〇

十日町 橋遞信從業員組合 橋村 二、四、一〇 一三 九 三 執行委員長 春日健一郎 二、八、一五
〃 宮野原郵便局從業員組合 上郷村 〃 四、一〇 一一 五 一六 副〃 吉田由太郎 〃
〃 仙田遞信從業員組合 仙田村 一三 二 一五 委員長 八重澤清勝 〃
〃 新潟縣食糧營團從業員組合十日町支部 十日町 〃 二、三 五五 三三 七八 〃 安五郎 八、一九
〃 魚沼貨物自動車勞働組合十日町支部 十日町 〃 三、一〇 四一 四 四五 副〃 〃 〃
〃 新潟縣系統農業會從業員組合魚沼郡支部魚沼支部班 〃 〃 二、一〇 二四 一六 四〇 副班〃 〃 長 小樋川口彦一郎 清 六、一三
〃 千手郵便局從業員組合 千手町 〃 四、一 一七 八 二五 副〃 〃 長 大井福松司 正 八、一九
〃 十日町遞信從業員組合 外丸村 〃 三、一六 二三 一一 三三 副〃 〃 長 今井村山亥進一助 〃 八、一九
〃 魚沼貨物自動車勞働組合千手町支部 千手町 〃 三、二 二〇 二〇 二〇 副支部長 渡邊澤藏 〃 六、一五
〃 岩澤遞信從業員組合 中魚岩澤村 〃 四、一〇 一五 七 三三 副委員長 大谷內誠信 治 八、一五
〃 越後田澤郵便局遞信從業員組合 〃 田澤村 〃 四、一〇 八 六 一四 書記 執行委員長 伊藤武重吉 〃 八、一九

十日町 越後水澤遞信從業員組合 中魚水澤村 二、四、一三 三 三 六 委員長 丸山秀雄 二、八、一九
〃 新潟縣食糧營團糸魚川地區從業員組合 糸魚川町 〃 二、三 三四 一〇 四四 代議員 富田倉吉 〃
〃 糸魚川稅務署職員組合 〃 〃 三、三五 一五 四 一九 副組合長 鹽崎佐二 〃
〃 栃尾郵便局從業員組合 古志栃尾町 〃 二四 一 三五 副委員長 神田時中 〃
〃 古志遞信從業員組合 〃 〃 二三 六七 一〇 〃 〃 矢澤正次郎 〃
〃 新潟縣國民學校教職員組合古志郡支部 〃 〃 三一七 一七三 四九〇 副支部長 廣川義雄 〃
〃 帝國石油株式會社柏崎鑛業所牧支部從業員組合 東頸牧村 〃 三、三 三九 〃 〃 星野仲次郎 〃
安塚 魚沼貨物自動車勞働組合六日町支部 六日町 〃 三、三五 一三 一三 三元 執行委員長 三田村西山忠藏 由清 〃
直江津 帝國石油株式會社柏崎鑛業所鄉津支所勞働組合 中頸春日村 〃 二、二 六七 八 七五 副組合長 齋尾藤崎清治 聰明 〃 六、三〇
〃 直江津郵便局從業員組合 直江津町 〃 二、一 一五 一二 副組合長 石井口賢太郎 甚太郎 〃 六、三〇
〃 柿崎郵便局從業員組合 中頸柿崎町 〃 三、一 一七 一五 四三 副組合長 山沼田正洋三郎 〃
〃 新潟縣食糧營團從業員組合直江津支部 直江津町 〃 二、二七 六七 二八 九五 監事 小林鉄一 〃 〃
〃 秋山島乙吉 〃 〃 六、一三

朝陽硯墨製造元
朝陽筆
株式會社 寶翰堂
本社 新潟縣南蒲原郡今町●電話八、一六番
東京支店 東京都日本橋區横山町十番地●兩國ビル
電話茅場町(66)三二五八ー九番
長岡支店 長岡市袋町二丁目●電話三四二番
新潟出張所 新潟市上大川前通十番町●電話一七三番
名古屋出張所 名古屋市昭和區御器所町六丁目三二番地

三島郡脇野町
住乃井酒造株式會社

三島郡脇野町
株式會社 中屋製作所
電話五九番

優秀ミシン部分品
製造元 田中亀七工場
三條市島田榮町三二五
電話三六(夜間五八〇)

御用命ハ 關東方面 高橋半三郎商店
東京都下谷區金杉二ノ五

關西方面 北村宗一商店
堺市上野芝町三六七

日東紡績株式會社

新潟市松島通二ノ七〇
電話 (新潟) 一一一二 五番
一五九五 八番

本社 東京都京橋區京橋三ノ二片倉ビル

新潟縣勞働組合聯合會參加組合名簿

△下越地區

全日通勞組新發田支部	北蒲原郡新發田市諏訪裏一三四八五	中野三郎 二七七名
全日本海員組合新潟支部	新潟市沼垂芳原二ノ五三五四	杉山善太郎 二二二〇
新潟臨港開發	〃 四九一四	渡邊進次 七二
新潟港運	〃 四六二九	岸田長次 四一九
船舶運營會新潟支部	〃 中央埠頭	山口六郎 一一七
新潟海陸運送	〃 山ノ下臨港町	井筒榮松 一四九
新潟交通	〃 沼垂流作場	櫻井政男 九一一
新潟鐵道局	〃 下所島	佐藤治四郎 二一九五
新潟鐵道郵便	〃 上大川前六	沼田平七 一六四
新津工機部	中蒲原郡新津町	宮本馨 六七九
全逓信從組新潟局支部	新潟市東堀通七	田中廣夫 六八五
新潟鐵工所新潟製作所	〃 入船町四丁目	田村慶榮 四五一二
日本輕金屬新潟工場	〃 出來島九三八	持田桂司 七五八
三菱鑛業新潟金屬工業所	〃 河渡	菊池末吉 一二〇

石井鑄物新潟工場	〃 一九五	遠山國夫	四六二
全安藤機器村松工場	中蒲原郡村松町甲五六六	小澤健司	一一三
新潟鰐造所	新潟市山ノ下三五〇八	鈴木重恭	一〇二
日東硫曹新潟工場	〃 〃	堅田米吉	一五二
東洋合成〃	〃 榎六〇〇ノ七	山口國夫	三三四
新潟硫酸石山工場	〃 六〇〇ノ四	八木政男	七六
日東紡績新潟工場	〃 山入下松島通二二	鄉田美久	八八九
北越製紙〃	〃 沼垂一五二三一	佐藤貞次	六九九
北越製紙パルプ	〃 山木戸一丁目	大野民藏	二七六
新潟電氣工業	〃 山ノ下大山町	古俣寅治	九九
新潟電氣通信工事局	〃 西堀前通五	野水信次	三〇三
東北配電新潟支社	〃 上大川前三	井越春三	二二三三
新潟整裝	〃 港町二丁目	外山留之進	四一
昭和石油新潟製油所	〃 河渡	猪股新平	二七〇
〃 關屋	〃 關屋大川前一〇九八	中山忠司	七三
日東紡績內野工場	西蒲原郡內野町	田中四郎	三〇九
島本鐵工場〃	〃 北蒲原郡赤谷村赤谷	門間鐵之助	三〇五
日鐵赤谷鑛所	新發田市上町	小山光毅	四九八
帝石柏崎新發田鑛場		岩城懌三	三三三

金剛製作所
東亞活性白土新發田工場
北越工業
昭和合成鹿瀨工場
新潟工業用水
新潟硫酸新潟工場
鐵興社瀨波製鹽所
新潟製作
理研電線白根工場
白根鄉普通水利組合
昭和電工鹿瀨工場
日本發送電鹿瀨支部
日本鋼管新潟電氣製鐵所
全國醫師會新潟縣支部
新潟瓦斯
白根鄉耕地整理組合
小木曾織・維工業

〃 〃 諏訪裏
〃 〃 塚ノ目
西蒲原郡地藏堂町大字新田二
東蒲原郡鹿瀨驛前
新潟市下所島
〃 關屋一六八六
岩船郡瀨波町大字瀨波
新潟市本町四白井德一郎方
中蒲原郡白根町大字能登
〃 〃大字白根
東蒲原郡兩鹿瀨村向鹿瀨
〃
新潟市沼垂三五六六
新潟市西堀通り八、一五八五
〃 元下島町四六五二
中蒲原郡白根町
新潟市沼垂馬越

鷲倉達雄	一八一	長谷川文治	二三七
齋藤博	七二	安部武喜	一七〇
長谷川文治	二三七	杉野石太郎	九
安部武喜	一七〇	柴垣秀雄	一五〇
杉野石太郎	九	岡清藏	三二
柴垣秀雄	一五〇	若林半六	一四〇
岡清藏	三二	諏訪五次郎	二五七
若林半六	一四〇	永井庚平	五一
諏訪五次郎	二五七	矢島亮一郎	一四七七
永井庚平	五一	石坂恭男	二〇二
矢島亮一郎	一四七七	荏原公英	二九六
石坂恭男	二〇二	島崎作次	一九
荏原公英	二九六	藤田春吉	七〇
島崎作次	一九	保●倉嘉三郎	三九
藤田春吉	七〇	坂井哲治	二八

飯豐鑛山	北蒲原郡赤谷村	柏谷金之助	一四〇
日新染布亀田工場	中蒲原郡亀田町袋津	加藤嘉信	五八
國鐵新津管理部	〃 新津町	鈴木六郎	一三〇〇〇
社會事業助成會信樂園	西蒲原郡坂井輪村大字青山	山澤伊三郎	二六
藤島製作所	新潟市柳島通り	野口正三郎	二六一
北越パルプ重勞働	〃 山木戸一丁目	黑井貞次郎	二一
三興產業鹽野町工場	岩船郡鹽野町大字大須戸	森隆平	一四
味噌醬油統制組合			
新潟市新聞販賣組合			

△上越地區

全日通勞組合高田支部	高田市仲町四丁目	齋藤清吉	四〇二
全遞信從組高田局支部	〃 大町三丁目	濱川一	二一八
東北配電高田地區	〃 仲町四丁目	星野朔一	
上越貨物自動車	中頸城郡直江津町玄德寺	綿貫健藏	二六八
直江津機關區	〃 砂山	內山金治	五三八
〃 驛	〃 〃	石坂菊太郎	三三八
〃 檢車區		村井弘	一六八
〃 保線區		內山金治	三〇二

全遞信從組直江津局支部	〃 新區三二三	石崎甚太郎	二三三
長野管理部長野電力區直江津	〃 玄德寺	加藤重作	
日本ステレンス直江津工場	〃 古城五四五	中川一郎	一七三〇
理研工業柿崎工場	〃 柿崎町大字柿崎七四〇二	小熊增七	五八〇
新潟鐵工所柿崎工場	〃	內山守雄	一三六
中央電氣工業	〃 名香山村田口二七二	關本一郎	二九五
日本セルロイド新井工場	〃 新井町三〇	大澤一郎	八三八
日本曹達新井二本木工場	〃 中郷村藤澤村九五〇	江間茂	三三〇〇
田邊工作所	西頸城郡糸魚川町寺町	坂詰勇	八〇
日蓼從組關東地方本部高田	高田市本町二三	佐藤祐治	三四九
頸城鐵道自動車			

△中越地區

魚沼貨物自動車十日町支部	中魚沼郡十日町	川田長治	四二
新潟炭鑛	〃 外丸村	中島寅松	四三
理研工業小千谷工場	北魚沼郡小千谷町	水口平	二四一
魚沼貨物自動車小千谷支部	〃 〃	田中辰藏	二二七
長岡鐵道	三島郡與板町深才村大字大島	丸山忠一	一六四
千代田製軌	南蒲原郡加茂町	出口六郎	二四五

安藤機器見附工場	〃 見附町	淺野貞次	一一六
新潟鐵工所加茂工場	〃 加茂町大字加茂千苅	丘山秀三	一六八
牛木鐵工所	〃 見附町大字横崎	久我清二郎	四〇
七欧加茂工場	〃 加茂町	水落寛治	三四〇
安藏機器今町工場	〃 今町	小川寅治	一七五
長岡機關區	長岡市	今井敏雄	七六三
大坂機械製作所	〃 西新町七五七	星野庄吾	九二七
倉敷工業北越製作所	〃 藏王町四五	臼井信一	三〇二
新潟鐵工所長岡工場	〃 西神田町二丁目	小林康三	六二一
津上製作所	〃 藏王町三八〇	堀田清	二二一九
大原製作所	〃	島越松司	二一一
北越製紙長岡ファイバー工場	〃	布施津三	六三四
北越電化工業	〃 今朝白町	塚田政治	二六四
東亜マッチ	〃 蓋町三丁目	星野吉次郎	二〇六
栃尾鐵道	中魚沼郡六日町	土田留藏	一二八
新潟鐵工所六日町工場		笛木武治	六九
七洋工藝	南魚沼郡	上野誠	五〇
五十澤勞働組合		若井慶雄	三〇

△柏崎地區

全遞信從組柏崎局支部	柏崎市本町三丁目	丸山棟治	一六七
帝石西山鑛業所	刈羽郡二田村	時村榮	一一三五
新潟鐵工所柏崎工場	柏崎市批把島	横村一太郎	三〇八
理研工業柏崎製造所	〃	笹川英勝	八六一
西川鐵工所	〃	田中貫一	一一七
三共燃料機器	〃 本町通五三七四二	建村寛貳	五六
帝石柏崎鑛業所	〃 大久保	駒野久德	五九六
渡邊ポンプ諸機械製作所	〃 批把島一七九ノ三	相村正巳	五〇

△佐渡地區

佐渡貨物自動車	佐渡郡兩津町大字夷	山田嘉二郎	九六
全遞信從組兩津局支部	〃	木村五作	一一六
日本硅藻	〃	伊豆野寛	八〇

九月十日以後加盟組合

下越地區	五七組合	味噌醬油統制組合 下越
上越地區	一八〃	新潟市新聞販賣組合 〃
中越地區	二四〃	頸城鐵道自動車 上越
柏崎地區	八〃	
佐渡地區	三〃	

（以上九月十日現在調）

新潟縣勞働組合聯合會役員

役名	氏名	勤務先	住所
會長	田村慶榮	新潟鐵工所新潟工場勞組	新潟市鐵田町
副會長	中川一郎	日本ステレンス直江津工場	中頸城郡直江津町
同	横村一太郎	新潟鐵工所柏崎工場	柏崎市比角二〇九九
理事長	早福庄一郎	北越製紙新潟工場	新潟市關屋田町二條通
常任理事	伊藤正三	新潟鐵工所	新潟市山ノ下新明町
同	中川光男	新潟鐵道局	新潟市濱田中町
同	今井敏雄	長岡機關區々長	長岡市殿町鐵道官舍
同	布施津三	北越製紙長岡工場	長岡市水道町
同	宮田寛	理研柏崎工場	
同	大澤一郎	大日本セルロイド新井工場	
同	田中貫一	西川鐵工所業務課長	刈羽郡田尻安田
同	笹川英勝	理研柏崎工場	刈羽郡西仲通村
理事	出口小一郎	千代田製靴健保組合	三條市西新保
同	水口平	理研小千谷工場	北魚沼郡小千谷町
同	關根寛治	理研電線白根工場	中蒲原郡白根町

同	濱川一	高田郵便局	刈羽郡二田村
同	時村榮	帝石西山鑛場作業課	柏崎市住居町
同	建村寛貳	三共燃料機器化學機械部長	柏崎市大久保三八
監事	駒野文德	帝石柏崎鑛業所	長岡市東新町三ノ三
同	德田雷治	津上製作所	新潟市長春町三五西
同	片桐壽平	日東硫曹新潟工場	直江津町官舍五號
同	横山信吉	直江津驛助役	新潟市沼垂五六四七
會計	早川正	新潟電氣通信工事局	

日本勞働組合總同盟新潟縣加盟組合

（二一、九、三〇現在）

加盟組合	縣下加盟組合	所在地	組合員數	摘要
日本勞働組合總同盟新潟縣聯合會	日本油機柏崎製造所勞働組合	柏崎市比角	一一三	
同	千代田製靴從業員組合	南蒲、加茂町	二七五	
同	信越化學工業直江津工場勞働組合	中頸、春日村	一、八一八	
同	日本曹達新發田工場勞働組合	新發田市	五〇九	
			三〇九	

日本勞働組合總同盟新潟縣聯合會	長岡市藏王町	三一〇	
同	北越製紙長岡フアイバー工場從業員組合	七一七	
同	日本曹達二本木工場勞働組合	三、二五一	勤勞署報告による
同	日本無線勞働組合田口支部	一九三	同
同	燕地區金屬勞働組合	三一六	
同	上越鄉茅屋根職勞働組合	一一九	
同	東洋合成工業新潟工業樂品部從業員組合	四八	
同	日東紡績新潟工場勞働組合	一、五九九	
同	同　内野工場勞働組合	三四二	
同	宮本製作所勞働組合	八〇	
同	日鐵鑛業赤谷鑛業所從業員組合	四八〇	以下聯合會による
同	丸七鐵工所從業員組合	二七	
同	渡邊喞筒諸機械製作所勞働組合	五〇	
同	高橋活版所從業員組合	六一	
同	東洋紡績糸魚川化學工場從業員組合	一三六	
同	白根鄉普通水利組合從業員組合	五一	
同	白根鄉耕地整理組合從業員組合	三九	
同	北蒲原郡南部教員組合	二二二	
同	蒲原鐵道從業員組合	一〇八	
同	新潟市食料品小賣統制組合配給所從組	三一	
同	國立新潟療業所職員組合	一四〇	
同	高田醫病院從業員組合	一六	
同	全國煙草勞働組合關原支部	二〇二	
加盟組合數　廿六		一一、六三六	合計
全國繊維産業勞働組合同盟	日東紡績新潟工場勞働組合	一、五九九	
同	同　内野工場勞働組合	三四二	
全國煙草勞働組合	全國煙草勞働組合關原支部	二〇二	

全日本産業別組合會議縣下加盟組合

（二一、九、三〇現在）

産別加盟組合	縣下加盟組合	所在地	組合員數	摘要
日本新聞通信放送勞働組合	日本放送協會支部	新潟市、旭町	八一	設立屆出なし
全日通勞働組合	東京分會新潟支部	新潟市、流作場	四、二二四	加盟組合十五
日本教育勞働組合	全日通勞働組合新潟地區本部	北蒲原郡、水原町	二二二	
	北蒲原郡南部教員組合	單位	三一一	

全逓信從業員組合	聯合	新潟市、西堀	八、四五〇	加盟組合卅八
全日本機器勞働組合準備會	聯合	長岡市藏王町	七、四二二	加盟組合十五
日本電氣產業勞働組合協議會	單位	新潟市上大川前通	二、二三二	
同	同	高田市本町	三四九	
同	同	中魚、外丸村	三五七	
同	同	東蒲、兩鹿瀨村	二〇二	
全日本醫療從業員組合	聯合	高田市大手町	六五〇	加盟組合廿三
同	單位	長岡市藏王町	八四	
全日本化學勞働組合準備會	單位	中頸、中郷村	三、二五一	正式屆出なし
全日本鐵鋼產業勞働組合	同	中頸、直江津町	一、六六三	
同	同	中頸、柿崎町	五九一	
全日本港灣勞働組合同盟	同	新潟市、沼垂	二六八	
全逓信從業員組合新潟縣地區協議會	聯合	新潟市、西堀	八、四五〇	加盟組合卅八
全日本機器勞働組合準備會新潟縣支部	聯合	長岡市藏王町	七、四二二	加盟組合十五
東北配電從業員組合新潟支部	單位	新潟市上大川前通	二、二三二	
日本發送電從業員組合高田支部	同	高田市本町	三四九	
同 信濃川支部	同	中魚、外丸村	三五七	
同 鹿瀨支部	同	東蒲、兩鹿瀨村	二〇二	
日本醫療團新潟縣從業員組合	聯合	高田市大手町	六五〇	加盟組合廿三
長岡赤十字病院從業員組合	單位	長岡市藏王町	八四	
日本曹達二本木工場勞働組合	單位	中頸、中郷村	三、二五一	正式屆出なし
日本ステンレス直江津工場勞働組合	同	中頸、直江津町	一、六六三	
理研工業柿崎工場從業員組合	同	中頸、柿崎町	五九一	
新潟海陸運送勞働組合	同	新潟市、沼垂	二六八	

日本勞働組合總同盟新潟縣聯合會役員名簿

役名	氏名	勤務先	同上所在地
會長	長谷川寛	日曹二本木工場勞組	西蒲原郡坂井輪村青山
副會長	山田喜夫	信越化學直江津工場勞組	中城頸郡中郷村藤澤
同	田上寛	北越製紙長岡工場勞組	中頸城郡大潟村西福島二八ノ一
副會長兼會計	布施津三	日東紡績新潟工場勞組	長岡市藏王町
副會長	郷田美久	日本勞組總同盟縣聯	新潟市松島通二丁目七〇
總主事	德永正報	千代田製靴從組	新潟市白山公園勞働會館
副主事	出口小一郎	信越化學直江津工場勞組	南蒲原郡加茂町
同	船崎義信	信越化學新松原住宅十三	中頸城郡大潟村西福島二八ノ一
同	西谷德藏	日本無線田口工場勞組	中頸城八千浦村黑井
執行委員	岡本一郎	信越化學直江津工場勞組	中頸城郡名香山村關川
同	上田正二	日曹二本木工場勞組	中頸城郡大潟村西福島二八ノ一
同	笹川文雄	千代田製靴從組	中頸城郡中郷村藤澤
同	笹原喜一	北越製紙長岡工場勞組	南蒲原郡加茂町
同	茨木太助	日曹新潟田工場勞組	長岡市藏王町
同	金井末吉		新潟田市

縣下勞働組合聯合團體

區分	産業分類	聯合團體名	所在地	代表者名	所屬組合數	所屬組合員數	設立年月日	備考
同		小倉鐵平	同					
同		上村太郎	日本油機柏崎製造所勞組					
同		高山省三	日鐵鑛業赤谷鑛業所從組					
同		加賀泰三	宮本製作所勞組					
同		石井精治	日東紡績新潟工場勞組					
同		田中四郎	日東紡績内野工場勞組					
同		水澤玲子	日曹二本木工場勞組					
同		小野菊鉄	日本勞組總同盟縣聯					
同			柏崎市比角					
同			北蒲原郡赤谷村上赤谷					
			岩船郡村上町					
			新潟市松島通二丁目七〇					
			西蒲原郡内野町					
			中頸城郡中郷村藤澤					
			新潟市白山公園勞働會館					
同	化學工業	全國石炭窒素製造工場勞働組合聯合會	中頸城郡大漢村字西鵜島	會田上長	六	七、八七〇	昭和二、六、二四	
同	鑛業	新潟地方鑛山勞働組合	東蒲原郡揚川村字清川	小林組合長功	二	一、三三	同 二、六、二二	
同	機械器具工業	新潟縣鐵鋼勞働組合協議會	中頸城郡直江津町字古城五四五	協議會長中川一郎	六	七、五九二	同 七、九	
同		全日本機器勞働組合準備會新潟縣支部	長岡市藏王町三八〇	支部長堀田清	一四	七、〇四二	同 七、一七	全日本機器勞働組合準備會
同	化學工業	新潟縣化學勞働組合聯合會	中頸城郡中郷村大字藤澤九五〇	執行委員長茂江間	一三	九、九五五	同 七、二五	北陸化學勞組聯盟
同		北陸化學勞働組合聯盟	中頸城郡中郷村大字藤澤九五〇	執行委員長茂江間	三八	一七、九八五	同 九	
企業別	交通業	新潟鐵道局管内國鐵勞働組合	新潟市流作場新潟鐵道局内	執行委員長中川光男	一〇	四九、六二〇	同 二、二〇	國鐵勞組總聯合會
同		直江津驛聯合區從業員組合	中頸城郡直江津町大字砂山直江津驛構内	組合長藤澤松	一一	七六二	同 五、二九	
同		全逓信從業員組合新潟縣地區協議會	新潟市西堀通七	會長田中廣夫	三六	八、三六五	同 七、一	
同		全日通勞働組合新潟地區本部	新潟市流作場宮浦二五二ノ一	執行委員長石原市太郎	三七	九、六四六	同 七、一七	
同	機械器具工業	津上勞働組合聯合會	長岡市藏王町三八〇	組合長堀田清	二	二、八三一	同 六、七	
同		全安藤機器勞働組合	中蒲原郡村松町甲五六六	組合長小澤健司	四	四三六	同 四、一	
同		日本ステンレス株式會社勞働組合協議會	中頸城郡直江津町大字直江津八六一	會長川瀬永	四	二、四三三	同 九、一一	
同	鑛業	帝國石油勞働組合協議會	柏崎市本町通二丁目	中央委員長木村德報	七	八、六三一	同 六、一〇	
同	化學工業	北越製紙勞働組合聯會長	長岡市藏王町八〇〇	會長施津三	六	二、一八九	同 七、五	
同		新日曹勞働組合聯合會	中頸城郡中郷村大字藤澤九五〇	理事長江間茂	三	四、二四五	同 八、一	

同	公務自由業	日本醫療團新潟縣從業員組合	高田市大手町六五	常任委員長 八木三郎	二三	六五四	同	二、二四	
職業別	公務自由業	中頸城郡國民學校職員組合聯合會	中頸城郡新井町新井國民學校內	理事長 瀧大貞雄	四	一、〇五七	同	五、二三	
地區別	混合	日本勞働組合總同盟新潟縣聯合會	新潟市一番堀通一ノ二新潟縣勞働會館內	會長 谷川寛	一三	九、六八〇	同	四、一三	日本勞働組合總同盟
同	同	新潟縣勞働組合聯合會	新潟市入舟町四新潟鐵工勞働組合內同	會長 田村慶榮	二二三	六五、七〇七	同	四、一四	
同	同	下越地區勞働組合聯合會	新潟市入舟町四新潟鐵工勞働組合內	會長 田村慶榮	天	三八、七三三	同	三、五	新潟縣勞働組合聯合會
同	同	中越地區勞働組合聯合會	長岡市藏王町津上勞働組合事務所	會長 松史郎	二五	一〇、五六一	同	三、一七	
同	同	柏崎地方勞働組合協議會	柏崎市批把島新潟鐵工柏崎工場內	會長 横村市太郎	二	二三、六九七	同	五、一〇	
同	同	上越地區勞働組合協議會	中頸城郡直江津町大字古城五四五ノ一	會長 川中一郎	三三	一〇、九八六	同	四、二三	
同	同	新潟縣佐渡地區勞働組合聯合會	佐渡郡河原田町大字本町一	會長 川森健一	七	一、七四〇	同	六、二	
同	同	中魚沼郡勞働組合協議會	中魚沼郡川治村大字高山六七六	會長 澤富彌策	二	二、二六	同	六、一	
同	同	六日町勞働組合協議會	南魚沼郡六日町大字六日町四七	議長 木宇治武	四	一〇二	同	七、二	
同	同	南北魚沼郡勞働組合協議會	南魚沼郡東村大字桐澤	會長 原松平	四	五〇二	同	七、二	

勞働組合聯合團體の解散せるもの

聯合團體名	所在地	代表者名	所屬組合數	所屬組合員數	設立年月日	解散年月日
日通新潟支社管內勞働組合	新潟市宮浦日通新潟支社內	執行委員長 中尾三郎	一五	九、六四六	昭二、二一	昭五、二一
新潟縣遞信從業員組合聯合會	新潟市東堀通七新潟郵便局內	委員長 田中廣夫	二五	八、三六五	〃三、一〇	〃七、一
新津管理部從業員聯合組合	新津町新津管理部內	組合長 今井敏雄	五	二一、八三〇	〃一、二一	〃七、八
帝石柏崎鑛業所管內勞働組合聯合會	柏崎市帝石柏崎鑛業所	委員長 駒野久德	一四	三、七六二	〃四、一五	〃八、四
中魚沼郡遞信從業員組合聯合會	中魚沼郡十日町	委員長 今井亥助	一一	二四六	〃四、二九	〃八、一九

新潟縣下勞働組合團體

協約一覽

（昭和二十一年九月三十日現在）

高級ミシン！（名稱）イシイミシン

傳統を繼承し技術優秀足踏電動何れにも使用可能

好調にして絶對責任を有す御高覽御試用を請ふ

精密切削工具!!

タップ ダイス リーマー

カッターホップ 其他

ISHII

永き歴史と經驗を有し精巧廉價在庫豐富御照會を乞ふ

石井精密工業株式会社

新潟市河渡195番地

電話 3907・4193

協約締結當事者名	締結年月日	有効期間	主要協約事項
昭和合成株式會社鹿瀬工場 昭和合成鹿瀬工場勞働組合	二一、二、二一	三ヶ年	一、消費委員會設置 一、人事管理委員會設置 一、生産管理委員會設置 一、勞働時間一日八時間 一、女子從業員三日以内の有給生理休暇
長岡鐵道株式會社 長岡鐵道從業員組合	二一、二、二二	一ヶ年	一、賃金給料は組合と協議の上變更 一、從業員の雇傭解雇は組合と協議 一、從業員の昇給賞與賞罰戒懲戒は組合と協議
日本曹達株式會社 日本曹達株式會社二本木工場勞働組合	二一、三、二〇	なし	一、クローズド・ショップ 一、勞働協議會設置 一、會社は工場の閉鎖賣却讓渡或ひは經營を他に委任せんとするときは豫め組合に諒知せしめる事
電氣化學工業株式會社 同青海工場從業員組合	二一、三、二三	一ヶ年	一、組合員の解雇除名に就ては兩者協議の上行ふ 一、工場委員會設置 一、罷業及生産管理を行ふ場合は事前に會社に連絡の上行ふ
日東硫曹株式會社 同新潟工場從業員組合	二一、三、二八	なし	一、待遇に關する件 一、一切の制度は組合と協議決定なしに變更せざること 一、農耕に關する一切の管理は組合に移管 一、從業員の採用解雇は組合と協議のこと 一、クローズド・ショップ 一、經營協議會設置

日本發送電株式會社 日本發送電從業員組合	二一、四、一	一ヶ年	一、經營協議會設置 一、從業員の解雇は豫め組合と協議 一、一時に多數從業員を採用せんとするときは組合と協議 一、勞働條件に關し組合と協議を經ずして從業員に不利益なる變更をしないこと 一、就業時間一日八時間 一、組合は經營協議會の協議を經ずして其の要求事項に對し直に爭議行爲をなさざること
日本活性白土株式會社青海工場 同青海工場從業員組合	二一、四、一五	なし	一、會社は組合の業務運營上必要なる事務用品等並に施設の使用を許可す 一、組合の業務運營上必要とする就業不參にして組合より諒解を求めたる場合は缺勤と看做すこと
新潟鐵道局新津工機部 新津工機部從業員組合	二一、四、二〇	なし	一、人事行政に關し工機部長に意見を提出又は部長の諮問と答申 一、物資部運營委員會設置 一、業務改善委員會設置
日本電氣冶金株式會社 同　西川鑛山勞働組合	二一、四、二三	一ヶ年	一、最低賃金の確立 一、八時間勞働制の實施 一、運營協議會の設置（事業の運營） 一、會社は未復員者遺家族に對し援護を强化すること
新潟交通株式會社 新潟交通勞働組合	二一、四、二五	一ヶ年	一、クローズド・ショップ 一、人事委員會の設置 一、業務委員會の設置（分科會） 一、物資配給委員會の設置 一、組合事務を處理せんとする爲一名の專任者及二名の業務助手を會社の負擔を以て置く

上越貨物自動車株式會社同從業員組合	二一、五、一	なし	一、不當なる解雇解職の廢止 一、組合事務取扱の承認 一、會社に於て共濟會の設置
日本機油製造株式會社柏崎製造所同柏崎製造所從業員組合	二一、五、六	三ケ年	一、クローズド・ショップ 一、經營生産勞務委員會の設置
遠藤工業株式會社同勞働組合	二一、五、六	一ケ年	一、生活費を基準とする最低賃金の支給（各職場別に給料査定委員を選出） 一、勤務時間は實働八時間とす 一、女子組合員の生理休暇を一ケ月二日以内認む、但し休暇は無給とし皆勤と之を認む 一、作業進歩協議會の設置
日本ステンレス株式會社同直江津工場勞働組合	二一、四、二五	六ケ月	一、工場委員會の設置 一、會社は無警告に工場閉鎖又は休業を行はず組合は無警告に同盟罷業の爭議行爲を行はざるものとす
北越工業株式會社同勞働組合	二一、四、二五	一ケ年	一、經營協議會の設置 一、生活費を基準とする最低賃金の支給 一、八時間勞働制
新潟地區貨物自動車株式會社同勞働組合	二一、五、一七	なし	一、クローズド・ショップ 一、會社は會社内に於て本組合以外の組合を認めざること 一、經營協議會の設置 一、會社は組合事務專任者を認む
津上製作所同勞働組合聯合會	二一、六、六	三ケ月	一、クローズド・ショップ 一、經營協議會（毎月一回）

日本硅藻土工業株式會社勞働組合	二一、六、六	なし	一、經營協議參加 一、從業員の最低生活保證
中央電氣工業株式會社同田口工場勞働組合	二一、五、二三	一ケ年	一、クローズド・ショップ 一、從業員の雇傭解雇は組合の議を經ること
信越化學工業株式會社同直江津工場勞働組合	二一、六、五	一ケ年	一、クローズド・ショップ 一、勞務委員會生産委員會の設置 一、勞資共に勞務委員會又は生産委員會に圖らずして工場閉鎖又は同盟罷業等を行はず 一、クローズド・ショップ 一、經營協議會設置
株式會社新潟鐵工所同勞働組合聯合會	二一、九、二一		一、クローズド・ショップ 一、收支財政的事情の如何に拘らず組合員に對し生活費を基準とする最低賃金の保證 一、就業時間一日八時間 一、左の日を有給休日とす（諸手當を含む） イ、毎日曜日 ロ、年末年始（一二、三〇—一、五）七日間 ハ、メーデー ニ、全國的及地域的祝祭日一年七日 一、左の日を有給休暇とす イ、慰勞休暇年一四日 ロ、女子に對する生理休暇一ケ月三日以内 ハ、女子に對する産前産後休暇通算七日間 一、公傷病死 規定の退職手當金葬儀費標準賃金の一ケ年分以上支給 一、公傷病療養中の標準賃金（諸手當を含む）醫療費全額支給
理研工業株式會社同柏崎工場勞働組合	二一、六、一七	六ケ月	

株式會社新潟鐵工所 同六日町工場勞働組合	二一、六、二九	六ケ月	一、右に依る不具廢疾生活保證手當支給 一、解雇の場合（懲戒解雇を除く）は規定の退職手當 一、外の標準賃金一ケ年分以上支給 一、組合の同意なしに左の事項をなさず イ、雇傭解雇 ロ、職制の變更 ハ、人事の移動 ニ、昇給昇格褒賞懲戒 ホ、就業規則の變更 一、經營協議會の設置 一、福利厚生施設の共同經營
蒲原鐵道株式會社 同從業員組合	二一、六、三一	一年	一、組合は規約諸規定役員等を定めた時又は之が變更をなした時は會社に通知する 一、組合は會議を開く時及其の結果を會社に報告する 一、會社組合間に左の委員會を置く イ、人事委員會 ロ、勞務委員會 ハ、物資配給委員會 一、組合員の出張は之を三日以内に限り公務と見做す
日本ステンレス株式會社 同本社從業員組合	二一、六、二八	三ケ月	一、クローズド・ショップ 一、勞資交渉會の設置 一、雇入れ解雇及異動に付き會社は組合の承諾を要す
理研工業株式會社 同小千谷工場從業員組合	二一、六、八	六ケ月	理研柏崎工場勞働組合と同じ
帝國工業株式會社 同勞働組合	二一、六、二二	六ケ月	一、クローズド・ショップ 一、生活費の保證

株式會社藤島製作所 同勞働組合	二一、七、一一	三ケ月	一、クローズド・ショップ 一、經營協議會の設置 一、人事異動は組合の同意を要す 一、從業員の雇入解雇は組合の同意を要す 一、福利厚生施設の共同管理
上越貨物自動車株式會社 同從業員組合	二一、七、六	三ケ年	一、從業員の人事は組合と協議のこと 一、地區別待遇の差を附けざること
日本石油株式會社 同從業員組合聯合會	二一、六、一〇	六ケ月	一、會社は聯合會加盟組合以外に他の組合を認めざること 一、クローズド・ショップ 一、雇入解雇は組合に諮ること 一、經營協議會の設置 一、會社が組合の意志に反する時は組合の一切の行動の自由を認める
國鐵長野車掌區 同直江津支區從業員組合	二一、六、五	なし	一、組合役員の一部が組合事務に專念することを認める 一、人事小委員會の設置
北越製紙株式會社 同勞働組合聯合會	二一、七、七	六ケ月	一、クローズド・ショップ 一、經營協議會の設置 一、組合は協議會に諮らずして同盟罷業を行はず 一、會社は協議會に諮らずして作業場閉鎖を行はず
倉敷紡績株式會社 同長岡勞働組合	二一、七、一六	六ケ月	一、組合員の最低生活費の保證 一、勤務時間賃働八時間 一、左の委員會を設く イ、生産委員會 ロ、勞務委員會 ハ、厚生委員會 一、本社に勞資委員會を設く

興國鋼線索株式會社　二一、三、二一　なし　一、クローズド・ショップ　一、勞資共に事前諒解なくして作業場閉鎖又は同盟罷業をなさず

同加茂工場從業員組合　一、就業時間八時間　一、女子生理休暇（有給）一年　一五日　一、男子慰勞休暇（有給）一年　七日　一、公傷手當

理研柏崎工場勞働組合と同じ

理研工業株式會社同柿崎工場從業員組合　二一、五、二五　六ケ月　理研柏崎工場勞働組合と同じ　一、人事委員會　一、勞働委員會　一、經營協議會　一、會社は組合員の生活權の擁護

株式會社島本鐵工所　二一、七、二三　一年　一、勞働時間八時間　一、慰勞休暇一年五日　一、週休　一、特定の祝祭日は休暇（一二月三一——一月二）　一、年末年始　一、大節、勞働祭、節句（六月五、六日）　一、四、八月十三日半休、八月十五、六日）　一、墓參（八月十三日半休、八月十五、六日）　一、女子特定の休日及慰勞休暇は有給　一ケ月三日以内生理休暇

同勞働組合

倉敷紡績株式會社　二一、七、一八　六ケ月　一、最低生活費の保證　一、實働八時間

同堀之内工場勞働組合　一、生産委員會　一、勞務委員會　一、厚生委員會　一、本社に勞資委員會

日本石油株式會社同柏崎製油所從業員組合　二一、八、二　六ケ月　日石從業員組合聯合會に同じ

理研電線株式會社同白根工場從業員組合　二一、七、二二　一年　一、經營協議會の設置　一、從業員の雇入解雇異動は組合の了解を要求

株式會社新潟電氣製作所　二一、八、五　三ケ月　一、組合員の生活保證　一、クローズド・ショップ　一、從業員の俸給給與採用解雇轉勤賞罰昇給等人事に關することは會社組合協議の上決定す

同從業員組合　一、經營協議會　一、組合規約による目的達成の爲の行動の自由を留保す　一、生産協議會　一、クローズド・ショップ　一、生産協議會に圖らずして工場閉鎖同盟罷業等爭議行爲をなさず

大日本セルロイド株式會社　二一、八、三　一年　一、クローズド・ショップ　一、經營協議會の設置

同新井工場從業員組合　一、クローズド・ショップ　一、人事に關する協議會　一、勞資間に紛爭起りたる場合は勞働委員會の調停に附し調停ならざる場合の外爭議手段をとらず

高亀製作所同從業員組合　二一、七、一　一年　一、會社は從業員以外の勞働組合を承認せず　一、賃銀給與に關し兩者協議の上決定のこと

日新染布株式會社同亀田工場勞働組合　二一、八、一〇　一年　一、職制改廢及人事移動は兩者協議の上決定　一、從業員の採用解雇は兩者協議の上決定　一、就業勞働に關する制度及賞規定の制定改廢は兩者協議の上決定

日本無線株式會社同勞働組合田口支部　二一、六、二〇　一年　一、從業員の賞罰は兩者協議の上決定　一、經營協議會設置

三菱鑛業株式會社	二一、八、一四	六ケ月	一、クローズド・ショップ 一、左記事項に就いては兩者協議會を設置協議取極めをなす 勞働條件 採用解雇並に配置の一般的規準 福祉厚生	一、病院運營の自主的參加 一、不當なる人事即ち解雇 解職轉廢 二一、七、二六 棄 勤の廢止
同佐渡鑛業所勞働組合			一、兩者間に紛議起り解決せざるときは官廳又は勞働委員會の調停若は仲裁に附すること調停若は仲裁ならざる場合の外爭議行爲をなすことを得ず	
長岡瓦斯株式會社	二一、八、二八	三ケ月	一、生活費を基準とせる最低給與制確立 一、從業員の採用移動解雇は組合の承認を要す 一、從業員の福利厚生施設の組合管理	
同從業員組合			一、事業經營協議會設立	
七隊無線電氣株式會社	二一、八、二七	なし	一、飢餓突破特別給與金支給 一、一年間に五日間の休養休日支給 一、土地年中行事に際し公休支給（一年間四日） 一、機械工プレス工板金工に對する一月十五圓以內特別作業手當金支給	一、病院運營の自主的參加 一、不當なる人事即ち解雇 解職轉廢 二一、七、二六 棄 勤の廢止
同加茂工場從業員組合			一、給料不均衡の是正 一、資格制度の確立	
三條瓦斯株式會社	二一、六、二	三ケ月	一、最低給與制の確立 一、物價騰貴に即應する給與の增額 一、從業員の生活權援助 一、賃銀給與制度につき從業員の承認なくしては變更せず	
同從業員組合			一、人事管理 一、事業經營協議會の設置	
日本醫療團新潟縣中央病院	二一、二、二二	一ケ年	一、病院運營の自主的參加 一、不當なる人事即ち解雇 解職轉廢 二一、七、二六 棄 勤の廢止	
同中央病院從業員組合				
日通株式會社新潟支社	二一、三、七	なし	一、人事管理へ參加 一、事業經營へ參與 一、勤務時間八時間 解 二一、五、二八 散	
同支社管內勞働組合				

目品營業

西洋食器・家庭金物
各種農具・各種工具
各種道具・大工道具
其他雜貨

新潟縣燕町

新潟產業株式會社

取締役社長 石嶋登一

電話燕局六七番
發信器號 ニニ サカ
受信器號 イガタケンカ
ツバメニサカ

新潟市流作場字宮浦二五一一
電話代表三九八〇番

日本通運株式會社
新潟支社

支社長　近藤順二

所管區域　新潟・長野・山形・秋田四縣下
支店三六店　營業所三九三店　派出所五九店

新機械應用
銅鐵板加工
並ニ諸金物
スレート類
屋根葺請負

TY

吉野商工
吉野武次

營業所　高田市東本町五丁目
電話　八八〇番
工場　高田市東本町五丁目一〇二

各科設備完成
入院隨意

長岡赤十字病院
長岡市神明町（電話廿四番）
▲關原町ニ出張診療所開始（關原電話十三番）

內科・外科・皮膚泌尿器科
小兒科・耳鼻咽喉科・產婦人科
放射線物理療法・細菌試驗室

財團法人　小千谷病院
電話小千谷（二二〇四番）（二二番）

新潟縣工業協會役職員
新潟縣勞政課員
新潟縣勤勞署一覽
新潟縣勞働會館役員

新潟縣工業協會役員名簿

（五十音順）

會長	北越製紙株式會社々長	田村文吉
副會長	信越化學株式會社取締役直江津工場長	久保田才次郎
同	新潟鐵工株式會社新潟製作所長	根本嘉
理事長	新潟商工會議所會頭	村田三郎
理事	十日町織物工業組合理事長	阿部隆治
同	日本曹達株式會社二本木工場長	大久保均次
同	大島合名會社々長	大島憲吾
同	新潟硫酸株式會社新潟工場長	富谷直
同	株式會社大原鐵工所專務取締役	上村清五郎
同	信越化學株式會社直江津工場長	久保田才次郎
同	坂井鐵工所工場主	坂井末四郎
同	日東工礦業株式會社新潟工場長	鹽谷鎮司
同	霜田木工所專務取締役	霜田毅
同	日本曹達株式會社新發田工場長	進藤久雄
同	昭和電工株式會社鹿瀨工場長	自在丸文雄
同	大阪機械製作所長岡工場副工場長	關威雄
同	北越製紙株式會社々長	田村文吉
同	東北配電株式會社新潟支店長	中田繁次
同	電氣化學工業株式會社青海工場長	中山廉

同	帝國石油株式會社柏崎鑛業所長	根來勝
同	新潟鐵工株式會社新潟製作所長	根本嘉
同	株式會社野水機械製作所社長	野水吉治
同	日本ステンレス株式會社直江津工場長	初田數衛
同	不二越鑛業株式會社八海山鑛業所大倉鑛山長	二口孫一
同	理研工業株式會社柏崎製作所長	松井琢磨
同	合資會社宮本製作所社長	宮本銀作
同	北越電化工業株式會社々長	山口順太郎
同	理研工業株式會社小千谷製作所長	和田光治
同	三菱鑛業株式會社佐渡鑛業所長	尾形正嘉
監事	栃尾織物工業組合理事長	石原鮎助
同	新潟交通株式會社々長	中野四郎太
同	理研工業株式會社柏崎工場長	小野忠五郎

新潟縣工業協會事務局職員

理事長	村田三郎	
總務部長	堀保利	
事業部長	樋口政忠	
食糧課長	高橋七次郎	
物資課長	關根美一	
庶務課長	渡邊金一	
經理課長	星野次郎	
	中村正三	
	本間チミ	
	藤山和子	
	高地貞子	
	天野勇	

新潟縣工業協會會員從業員數支部別調

新潟縣工業協會（五月三十日現在）

支部名	會員工場事業場數	職員數	從業員數
新潟支部	二一三	二、二二五	一七、四三九
新發田支部	二四	二五六	一、五九二
岩船郡支部	三三	三二三	二、六〇七
村松支部	一二	二九一	九七七
五泉支部	五二	一〇三	一、一三四
三條支部	一二八	三七七	六、五七九
三島郡支部	八二	二〇二	二、九七八
長岡支部	二〇	七〇五	二、二九六
栃尾支部	一二五	一八八	一、六七三
小千谷支部	五一	三八〇	一、八一三
十日町支部	五八	三六〇	三、一〇九
南魚沼郡支部	一七	一二六	一、二五三
柏崎支部	七七	八五四	五、二五一
高田支部	四八	三五四	二、〇五七
相川支部	四	一二七	一、〇三五
兩津支部	一七	一一一	四一〇
見附支部	六七	三三五	二、七九三
河原田支部	三	四三	四三一
卷支部	三七	一一九	一、〇〇七
糸魚川支部	一九	二七六	三、一五六
加茂支部	一五	二六五	六六三
津川支部	一九	二七二	二、五九〇
直江津支部	一四	四六三	四、三五八
水原地區	七	一〇六	二五七
新津地區	二三	一七九	七七七
燕地區	三三	二三七	一、四二五
小出地區	一四	一一二	一、一四五
新井地區	六	三六一	三、七四三
安塚地區	一	三	二〇
合計	一、二一四	九、七五三	七四、五六八

新潟縣勞政課職員

課長	野士郎	
組合關係主任	梶山幹三	
同	星野春雄	
同	矢野達夫	
同	山鹿邦夫	
同	池端博	
同	井上政治	

同　渡邊廣榮
同　刈部敬雄
庶務關係　主任　富取司郎
同　同　天兒和雄
同　同　池乘浩
同　安田貞義

同　保護關係　主任　佐藤幸七
同　金澤正
同　渡邊三男
同　同　田忠平
同　同　山口武夫

勤勞署一覽表

（昭和廿一年九月現在）

勤勞署名	電話番號	所在地	署長名	管轄區域
新潟	二、五五二 三、八五五 二、七三七	新潟市西堀通三番町	小島了秀	新潟市、西蒲原郡の内坂井輪村、黑崎村、内野町、中蒲原郡の内橫越村、大江山村、曾野木村、兩川村、亀田町
長岡	五〇	長岡市吳服町	阿部武信	長岡市、三島郡、古志郡（栃尾分署管轄區域を除く）
栃尾分署	三三三	古志郡栃尾町	佐藤俗一	古志郡の内栃尾町、北谷村、上北谷村、下鹽谷村、上鹽谷村、入東谷村、東谷村、荷頃村西谷村、中野俣村、半藏金村
高田	八七六	高田市大町三丁目	増田久一	高田市、中頸城郡（直江津分署管轄區域を除く）
直江津分署	四〇五	中頸城郡直江津町	小林健太郎	中頸城郡の内直江津町、上米山村、米山村、柿崎町、潟町村、八千浦村、大湊村、明治村、旭村、下黑川村、吉川村、源村、有田村、黑川村、黑岩村、春日村、谷濱村、桑取村、美守村、諏訪村、保倉村
安塚分署	三九	東頸城郡安塚村	長谷川久彌	東頸城郡
三條	八三六	三條市一ノ木戸	田村眞美男	三條市、南蒲原郡
柏崎	五九五	柏崎市表町	能倉大顯	柏崎市、刈羽郡
新發田	五六九	新發田市	菅原榮次郎	北蒲原郡
村上	四一四	岩船郡村上町	金箱宇一郎	岩船郡
小千谷	四七〇	北魚沼郡小千谷町	遠藤武	北魚沼郡（小出分署管轄區域を除く）
小出分署	二一八	北魚沼郡小出町	齋藤才一	北魚沼郡の内小出町、堀之内町、廣瀨村、須原村、入廣瀨村、湯の谷村、上條村、藪神村
十日町	四〇七	中魚沼郡十日町	林眞平	中魚沼郡
糸魚川	三三三	西頸城郡糸魚川町	岩間市五郎	西頸城郡
六日町	一〇九	南魚沼郡六日町	白井又三郎	南魚沼郡
卷	二五〇	西蒲原郡卷町	小林耕	西蒲原郡（坂井輪村、黑崎村、内野町を除く）
新津	四〇九	中蒲原郡新津町	飯塚齊一	中蒲原郡（新潟縣勤勞署管轄區域を除く）東蒲原郡
兩津	二四八	佐渡郡兩津町	高橋重雄	佐渡郡
新潟日傭	三、五八七 三、〇六一	新潟市流作場	神杉春一	新潟勤勞署に同じ

財團法人新潟縣勞働會館役員

理事長　大井一星　中頸城郡新井町大字美方二五六ノ一一

理事　早福庄一郎　新潟市關屋田町三丁目二條通三九一
同　根本嘉　同　入船町四丁目三、七七六
同　永井初太郎　同　山ノ下神明町八
同　村田三郎　同　湊町二ノ町二六〇九
同　久保田才次郎　中頸城郡直江津町大字砂山二七二ノ三
常任理事　佐々木錠市　新潟市上大川前通二番町一四番地
監事　田村文吉　長岡市長町一丁目一六六七ノ甲
同　中尾三郎　新潟市古町通九番町一四六二
同　植村清二　同　二葉町二丁目五一六九

新潟地方勞働委員會事務局職員

事務局長　民生部長　大澤雄一　同
幹事　勞政課長　長野士郎　同　池端博
同　地方事務官　梶山幹三　同　山鹿邦夫
書記　同　佐藤幸七　同　井上政治　矢野達夫

諸統計

縣下產業別勞働組合結成狀況、縣下勤勞署別勞働組合結成狀況、縣下規模別勞働組合結成狀況、縣下勞働爭議統計、縣下失業統計、縣下職業紹介狀況、全國勞働組合設立狀況、全國勞働爭議月別發生狀況、全國勞働爭議要求別發生狀況、全國失業統計、全國勤勞者給與速報統計表、全國勤勞者給與速報指數

縣下勞働爭議發生狀況

番號	所轄署名	組合名	發生年月日	解決年月日	主要要求事項	調停者	解決條件	備考
1	新田	北越製紙株式會社 赤谷鑛業所	20 12 12	20 12 12	1・賃金ノ大巾引揚ゲ 2・配給物資ノ公開並配給委員會ノ設置 3・醫療施設ノ完備 4・賃材係長及係ノ解職又ハ轉出	當事者	1・要求額ノ四割減增額 2・配給物資ノ狀況ヲ不正事實ナキヲ諒承シ明ニシテ委員會ハ設置シ近ク人選ヲナス 3・醫療施設ハ人的資材ニ見込ナキヲ以テ合セ見ル 4・賃材係ノ兩名ハ所長ニ於テ監督其ノ他ニ誤解ナキ樣善處ス	承認
2	小出	倉敷工業株式會社 堀之內工場	20 12 23	20 12 18	1・待遇改善	當事者	1・手當ノ支給 2・實働時間ノ短縮	
3	新潟	日本輕金屬株式會社 新潟工場	21 1 26	21 1 18	1・組合ノ承認 2・團體交渉權ノ承認 3・中川社長ノ即時退陣 4・生活安定ノ保障 5・賃與ノ法定ノ最高限ノ 6・支給退職手當、慰勞金ノ	當事者	1・承認 2・別途交渉成立ノ 3・承認 4・二十年度法定限度ノ 5・差額ヲ越ス賃金トシテ支給 6・現在ノ基本給ニ戰時居殘リ食事通勤手當ヲ繰	

縣下 規模別 産業別 勞働組合狀況

昭和二一年九月末現在 勞政課

産業別 ＼ 規模別	組合數 50人未滿	100人未滿	500人未滿	1000人未滿	1000人以上	合計
工業 金屬	3	2	9	1	1	16
工業 機械器具	13	13	23	6	2	57
工業 化學	6	9	12	4	5	36
工業 ガス・電氣・水道	3	2	3		1	9
工業 窯業土石	1	1	2			4
工業 紡績	1	4	5		2	12
工業 製材木製品	3	4	3			10
工業 食糧品		1	1			2
工業 印刷製本	1	2	4			7
工業 土木建築			1	1		2
工業 其ノ他	1	1				2
工業 小計	32	39	63	12	11	157
鑛業 金屬	1	1	7	1		10
鑛業 金石 炭	1		1			2
鑛業 其ノ他			1		1	2
鑛業 小計	2	1	9	1	1	14
交通業 鐵道軌道	7	1	13	1	2	24
交通業 船舶			1		1	2
交通業 其ノ他運輸	1	3	17	3		24
交通業 通信	1	6	27	2		36
交通業 小計	9	10	58	6	3	86
農林業		1				1
水産業						
商業	8	6	4		1	19
公務自由業 公務	15	8	9	1		33
公務自由業 教育	2		20	6	1	29
公務自由業 其ノ他	1	2			1	4
公務自由業 小計	18	10	29	7	2	66
其ノ他ノ産業	1		1			2
合計	70	67	164	26	18	345

	4 高田	5 魚川系	6 魚川系	7 新潟	
	河端新生會勞働組合（河端製作所高田工場）	魚川木工有限會社系	電氣化學工業株式會社青海工場	東洋合成工業株式會社新潟工場勞働組合	
	21 1 15 / 21 2 6	21 2 6 / 21 2 26	21 2 22 / 21 2 28	21 2 28 / 21 8 27	
大巾引揚ゲ 7.經營計畫ノ明示 8.不法馘首絶對反對	1.勞働條件ノ維持改善 2.待遇改善	1.待遇改善（工場再開）	1.馘首反對 2.工場長、次長ノ退職 3.待遇ノ改善	1.工場閉鎖反對	
	新潟地方勞働委員會	當事者	當事者	新潟地方勞働委員會	
入タル額ニ對シ之ヲ算定スル 7.口答 8.組合ト會社合意ノ上爲ス	1.河端製作所高田工場ハ閉鎖ス 2.退職者ニ手當支給	1.全面的ニ容認セル場合ハ經營不能トナスル理由ニ工場閉鎖ヲナスル 2.組合ハ工場再開ヲ要求 四.一日ハ工場再開ヲ要求 當ノ支給 應作業諸手 給勞働時間ノ短縮 慰安施設ノ設置 物資ノ配給ヲ定ム	1.容認 2.陳謝狀ノ提出ニヨリ組合ハ要求撤回 3.給料ノ二倍强ノ增額	1.會社ハ八月二十八日ヲ期シ工場ヲ再開疏安及醫藥品ノ製造ニ着手組合ハ生産管理ヲ解除	
	3.2 6 / 3.6 五日間 閉工場鎖	2.6 / 2.14 九日間 工場閉鎖		2.28 / 3.12 十五日間 閉工場鎖	
	2.24 / 3.1 六日間 同盟罷業			3.13 / 8.22 一六八日 生産管理	

8	9	10	11	12	13	14	15
柏崎	新潟	新津	柏崎	新潟	新潟	兩津	六町日
柏崎工業學校教員組合	新潟地區貨物自動車株式會社勞働組合	日本電氣冶金株式會社西川鑛山勞働組合	柏崎醫療器製作所從業員組合	東北配電株式會社從業員組合新潟支部	小野鐵工所勞働組合	日本硅藻土工業株式會社勞働組合	不二越鑛業株式會社八海山鑛業所勞働組合
21 3 16 / 21 8 13	21 4 1 / 21 4 14	21 4 16 / 21 4 26	21 4 22 / 21 4 26	21 5 2 / 21 5 25	21 5 7 / 21 5 12	21 5 19 / 21 6 10	21 5 20 / 21 6 4
1.校長即時退陣 2.學園民主化及生徒側カ教員組合ヲ出サザルコトヲ職牲者 3.	1.從業員整理反對	1.勞働協約ノ締結	1.總務部長制廢止反對	1.組合提出ノ勞働協約ノ原則承認	1.不公平ナル從業員ノ職場異動ノ反對	1.賃金値上 2.取締役反對	1.待遇改善 2.馘首反對
知事 教育民生部長	縣勞務員	石川縣地方勞働委員會	當事者	同	同	同	同
1.校長ハ八月十三日附發令退職 2.若干民主化スル 3.實習ノ教師小松謙太郎外三名退職生徒側職牲者ナシ	1.容認	1.締結	1.容認	1.承認	1.異動ノ是正ヲナス	1.本要求ハ重役間感情問題ヨリ起リタルモノヲ組合員ガ感知シソノ重役ヲ除名シ新名事業主ト待遇改善其ノ他ニツキ妥協シ勞働協約ヲ締結ス	1.容認 2.
		4.18 / 4.23 六日間 生産管理		5.4 / 5.25 二一日 罷業事管理			5.26 / 6.4 十日間 同盟罷業

16	高田	上越貨物自動車從業員組合	21 6 19	1・會社解散ノ反對	當事者	1・承認
17	新潟	北越製紙株式會社新潟工場	21 6 20	1・待遇改善	同	2・勞働協約ヲ締結
18	上村	村上特殊木工製作所勞働組合	21 6 28	1・待遇改善	同	從業員ハ同盟罷業ヲナシ退職願ヲ提出シタルヲ事業主ハ之ヲ受諾シ工場閉鎖シガ七月三日從業員三十名ヲ新採用シテ解決ス
19	新潟	藤島製作所株式會社勞働組合	21 7 10	1・會社重役ノ退陣	同	1・同重役ノ自發的ニ退陣
20	高田	高田高等家政女學校	21 7 10	1・教職員ノ解職反對	同	1・承認
21	新潟	有限會社加藤木工所勞働組合	21 7 18	1・組合幹部ヲ誠首スル手段トシテナシタ工場閉鎖ノ反對	同	1・會社ハ組合ノ設立ヲ認メ幹部ノ誠首ヲ斷念ノ上工場再開
22	岡長	北越木工株式會社	21 7 29	1・一律二十圓値上	同	1・容認
23	上村	三興產業株式會社鹽野町工場	21 8 5	1・饑飢突破賚金ノ支給 2・八、九、十、三ケ月間增給	同	1・總員ニ對シ總額三、〇〇〇圓ヲ月末手當トシテ支給 2・一、ノ他ニ總員ニ對スル總額三、〇〇〇圓ヲ
						8.7 8.9 三日間同盟罷業

24	新津	東京芝浦電氣株式會社新潟工場從業員組合	21 8 10	1・賃金値上打切リニ依ル工員就首反對 2・軍需補償產業復興會議卽時開催 3・組合ノ爭議費五〇〇圓ヲ會社負擔		
25	上村	觀世音鑛山勞働組合	21 8 11	1・賃金値上要求ニ付キ 2・家族手當一人ニ一〇圓ヲ二〇圓ニ値上 3・倉庫係ノ職場追放	同	1・勞務者一〇割職員九割値上 2・十圓ヲ三十圓ニ引上ゲ 3・本人ノ改心ヲ認メ解雇保留
26	六日町	不二越鑛業株式會社八海山鑛業所勞働組合	21 8 27	1・退職金一人當六ケ月分生活保證トシテ金三、〇〇〇圓ヲ要求	同	1・六ケ月未滿勤續者基本給ノ一ケ月分 2・一年半未滿者基本給ノ二ケ月分 3・一年半以上ノモノ基本給ノ三ケ月分
27	新津	東京芝浦電氣株式會社五泉工場從業員組合	21 8 20	東京芝浦電氣株式會社新津工場從組ト同ジ	同	
28	三條	東京芝浦電氣株式會社加茂工場從業員組合	21 8 20	新津工場ト同ジ	同	
29	上村	株式會社鐵興社瀨波製鹽所從業員組合	21 8 20	1・非常物價手當及生活費金ノ增額 2・本給增給	同	8.27 ヨリ同盟罷業

30	柏崎	帝國石油株式會社 勞働組合協議會	21 10 17	21 9 6	1・勞働協約中履行解釈ハ常事者ノ合意ニ基キ行フ 2・會社ノ都合ニヨル解雇ハ十二ケ月分以上ノ退職金ヲ支給ス 3・附則中ケ月滿期ニ至リ有効期間ハ六ケ月ノ項ハ當事者ノ協議アル條項ヲ失フトノ會社立マデ効力ヲ受諾シ得ズ	同	
31	新潟	株式會社新潟鐵工所 勞働組合聯合會	21 9 30	21 9 17	1・本給ノ二倍値上 2・月收額ノ二割値上スル樣ナ規定ノ改正	同	1・八月ヨリ十二月マデ月額金二百八十萬圓ヲ臨時手當トシテ全從業員ニ 2・昭和二十一年一月以降本給ヲ二倍トシ總額三五〇萬圓ノ現行基本給ヲ六割增ヲ基準トシテ決定ス
32	同	新潟縣食糧營團從業員組合	21 9 30	21 9 26	1・勞働協約ノ締結 2・理事長ノ退陣要求	同	1・勞働協約ハ九月二五日締結ス 2・理事長ハ自發的ニ圖滿退職ス
33	岡長	津上製作所勞働組合	21 9 12		1・勞働協約ノ締結	同	
34	新津	白根郷普通水利組合從業員組合	21		1・常務長谷川太勇ノ退陣要求	同	

勞働爭議發生狀況 (21. 9. 30)

縣下月別 勞働者別

月別 / 業別	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
繊維											
紡績											
三菱											
鉱業											
鉄鋼											
機械											
造船											
電機											
化學											
食品											
運輸											
交通											
土木											
建築											
出版											
印刷											
商業											
金融											
保險											
官吏											
教員											
醫師											
看護婦											
市町村											
大學											
專門學校											
中等學校											
小學校											
農業											
漁業											
水産											
林業											
鉱業											
土木											
建築											
運輸											
通信											
官吏											
教員											
醫師											
看護婦											
市町村											
大學											
專門學校											
中等學校											
小學校											
農業											
漁業											
水産											
林業											
鉱業											
土木											
建築											
運輸											
通信											
官吏											
教員											
醫師											
看護婦											
市町村											
大學											
專門學校											
中等學校											
小學校											
計	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	10
繊維	1										1
紡績											
三菱											
鉱業											
鉄鋼											
機械											
造船											
電機											
化學											
食品											
運輸											
交通											
土木											
建築											
出版											
印刷											
商業											
金融											
保險											
官吏											
教員											
醫師											
看護婦											
市町村											
大學											
專門學校											
中等學校											
小學校											
農業											
漁業											
水産											
林業											
鉱業											
土木											
建築											
運輸											
通信											
官吏											
教員											
醫師											
看護婦											
市町村											
大學											
專門學校											
中等學校											
小學校											
計	2	2	3	1	3	4	3	4	7	5	34

要求別 月別 勞働爭議發生狀況（主項一項目につき集計）（21. 9. 30）

要求別 ＼ 月別	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
賃金	1					1		1	4	1	8
賃金支拂			1		1				3		3
賃金反政			1		1	1	2	1			3
諸手當				1	1	1				2	5
諸手當反政								1		1	4
勞働時間										1	3
勞働時間反政										1	1
解雇			1								1
解雇反政			1								2
工場閉鎖											1
工場閉鎖反政											1
團體協約											2
團體協約反政											1
勞働方法（條件）改善											1
計	2	1	2	3	1	4	3	4	7	5	34

郡市別失業者數（昭和二十一年八月三十一日現在）

北蒲原郡	二、九五九	中蒲原郡	一、二六一	中頸城郡	四、八八五
西蒲原郡	九四五	南蒲原郡	五五一	岩船郡	一、二〇三
東蒲原郡	六五	三島郡	八八〇	新潟市	二、四七〇
古志郡	九三五	北魚沼郡	一、八五七	長岡市	一、三三五
南魚沼郡	一、二四九	中魚沼郡	二、一一五	高田市	一、九三三
刈羽郡	六九六	東頸城郡	七一三	柏崎市	一、七〇五
西頸城郡	一、六六一	佐渡郡	七六七	三條市	五五六
		合計	三〇、七四二		

縣勤勞課調査

町村別失業者數（昭和二十一年八月三十一日現在）

縣勤勞課調査

北蒲原郡		神山村	二五	岡方村	三六
安田村	三六	長浦村	二五	葛塚町	八
分田村	四九	濁川村	九	木崎村	三四
塩越村	三二	京ケ瀬村	四〇	中浦村	三九
水原町	一一五	笹岡村		佐々木村	

本田村　二四
五十公野村　五二
赤谷村　〇
松ヶ崎村　一〇八
亀代村　四
菅谷村　五六
紫雲寺村　六五
中條町　七〇
築地村　三六
黒山村　八四
計　二、九五九

中蒲原郡

新飯田村　〇
庄瀬村　一一
大鄕村　二
根岸村　二
小林村　〇
小須戸町　四九
金津村　四八

松浦村　七〇
新發田市　一、四五六
米倉村　六
聖籠村　一三五
南濱村　七
川東村　二〇
加治村　一三一
金塚村　二二
松塚村　七
二　六二

須田村　四
臼井村　一四
鷲巻村　〇
白根町　七一
芙曾根村　一
小合村　二一
新津町　三五三

坂井輪村　一五
赤塚村　一三
松野尾村　一一
浦濱村　一〇
岩室村　二八
國上村　四四
粟生津村　九
米納津村　二三
和納村　一八

内野町　九
角田村　三六
峰岡村　一八
間瀬村　一四
彌彦村　七七
地藏堂町　四一
吉田町　四三
漆山村　三四
卷町　九一

新關村　一六
橋田村　〇
大蒲原村　六
十全村　五
川内村　一四
集本村　六
大江山村　二三
西川村　三六
計　一、二六一

西蒲原郡

五泉町　一二二
菅名村　三一
七谷村　一
村松町　一一七
川東村　二三
曾根木村　一一二
横越村　五
亀田町　一六八

三四八

鎧郷村　一〇
月潟村　八
黒埼村　九八
四ツ合村　二七
升潟村　六
松長村　二九
小吉村　二八
小池村　六
計　九四五

曾根町　五一
中野小屋村　一〇
味方村　一九
大原村　一一
道上村　一五
小中川村　一九
燕町　五八
島上村　一六

南蒲原郡

井栗村　〇
下崎村　五
田上村　三〇
長澤村　五
鹿峠村　二
福島村　七
今町　九七
見附町　一七三
中之島村　二一

大崎村
加茂町　一八〇
大島村　〇
森町　三
本成寺村　六
新潟村　五
大面村　三
桐原村
興板町
西越村　四
葛巻村　四
計　五五一

東蒲原郡

津川町　三〇
日出谷村　一
小川村　二
西川村　一
揚川村　三
下條村　六

片貝村　八〇
塚山村　一三
深才村　三二
王寺川村　一六
大積村　一〇
日吉村　二二
大津村　一八
黒川村　七五
大河津村　一二
島田村　四七
出雲崎町　二〇八
計　八八〇

三島郡

兩鹿瀬村　一〇
豐實村　二
上條村　二
東川村　三
三川村　六五
計

來迎寺村　五三
岩塚村　七一
日越村　二五
宮本村　一五
關原町　七五
脇野町　二八
黒川村　三
大河津村　二三
島田村　一三
出雲崎町　二〇八
計　八八〇

三四九

C I & E
REFERENCE LIBRARY

古志郡

上組村	一七一	十日町村	二七	田麥山村	二五
六日町村	三九	石津村	三	堀之内町	二八
上川西村	一五	福戸村	三	湯之谷村	八
下川西村	五	黑條村	六	廣瀨村	一一
山通村	一八	栖吉村	四	上條村	〇
山本村	六二	富曾亀村	一四	計	一、八五七
新組村	二四	北谷村	六六	南魚沼郡	
上北谷村	一四	栃尾町	二四四	三國村	〇
下鹽谷村	三三	上鹽谷村	一四	神立村	〇
東谷村	四〇	入東谷村	一	湯澤村	七五
荷頃村	六六	西谷村	二〇	鹽澤町	一五八
中野谷村	九	半藏金村	七	上田村	一二六
種子原村	〇	太田村	三	五十澤村	六二
竹澤村	一	東竹澤村	一二	大巻村	四二
東山村	一四	計	九三五	浦佐村	一二八
北魚沼郡				東村	三八
小千谷町	一、三九四	城川村	二〇三	計	一、二四九
千田村	七四	川井村	五四	中魚沼郡	
				十日町	六三三

川口村	二二	下條村	二一	中鯖石村	五四
小出町	二九	貳神村	一一	田尻村	〇
須原村	一	入廣瀨村	一	西中通村	二
三俣村	一五二	岩澤村	一四	中通村	七
土樽村	〇	橋村	七八	刈羽村	二七
石打村	九三	上野村	三八	内鄕村	五〇
中之島村	九九	外丸村	九〇	石地町	〇
六日町	一六四	吉田村	一一〇	荒濱村	七〇
城内村	一〇六	倉俣村	二五	計	六九六
貳神村	四一	水澤村	一二七	東頸城郡	
大崎村	六〇	川治村	三二七	北條村	二
伊米ケ崎村	五二	中鯖石村	八	北鯖石村	一〇
		田尻村	〇	中通村	七
		西中通村	四九	二田村	二七
		刈羽村	〇	石地町	五〇
		内鄕村	〇	荒濱村	七〇
		高濱町	九七		
		計	六九六		

下條村	二一	高田村	四五	安塚村	九〇
鵜人村	一七	野田村	三一	保倉村	三六
橋村	七八	鵜川村	〇	山平村	五三
上野村	三八	高柳村	四九	松之山村	一八五
吉田村	九〇	上小國村	三五	奴奈川村	三七
外丸村	五二	七日町村	五	菱里村	五四
蘆ケ崎村	一二	武石村	五	牧村	四五
中深見村	一〇八	山横澤村	一〇	計	七一三
倉俣村	二五	柿崎町	一三七	中頸城郡	
水澤村	一二七	上米山村	三	上米山村	三
川治村	三二七	潟町村	二六七	米山村	五八
刈羽郡				下保倉村	四九
上條村	八			旭村	一九
鵜川村	〇			松代村	三九
高柳村	四九			浦田村	二七
上小國村	三五			大島村	三二
七日町村	五			小黑村	二八
武石村	五			沖見村	一九
山横澤村	一〇				

八千浦村	六二	大濱村	三四	美守村	八
明治村	〇	鶴巻村	九	保倉村	二二
下黒川村	三七	直江津町	一、七一五	三郷村	三
吉川村	一二七	源村	九〇	新通村	一七四
黒川村	三〇	黒岩村	一三		
和田村	一〇七	島坂村	五六	西頸城郡	
原通村	一〇	名香山村	三一	名立町	九八
矢代村	七二	中郷村	三三	能生谷村	六八
新井町	五二四	關山村	五〇	能生町	一七〇
杉野澤村	一七二	斐太村	一二四	市浦村	二四
金谷村	八三	春日村	一八	下早川村	七七
谷濱村	九	桑取村	一二	大和川村	三二
大鹿村	三一	豊葦村	二	糸魚川町	二七七
上郷村	三三	水上村	三〇	根知村	九二
板倉村	三〇六	泉村	四	今井村	二八
平丸村	一四	寺野村	二五	歌外波村	三九
水原村	一二	菅原村	七九	上路村	三
高士村	一九	櫛池村	二五		
里平公野村	七	上杉村		計	四、八八五

平林村	三五	神納村	四〇	岩首村	五
西神納村	一五	岩船町	三〇五	河崎村	一八
瀬波町	四七	村上町	一六二	加茂村	九九
山邊里村	二九	館腰村	二六	外海府村	一三
三面村	三一	高根村	四	金泉村	一七
猿澤村	一九	鹽野町村	二四		
黒川俣村	一二	八幡村	二〇		
大川谷村	三〇	中俣村	五		
下海府村	一七	上海府村	一二		
粟島浦村	〇	計	一、二〇三		
佐渡郡		岩船郡		水津村	〇
相川町	一二二	二見村	二	兩津町	一〇一
澤根町	三二	河原田町	三二	内海府村	〇
八幡村	〇	二宮村	九	高千村	一九
金澤村	二七	吉井村	〇	計	七六七
新穂村	三九	畑野村	九一		
眞野村	八〇	西三川村	九		
小木町	三四	羽茂村	〇		
赤泊村	一四	松ケ崎村	四		

縣下前職別失業實態表　昭和21年6月25日

無業者區分	失業者 働キタイガ職ノナイモノ			不要就業者 働ク必要ノナイモノ 働ク意志ノナイモノ			合計
前職有無＼性別	男	女	計	男	女	計	
前職ノナイモノ	3.090	2.864	5.954	2.603	33.786	36.389	42.343
前職ノアルモノ 技術關係	4.417	538	4.955	874	411	1.285	6.240
前職ノアルモノ 事務關係	3.325	1.494	4.819	849	1.410	2.259	7.078
前職ノアルモノ 一般勞務其ノ他	5.871	2.344	8.215	2.104	3.240	5.344	13.559
前職ノアルモノ 小計	13.613	4.376	17.989	3.827	5.061	8.888	26.877
合計	16.703	7.240	23.943	6.430	38.847	45.277	69.220

希望職業別失業實態表　昭和21年6月25日

性別		男			女			合計
希望職業	就業希望度合	失業者 緊急就業ヲ要ス	失業者 働キタイ	小計	失業者 緊急就業ヲ要ス	失業者 働キタイ	小計	
技術關係	1	2.558	2.868	5.426	221	560	781	6.207
	2	292	211	503	38	62	100	603
事務關係	1	2.144	2.362	4.506	551	1.900	2.451	6.957
	2	522	386	908	51	123	174	1.082
一般勞務關係其他	1	2 042	4.729	6.771	627	3.381	4.008	10.779
	2	559	570	1.129	75	148	223	1.352
合計	1	6.744	9.959	16.703	1.399	5.841	7.240	23.943
	2	1.373	1.167	2.540	164	333	497	3.037

備考　就業希望度合ノ1トハ第一希望、2トハ第二希望ヲ云フ。

縣下知識階級一般別離職原因別失業實態表 ～昭和21年6月25日

性別 / 離職原因 / 知識階級一般別	男 年齢	男 軍復員	男 工場離職	男 海外引揚	男 其ノ他	男 小計	女 年齢	女 軍復員	女 工場離職	女 海外引揚	女 其ノ他	女 小計	合計
知識階級	13 2 40 40 2 61 小計	1.972 132 2.104	474 260 734	691 309 1.000	649 548 1.197	3.786 1.249 5.035	13 2 20 21 2 41 小計	7 20 27	223 334 557	145 308 453	526 1.980 2.506	901 2.642 3.543	4.687 3.891 8.578
其ノ他一般勞務者	13 2 40 40 2 61 小計	5.151 248 5.394	2.532 1.208 3.740	959 477 1.436	1.871 2.025 3.896	10.513 3.953 14.466	13 2 20 21 2 41 小計	20 15 35	1.116 1.080 2.196	240 494 734	1.537 6.478 8.015	2.913 8.067 10.980	13.420 12.020 25.446
合計		7.498	4.474	2.436	5.098	19.501		62	2.758	1.187	10.521	14.523	34.024

縣下就業狀況 昭和21年8月

月別 / 種別		求人數	求職者數	就職數
20年12月	男	3.700	6.798	7.824
	女	2.796	2.738	2.789
	計	6.496	9.536	10.613
1月	男	4.094	2.391	2.240
	女	2.672	1.250	1.176
	計	6.766	3.641	3.416
2月	男	3.268	2.180	1.795
	女	2.135	1.414	1.342
	計	5.403	3.594	3.137
3月	男	4.003	2.752	2.378
	女	4.318	2.085	1.926
	計	8.321	4.837	4.304
4月	男	4.849	2.707	2.283
	女	2.879	2.163	2.126
	計	7.728	4.890	4.409
5月	男	2.215	2.432	1.950
	女	2.573	1.483	1.361
	計	4.788	3.915	3.311
6月	男	2.772	2.527	1.924
	女	1.285	1.515	1.366
	計	4.057	4.042	3.290
7月	男	2.822	2.899	2.114
	女	3.038	1.676	1.430
	計	5.860	4.575	3.544
8月	男	1.744	1.800	1.217
	女	1.585	1.394	1 145
	計	3.329	3.134	2.362

縣下作業別日傭勞務者職業紹介狀況　昭和21年8月　勤勞課

月別	作業別 / 性別	區分 求人數 土建	工鑛雜	荷役	其他	計	區分 紹介員數 土建	工鑛雜	荷役	其他	計
4	男	176.883	11.707	24.673	9.477	222.740	172.946	10.444	22.900	9.039	215.329
	女	21.334	2 206	6.638	2.032	32.210	9 829	1.973	5.895	1.924	19.621
	計	198.217	13.913	31.311	11.509	254.950	182.775	12.417	28.795	10.963	234.950
5	男	363.493	27.939	104.805	42.165	538.402	350.670	26.593	104.104	42.154	523.520
	女	79.478	11.192	21.339	3.821	75.830	32.902	10.962	21.169	3.756	68.789
	計	402.971	39.131	12.144	45.986	614.232	382.572	37.554	125.273	45.910	592.309
6	男	375.940	27.418	106.395	4.562	514 317	334.620	22.689	103.146	4.321	464.178
	女	59.896	10.037	22.984	2.157	95.074	40.005	8.673	23.255	2.030	73.963
	計	435.836	37.455	129.379	6.719	609.391	374.625	31.362	126.401	6.351	538.141
7	男	358.669	11.682	90.026	16.662	477.039	320.849	10.994	89.161	16.105	437.189
	女	51.454	6.710	18.115	6.725	83.004	32.267	6.434	17.693	6.579	62.973
	計	410.123	18.392	108.141	23.387	560.043	353.116	17.428	106.854	22.684	500.162
8	男	331.546	11.080	87.659	15.839	446.124	308.966	10.030	85.865	13.972	418.833
	女	33.330	5.572	17.301	6.678	62.881	29 331	5.283	16 833	5.893	57.340
	計	364 876	16.652	104.960	22.517	509.005	338.297	15.313	102.698	19.856	476.173

縣下日傭勞務者登錄狀況　昭和21年8月

男女別 / 種別	前月末現在日傭勞務者登錄數	本月中ニ於テ新規登錄セル日傭勞務登錄者數	本月中ニ於テ無効トナリ又ハ取消シタル日傭勞務登錄者數	本月末現在有効日傭勞務登錄者數
男	27.492	1 029	473	28.048
女	3.275	317	138	3.454
計	30.767	1.346	611	31.502

縣下日傭勞務職業紹介狀況　昭和21年8月

男女別 / 種別	求人數	求職者數	紹介員數	就勞者數
男	446.124	419.230	418.833	416.129
女	62.881	57.624	57.340	56.901
計	509.005	476 854	476.173	473 030

縣下日傭勞務職業紹介狀況 昭和21年8月

種別＼作業別	求人數 技術者	求人數 技術者以外ノモノ	求人數 計	紹介員數 技術者	紹介員數 技術者以外ノモノ	紹介員數 計
土木建築業	194.337	190.589	364.876	173.476	164.821	338.297
工業業＝於ケル作業	2.669	13.983	16.652	2 207	13.106	15.313
運輸業＝於ケル荷役作業	9.054	95.906	104.960	8.212	94.486	102.698
其他	2.698	19.824	22,517	2.367	17.498	19.865
計	198.758	310.252	509.005	186.262	289.911	476.173

全國勞働組合設立狀況 昭和21年6月末日現在

産業別		組合數	組合員數 男	組合員數 女	組合員數 計
工業	金屬	779	156.684	28.032	184.716
	機械器具	2.028	525.388	109.490	634.988
	化學	924	166.581	64.115	230.696
	ガス・電氣・水道	340	111.437	15.010	126.447
	窯業土石	241	31.834	10.645	42.479
	紡織	574	54.070	141.392	195.462
	製材木製品	632	53.769	17.618	71.387
	食料品	313	32.425	17.772	50.197
	印刷製本	108	14.570	8.989	23.559
	土木建築	407	147.905	8 871	156.776
	其の他	151	13.086	6 586	19.672
	小計	6.497	1.307.749	428.520	1.736.379
鑛業	金屬	181	45.335	11.157	56.492
	石炭	472	242.788	47.786	290.574
	其の他	76	11.516	2.489	14.005
	小計	729	299.639	61.432	361.071
交通業	鐵道軌道	512	404.889	69.078	473.966
	船舶	44	12.296	1.106	13.402
	其の他運輸	847	183.427	28.085	212.172
	通信	897	137.097	69.621	206.952
	小計	2.300	737.709	167.890	906.494
農林業		190	26.732	6.040	32.772
水産業		30	17.288	1.400	18.688
商業		634	96.638	54 619	150.657
公務自由業	公務	613	83.824	33.485	117.309
	教育	707	132.416	111.201	245.799
	其の他	235	21.224	12.616	33.840
	小計	1.555	237.464	157.302	396.946
其の他の産業		179	59.640	9.735	69.375
合計		12.114	2.782.259	886.939	3.672.384

備考 1. 全日本海員組合（組合員總數61.419人）を含まず
2. 男女の合計が夫々の計と一致しないのは男女不明の組合あるためである

全國勞働爭議月別發生狀況　厚生省調

種別 / 月別	總數		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		事業管理	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
昭和20年自1月至7月	13	382	9	313	2	46	—	—	—	—
8月	1	129	—	—	—	—	—	—	—	—
9月	3	913	2	813	—	—	—	—	—	—
10月	32	17.292	16	9.406	3	328	—	—	1	2.000
11月	66	36.363	21	11.558	2	2.327	2	3.045	—	—
12月	141	109.506	33	9.595	3	1.261	2	389	4	6.674
計	243	164.203	72	31.372	8	3.916	4	3.434	5	8.674
昭和21年 1月	226	229.104	34	886	17	18.967	3	156	13	20.331
2月	195	122.819	15	8.050	7	2.142	4	323	20	19.196
3月	139	117.056	26	25.534	6	3.996	5	307	23	20.257
4月	134	113.910	29	11.165	—	—	2	68	29	23.961
5月	223	177.777	38	9.398	8	2.164	2	129	25	5.817
6月	160	158.068	24	4.207	7	3.952	4	129	10	639
7月	125	112.637	37	8.414	12	5.322	5	266	11	3.464
8月	125	201.243	37	69.637	12	2.303	4	246	12	19.583
計	1.325	1.232.614	240	137.291	69	38.846	29	1.624	143	113.255
終戰後の累計	1.568	1.396.817	312	168.663	77	42.762	33	5.058	148	121.929

備考　1. この統計は8月20日迄着報の分である
　　2. 爭議發生の翌月又は翌々月　同盟罷業　工場閉鎖又は事業（生産）管理を行つたものは之を全部爭議發生月に算入した

全國勞働爭議要求別發生狀況
要求別勞働爭議統計　厚生省調

要求別 / 月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
賃金增額算定改正	138	128	81	112	123	59	39	12
勞働時間短縮	42	34	27	26	5	2	2	25
物資配給問題	—	31	15	23	—	3	—	14
有給休日	37	41	27	32	5	2	2	26
解雇反對復職	10	14	9	12	10	7	13	24
解雇手當	17	33	14	17	2	2	4	16
福利施設	35	22	13	18	—	—	—	16
組合承認及團體交涉權	68	42	25	23	—	—	7	25
經營參加	36	36	20	25	5	2	5	16
人事參與監督者問題	41	47	42	42	18	8	3	26
其他合計	469	524	314	370	207	125	101	362

全國勞働者給與速報指數

昭和21年8月分　　（昭和21年4月基準）

區分	一ケ月平均就業日數指數		一日平均就業時間指數		給與指數			
					勞務者		職員	
性別 / 事業ノ種類	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
工業	99	104	94	92	133	139	129	130
金屬工業	92	102	102	98	133	105	123	114
機械器具工業	104	98	88	91	131	120	136	144
化學工業	104	102	95	97	125	139	128	132
窯業及土石工業	100	101	91	97	130	161	133	132
紡織工業	113	110	86	89	124	163	127	118
食料品工業	101	98	98	98	135	154	142	150
陸上運輸業	99	95	93	98	143	142	148	150
地方鐵道業	97	98	86	90	148	145	150	150
軌道業	102	89	116	141	137	132	141	151
商業	111	111	95	101	186	217	167	137
物品販賣業	105	109	100	101	230	239	209	196
銀行業，保險業	126	116	87	95	142	136	145	123

産業別	組合數	職員			勞務者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
工業	16	614	158	772	2,813	741	3,554	3,427	899	4,326
金屬	57	2,577	664	3,241	12,082	2,897	14,979	14,659	3,561	18,220
機械器具	36	2,605	400	3,005	10,969	2,622	13,590	13,574	3,022	16,596
化學	9	1,047	244	1,291	1,986	81	2,067	3,033	325	3,358
窯業及土石	4	44	27	71	209	98	307	253	125	378
紡織	12	415	941	1,356	419	2,595	3,014	834	3,536	4,370
食料品	10	89	23	112	523	199	722	612	222	834
製材	2	13	5	18	93	170	263	106	175	281
木材製品	7	215	36	251	380	239	619	595	275	870
建築	2	198	35	233	602	107	709	800	142	942
土木	2	8	5	13	31	26	57	39	31	70
小計	157	7,825	2,538	10,363	30,107	9,775	39,882	37,932	12,313	50,245
鑛業	10	225	50	255	1,623	452	2,075	1,848	482	2,330
金石	2	28	6	34	138	47	185	166	53	219
其他	2	672	107	779	3,015	278	3,293	3,687	383	4,072
小計	14	925	143	1,068	4,776	777	5,553	5,701	920	6,621
交通業	24	14,890	2,778	17,668	560	128	688	15,450	2,906	18,356
鐵道	2	86	41	127	2,167	7	2,174	2,253	48	2,301
軌道	24	1,816	678	2,494	3,832	790	4,622	5,648	1,468	7,116
其他運輸	36	5,222	3,143	8,365	—	—	—	5,222	3,143	8,365
小計	86	22,014	6,640	28,645	6,559	925	7,484	28,573	7,565	36,138
農業	1	2	2	4	70	11	81	72	13	85
水産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商業	19	1,704	795	2,499	250	356	606	1,954	1,151	3,105
公務	33	1,982	953	2,935	346	137	483	2,328	1,090	3,418
自由業	29	6,257	4,800	11,057	60	44	104	6,317	4,844	11,161
其他	4	3,050	2,111	5,161	98	214	312	3,148	2,325	5,473
小計	66	11,289	7,864	19,153	504	395	899	11,793	8,259	20,052

縣下產業別就職狀況　昭和21年8月現在

月別	區分	農業	水產業	鑛業	工業	商業	運輸通信業	自由業	公務	家庭業	其ノ他	合計
12	求人數	87	10	614	5.481	28	156	32	77	10	1	6.496
	求職者數	24	12	1.757	7.347	43	170	71	51	28	33	9.536
	就職者數	156	9	1.863	8.232	39	210	39	39	21	5	10.613
1	求人數	1	58	1.830	4.600	61	129	38	34	15		6.766
	求職者數	3	2	805	2.556	48	115	39	42	21	10	3.641
	就職者數	2	2	802	2.441	24	89	25	18	13		3.416
2	求人數	62	1	471	4.684	85	50	18	20	11	1	5.403
	求職者數	2	124	667	2.560	82	71	26	45	5	12	3.594
	就職者數	2	123	638	2.219	54	66	13	16	5	1	3.137
3	求人數	15	6	416	7.604	49	121	39	50	16	5	8.321
	求職者數	4	9	739	3.791	66	84	50	60	17	17	4.837
	就職者數	4	8	729	3.411	35	42	35	29	11		4.304
4	求人數	228	9	966	6.220	71	93	22	52	32	35	7.728
	求職者數	63	4	691	3.805	63	69	33	72	26	44	4.870
	就職者數	63	4	652	3.480	51	56	23	45	19	16	4.409
5	求人數	40		526	3.915	115	38	43	56	42	13	4.788
	求職者數	25	2	599	2.958	82	42	55	45	64	43	3.915
	就職者數	23	2	541	2.565	46	22	27	28	45	12	3.311
6	求人數	48	43	284	3.493	40	37	23	70	10	4	4.057
	求職者數	59	25	473	3.220	62	35	58	84	19	7	4.042
	就職者數	59	20	406	2.666	33	22	12	60	10	2	3.290
7	求人數	48	2	809	4.730	69	61	63	54	22	2	5.860
	求職者數	44	1	543	3.565	143	69	79	87	32	12	4.575
	就職者數	37	1	421	2.857	44	51	35	46	10	2	3.544
8	求人數	27	3	224	2.775	97	69	47	33	24	30	3.329
	求職者數	17	3	481	2.393	93	51	81	16	28	31	3.194
	就職者數	7	2	339	1.903	35	12	26	15	2	21	2.362

全國失業統計（失業調査表）（厚生省勤勞局調）

區分		調査人員 第1回 3月15日	第2回 4月1日	第3回 4月15日	第4回 5月1日	第5回 5月15日	失業率 失業指數（括弧內數字） 第1回 3月15日	第2回 4月1日	第3回 4月15日	第4回 5月1日	第5回 5月15日	有業者 無業者員數（括弧內は第1回に對する百分比）第5回分（5月15日）現在のみ 有業者	無業者 要就業者	無業者 不要就業者
商工業地域	男	57.027	57.732	59.981	61.787	60.582	6.38 (100)	6.41 (100.5)	5.74 (90.5)	6.04 (106.5)	5.68 (89.6)	52.705 (107.5)	3.445 (95.3)	4.432 (101.4)
	女	42.671	42.646	45.791	47.217	46.200	4.80 (100)	4.66 (97.1)	4.27 (89.0)	6.76 (109.0)	4.01 (82.1)	16.967 (101.5)	1.821 (88.9)	27.412 (114.9)
	計	99.698	100.378	105.772	109.004	106.782	5.68 (100)	5.64 (99.3)	5.10 (89.9)	4.12 (107.1)	5.21 (86.8)	69.672 (106.6)	5.266 (93.0)	31.844 (112.6)
農山村地域	男	22.758	22.766	23.299	23.099	23.319	5.00 (100)	4.76 (95.2)	4.98 (99.6)	4.61 (82.4)	3.94 (80.2)	20.469 (103.9)	934 (82.1)	1.916 (100.5)
	女	20.564	20.473	20.583	20.395	20.574	3.82 (100)	3.58 (93.7)	3.74 (97.4)	5.23 (83.0)	2.96 (77.5)	12.614 (101.9)	609 (77.5)	7.351 (99.5)
	計	43.322	43.239	43.882	43.494	43.893	4.44 (100)	4.20 (94.6)	4.40 (99.1)	3.17 (82.7)	3.63 (79.0)	33.083 (103.0)	1.543 (80.2)	9.267 (99.8)
合計	男	79.785	80.498	83.280	84.886	83.901	5.96 (100)	5.92 (99.3)	5.52 (92.7)	5.41 (101.4)	4.93 (87.4)	73.174 (106.4)	4.379 (92.1)	6.348 (101.1)
	女	63.235	63.119	66.374	67.612	66.774	4.48 (100)	4.31 (96.3)	4.11 (91.7)	6.09 (102.9)	3.51 (81.0)	29.581 (101.5)	2.430 (85.7)	34.763 (111.1)
	計	143.020	143.617	149.654	152.498	150.675	5.30 (100)	5.21 (98.3)	4.89 (92.3)	3.67 (102.0)	4.51 (85.1)	102.755 (105.0)	6.809 (89.8)	41.111 (109.5)

備考

1. 調査地域は下記道府縣を指定し調査す．北海道，宮城，山形，茨城，群馬，東京，新潟，愛知，三重，大阪，鳥取，岡山，香川，熊本，大分
2. 商工業地域，農山村地域，1區分は各圖變更なし
3. 調査對象は男子13才以上61才迄，女子13才以上41才迄，同地域居住者全員

1. 失業率とは可働年齢層全員に對する要就業者の100分比．
2. 失業指數とは第1回調査の失業率を100とせる指數．
3. 失業率は漸次低下の徴を示してゐる．但し5月1日調査の商工業地域に於ける著しい一時的上昇は無業中にて就業希望を申告せる要就業者が增加し不要就業者の減少せる結果にしてメーデーの影響なるかと思考さる

1. 無業者中の要就業者とは就職を希望する無業者，即ち所謂失業者に當る．
2. 不要就業者とは無業者中にて就業希望なき者にして中に男子17.5％女子5.5％の病氣其他の理由により働き得ざる者を含む

	求人數	48	43	284	3.493	40	37	23	70	10	4	4.057
6	求職者數	59	25	473	3.220	62	35	58	84	19	7	4.042
	就職者數	59	20	406	2.666	33	22	12	60	10	2	3.290
	求人數	48	2	809	4.730	69	61	63	54	22	2	5.860
7	求職者數	44	1	543	3.565	143	60	79	87	32	12	4.575
	就職者數	37	1	421	2.837	44	51	35	46	10	2	3.544
	求人數	27	3	224	2.775	97	69	47	33	24	30	3.329
8	求職者數	17	3	481	2.333	93	51	81	16	28	31	3.194
	就職者數	7	2	339	1.903	35	12	26	15	2	21	2.362

全國失業統計 （失業調査表）（厚生省勤勞局調）

區分	調査人員 第1回 3月15日	第2回 4月1日	第3回 4月15日	第4回 5月1日	第5回 5月15日	失業率 失業指數（括弧内數字） 第1回 3月15日	第2回 4月1日	第3回 4月15日	第4回 5月1日	第5回 5月15日	有業者 無業者員數（括弧内は第1回に對する百分比）第5回分（5月15日）現在のみ 有業者	無業者 要就業者	不要就業者
商工業地域 男	57.027	57.732	59.981	61.787	60.582	6.38 (100)	6.41 (100.5)	5.74 (90.5)	6.04 (106.5)	5.68 (89.6)	52.705 (107.5)	3.445 (95.3)	4.432 (101.4)
商工業地域 女	42.671	42.646	45.791	47.217	46.200	4.80 (100)	4.66 (97.1)	4.27 (89.0)	6.76 (109.0)	4.01 (82.1)	16.967 (101.5)	1.821 (88.9)	27.412 (114.9)
商工業地域 計	99.698	100.378	105.772	109.004	106.782	5.68 (100)	5.64 (99.3)	5.10 (89.9)	4.12 (107.1)	5.21 (86.8)	69.672 (106.6)	5.266 (93.0)	31.844 (112.6)
農山村地域 男	22.758	22.766	23.299	23.099	23.319	5.00 (100)	4.76 (95.2)	4.98 (99.6)	4.61 (82.4)	3.94 (80.2)	20.469 (103.9)	934 (82.1)	1.916 (100.5)
農山村地域 女	20.564	20.473	20.583	20.395	20.574	3.82 (100)	3.58 (93.7)	3.74 (97.4)	5.23 (83.0)	2.96 (77.5)	12.614 (101.9)	609 (77.5)	7.351 (99.5)
農山村地域 計	43.322	43.239	43.882	43.494	43.893	4.44 (100)	4.20 (94.6)	4.40 (99.1)	3.17 (82.7)	3.63 (79.0)	33.083 (103.0)	1.543 (80.2)	9.267 (99.8)
合計 男	79.785	80.498	83.280	84.886	83.901	5.96 (100)	5.92 (99.3)	5.52 (92.7)	5.41 (101.4)	4.93 (87.4)	73.174 (106.4)	4.379 (92.1)	6.348 (101.1)
合計 女	63.235	63.119	66.374	67.612	66.774	4.48 (100)	4.31 (96.3)	4.11 (91.7)	6.09 (102.9)	3.51 (81.0)	29.581 (101.5)	2.430 (85.7)	34.763 (111.1)
合計 計	143.020	143.617	149.654	152.498	150.675	5.30 (100)	5.21 (98.3)	4.89 (92.3)	3.67 (102.0)	4.51 (85.1)	102.755 (105.0)	6.809 (89.8)	41.111 (109.5)

備考

1. 調査地域は下記道府縣を指定し調査す．北海道，宮城，山形，茨城，群馬，東京，新潟，愛知，三重，大阪，鳥取，岡山，香川，熊本，大分
2. 商工業地域，農山村地域，1區分は各區變更なし
3. 調査對象は男子13才以上61才迄，女子13才以上41才迄，同地域居住者全員

1. 失業率とは可働年齢層全員に對する要就業者の100分比．
2. 失業指數とは第1回調査の失業率を100とせる指數．
3. 失業率は漸次低下の徴を示してゐる．但し5月1日調査の商工業地域に於ける著しい一時的上昇は無業中にて就業希望を申告せる要就業者が增加し不要就業者の減少せる結果にしてメーデーの影響なるかと思考さる

1. 無業者中の要就業者とは就職を希望する無業者，即ち所謂失業者に當る．
2. 不要就業者とは無業者中にて就業希望なき者にして中に男子17.5％女子5.5％の病氣其他の理由により働き得ざる者を含む

昭和21年8月分 **全國勤勞者給與速報統計表** 厚生省勞政局給與課

事業ノ種類	調査事業場數	勞務者 一ケ月平均就業日數 男子	女子	一日平均就業時間 男子	女子	給與 男子	女子	賞與及臨時給與 支給セル事業場數	男子	女子	職員 給與 男子	女子	賞與及臨時給與 支給セル事業場數	男子	女子
		日	日	時	時	圓	圓		圓	圓	圓	圓		圓	圓
工業	101	22.3	22.6	9.2	8.5	806.47	322.68	12	278.15	96.04	946.90	432.49	13	542.43	172.59
金屬工業	16	21.0	24.2	9.8	8.8	903.08	443.00	2	59.19	23.71	1.021.77	439.50	2	494.83	127.76
機械器具工業	21	22.6	23.1	8.5	8.6	730.11	358.36	2	161.62	65.21	866.90	427.80	2	160.72	73.88
化學工業	17	24.1	22.6	9.1	8.3	826.46	403.91	2	579.12	175.59	1.036.94	520.11	2	780.43	305.29
窯業及土石工業	13	21.8	22.6	9.4	9.3	697.78	327.86	2	165.88	172.91	918.69	351.92	3	238.02	80.00
紡織工業	18	25.9	22.2	8.3	8.4	664.93	287.57	4	250.45	79.55	925.30	432.70	3	414.31	96.11
食料品工業	16	24.0	22.7	9.0	8.8	652.40	250.31	—	—	—	839.42	330.98	1	1.256.59	538.10
陸上運輸業	19	25.1	25.3	9.8	9.8	655.98	435.37	3	233.91	163.00	816.72	389.15	3	375.17	107.20
地方鐵道業	13	26.0	25.8	10.4	10.0	638.77	436.63	1	349.34	249.60	822.25	389.80	1	818.62	410.03
軌道業	6	23.6	23.8	8.9	8.9	682.00	431.50	2	221.96	143.99	798.21	387.15	2	308.58	92.78
商業	19	24.5	25.1	8.0	8.0	642.51	345.57	5	373.42	513.84	835.05	312.36	7	373.73	220.90
物品販賣業	9	24.5	24.9	8.0	7.9	594.85	348.63	2	253.53	300.00	889.03	380.25	3	276.00	163.88
銀行業，保險業	10	24.3	26.8	8.2	8.3	748.31	325.13	3	764.84	565.16	791.44	291.42	4	521.81	273.75

縣下求源別職業紹介成績調 (昭和21年8月現在)

月別	性別	種別 復員軍人 求職	復員軍人 就職	傷痍軍人 求職	傷痍軍人 就職	離職者 求職	離職者 就職	引揚者 求職	引揚者 就職	戰災者 求職	戰災者 就職	其ノ他 求職	其ノ他 就職	合計 求職	合計 就職
20年12月	男	1.171	1.095	20	14	1.480	1.321	26	35	270	117	3.831	5.242	6.798	7,824
	女					831	868	9	9	75	104	1.823	1.808	2.738	2.789
	計	1.171	1.095	20	14	2.311	2.189	35	44	345	221	5.654	7.050	9.536	10.613
1月	男	560	498	6	6	765	706	24	18	73	62	963	950	2.391	2.240
	女	5	6			450	420	4	2	24	21	767	727	1.250	1.176
	計	565	504	6	6	1.215	1.126	28	20	97	83	1.730	1.677	3.641	3.416
2月	男	647	518	2	1	817	666	42	27	57	45	615	538	2.180	1.795
	女	1	1			607	579	4	2	45	42	762	720	1.414	1.342
	計	648	519	2	1	1.424	1.243	46	29	102	87	1.377	1.258	3.594	3.137
3月	男	675	590	3	2	908	801	36	26	70	55	1.060	904	2.752	2,378
	女					771	708	15	11	67	52	1.232	1.155	2.085	1.926
	計	675	590	3	2	1.679	1.509	51	37	137	107	2.292	2.059	4.837	4.304
4月	男	606	457			828	688	106	70	93	72	1.074	996	2.707	2.283
	女					826	794	55	40	59	62	1.223	1.230	2.163	2.126
	計	606	457			1.654	1.482	161	110	152	134	2.297	2.226	4.870	4.409
5月	男	658	484	2	2	716	579	153	104	76	56	827	725	2.432	1.950
	女					495	462	79	62	46	41	863	796	1.483	1.361
	計	658	484	2	2	1.211	1.041	232	166	122	97	1.690	1.521	3.915	3.311
6月	男	762	531	1	0	612	468	176	131	94	79	882	715	2.527	1.924
	女					388	350	87	70	85	80	955	866	1.515	1.366
	計	762	531	1	0	1.000	818	263	201	179	159	1.837	1.581	4.042	3.290
7月	男	940	595	3	1	544	418	223	136	81	64	1.108	900	2.899	2.114
	女					364	319	126	75	89	81	1.097	955	1.676	1.430
	計	940	595	3	1	908	737	349	211	170	145	2.205	1.855	4.575	3.544
8月	男	574	337	2	1	327	239	133	80	60	34	704	526	1.800	1.217
	女					342	306	98	69	44	37	910	734	1.394	1.145
	計	574	337	2	1	669	544	231	149	104	71	1.614	1.260	3.194	2.362

縣下産業別勞働組合結成狀況 (21. 9. 30)

産業別	區分	組合數	組合員數 職員 男	職員 女	職員 計	勞務者 男	勞務者 女	勞務者 計	合計 男	合計 女	合計 計
工業	金屬	16	614	158	772	2,813	741	3.554	3.427	899	4.326
	機械器具	57	2.577	664	3.241	12.082	2.897	14.979	14.659	3.561	18.220
	化學	36	2.605	400	3.005	10.969	2.622	13.590	13.574	3.022	16.596
	ガス・電氣・水道	9	1,047	244	1.291	1.986	81	2.067	3.033	325	3.358
	窯業・土石	4	44	27	71	209	98	307	253	125	378
	紡績	12	415	941	1.356	419	2.595	3.014	834	3.536	4.370
	製材・木製品	10	89	23	112	523	199	722	612	222	834
	食糧品	2	13	5	18	93	170	263	106	175	281
	印刷製本	7	215	36	251	380	239	619	595	275	870
	土木建築	2	198	35	233	602	107	709	800	142	942
	その他	2	8	5	13	31	26	57	39	31	70
	小計	157	7.825	2.538	10.363	30 107	9.775	39.882	37.932	12.313	50.245
鑛業	金屬	10	225	50	255	1.623	452	2.075	1.848	482	2.330
	石炭	2	28	6	34	138	47	185	166	53	219
	その他	2	672	107	779	3.015	278	3.293	3.687	383	4.072
	小計	14	925	143	1.068	4.776	777	5.553	5.701	920	6.621
交通業	鐵道	24	14.890	2.778	17.668	560	128	688	15.450	2.906	18.356
	軌道	2	86	41	127	2.167	7	2.174	2.253	48	2.301
	船舶運輸	24	1.816	678	2.494	3.832	790	4.622	5.648	1.468	7.116
	その他通信	36	5.222	3.143	8.365	—	—	—	5.222	3.143	8.365
	小計	86	22.014	6.640	28.645	6.559	925	7.484	28.573	7.565	36.138
農業	林業	1	2	2	4	70	11	81	72	13	85
水産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商業		19	1.704	795	2.499	250	356	606	1.954	1.151	3.105
自由業	公務	33	1.982	953	2.935	346	137	483	2.328	1.090	3.418
	教育	29	6.257	4.800	11.057	60	44	104	6.317	4.844	11.161
	その他	4	3.050	2.111	5.161	98	214	312	3.148	2.325	5.473
	小計	66	11.289	7,864	19.153	504	395	899	11.798	8.259	20.052
その他の産業		2	—	—	—	260	—	260	260	—	260
合計		345	43.759	17.982	61.741	42.526	12.239	54.765	86.285	30.221	116.506

縣下勤勞署別勞働組合結成狀況 (21. 9. 30)

勤勞署	聯合團體數	單位組合數	組合員數 職員 男	職員 女	職員 計	勞務者 男	勞務者 女	勞務者 計	合計 男	合計 女	合計 計

4月	男					826	794	55	40	59	62	1.223	1.230	2.163	2.126
	女	606	457			1.654	1.482	161	110	152	134	2.297	2.226	4.870	4.409
	計														
5月	男	658	484	2	2	716	579	153	104	76	56	827	725	2.432	1.950
	女					495	462	79	62	46	41	863	796	1.483	1.361
	計	658	484	2	2	1.211	1.041	232	166	122	97	1.690	1.521	3.915	3.311
6月	男	762	531	1	0	612	468	176	131	94	79	882	715	2.527	1.924
	女					388	350	87	70	85	80	955	866	1.515	1.366
	計	762	531	1	0	1.000	818	263	201	179	159	1.837	1.581	4.042	3.290
7月	男	940	595	3	1	544	418	223	136	81	64	1.108	900	2.899	2.114
	女					364	319	126	75	89	81	1.097	955	1.676	1.430
	計	940	595	3	1	908	737	349	211	170	145	2.205	1.855	4.575	3.544
8月	男	574	337	2	1	327	239	133	80	60	34	704	526	1.800	1.217
	女					342	306	98	69	44	37	910	734	1.394	1.145
	計	574	337	2	1	669	544	231	149	104	71	1.614	1.260	3.194	2.362

縣下産業別勞働組合結成狀況 (21. 9. 30)

産業別 ＼ 區分	組合數	組合員數 職員 男	職員 女	職員 計	勞務者 男	勞務者 女	勞務者 計	合計 男	合計 女	合計 計
工業 金屬	16	614	158	772	2,813	741	3.554	3.427	899	4.326
工業 機械器具	57	2.577	664	3.241	12.082	2.897	14.979	14.659	3.561	18.220
工業 化學	36	2.605	400	3.005	10.969	2.622	13.590	13.574	3.022	16.596
工業 ガス・電氣・水道	9	1,047	244	1.291	1.986	81	2.067	3.033	325	3.358
工業 窯業土石	4	44	27	71	209	98	307	253	125	378
工業 紡織	12	415	941	1,356	419	2.595	3.014	834	3.536	4.370
工業 製材木製品	10	89	23	112	523	199	722	612	222	834
工業 食糧品	2	13	5	18	93	170	263	106	175	281
工業 印刷製本	7	215	36	251	380	239	619	595	275	870
工業 土木建築	2	198	35	233	602	107	709	800	142	942
工業 其の他	2	8	5	13	31	26	57	39	31	70
工業 小計	157	7.825	2.538	10.363	30 107	9.775	39.882	37.932	12.313	50.245
鑛業 金屬	10	225	50	255	1.623	452	2.075	1.848	482	2.330
鑛業 石炭	2	28	6	34	138	47	185	166	53	219
鑛業 其の他	2	672	107	779	3.015	278	3.293	3.687	383	4.072
鑛業 小計	14	925	143	1.068	4.776	777	5.553	5.701	920	6.621
交通業 鐵道軌道	24	14.890	2.778	17.668	560	128	688	15.450	2.906	18.356
交通業 船舶運輸	2	86	41	127	2.167	7	2.174	2.253	48	2.301
交通業 其の他運輸	24	1.816	678	2.494	3.832	790	4.622	5.648	1.468	7.116
交通業 通信	36	5.222	3.143	8.365	—	—	—	5.222	3.143	8.365
交通業 小計	86	22.014	6.640	28.645	6.559	925	7.484	28.573	7.565	36.138
農林業	1	2	2	4	70	11	81	72	13	85
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商業	19	1.704	795	2.499	250	356	606	1.954	1.151	3.105
公務自由業 公務	33	1.982	953	2.935	346	137	483	2.328	1.090	3.418
公務自由業 教育	29	6.257	4.800	11.057	60	44	104	6.317	4.844	11.161
公務自由業 其の他	4	3.050	2.111	5.161	98	214	312	3.148	2.325	5.473
公務自由業 小計	66	11.289	7,864	19.153	504	395	899	11.793	8.259	20.052
其の他の産業	2	—	—	—	260	—	260	260	—	260
合計	345	43.759	17.982	61.741	42.526	12.239	54.765	86.285	30.221	116.506

縣下勤勞署別勞働組合結成狀況 (21. 9. 30)

	聯合團體數	單位組合數	組合員數 職員 男	職員 女	職員 計	勞務者 男	勞務者 女	勞務者 計	合計 男	合計 女	合計 計
新潟	6	101	15.289	7.657	22.946	14.084	4.195	18.279	29.373	11.852	41.225
三條		23	832	560	1.392	1.444	738	2.182	2.276	1.298	3 574
長岡	4	31	2.259	953	3.212	4.448	1.186	5.634	6.707	2.139	8 846
柏崎	2	29	2.154	805	2.959	4.960	839	5.799	7.114	1.644	8.758
高田	5	25	2.572	940	8.512	3.803	914	4.717	6.375	1.854	8.229
村上		15	603	378	981	594	633	1.227	1.197	1.011	2.208
新發田		15	1.016	592	1.608	1.376	334	1.710	2 392	926	3.318
新津	2	26	12.289	2.822	15.111	3.006	737	3.743	15.295	3.559	18.854
兩津	1	8	559	248	807	740	217	957	1.299	465	1.764
巻		9	794	705	1.499	610	154	764	1.404	859	2 263
小千谷		8	345	165	510	830	143	973	1.175	308	1.483
十日町	1	10	1.142	1.091	2.233	404	179	583	1.546	1.270	2 816
糸魚川		14	991	312	1.303	2.600	725	3.325	3.591	1.037	4.628
栃尾		2	123	67	190	21	163	184	144	230	374
小出											
六日町	2	7	160	80	240	254	167	421	414	247	661
安塚	1	19	5	24					19	5	24
直江津	5	21	2.612	602	3.214	3.352	915	4.267	5.964	1.517	7 481
合計	28	345	43.759	17.982	61.741	42.526	12.239	54.765	86.285	30.221	116.506

| | | |

輸出絹人絹織物製造

山邊里機業株式會社

岩船郡山邊里村
本社（村上）電話三五三番

各種機械製作

笹川鐵工所

高田市幸町
電話二九八番

新潟縣見附町新町

見附纖維工業施設組合

理事長 加藤辰五郎

主要製品
- 揮發油
- 灯油
- 輕油
- 重油
- 各種機械油
- アスファルト

昭和石油株式會社

新潟製油所

新潟市沼垂四九一四
電話 九〇六・一〇四一
一六二七・二六一三

土木
建築
請負

福島組

新潟市古町五番町
電話三二番

土木
建築
設計

中村組

中村整治

高田出張所（高田市本町四丁目 電話一二八番）
本店 西頸城郡能生町 電話能生一八番

各種農機具發賣元

丸富商會

富取吉東

營業所 高田市東本町五丁目 電話四二三番
新潟丸富商會（電話二四一二番）
三條丸富商會（電話六三〇番）

諸鑄物
マツエーブル
合金鑄物
其他機械加工品

本田鑄工場

本田定吉

高田市東本町三丁目
電話三八八番

白根興業倶樂部

ダイヤモンド事業株式會社 電二〇五八
川瀬木管工場 電二〇〇六
澤崎鐵工所 電二二四二
室寺工場 電二二四四
第一產業株式會社 電三二一三
ダイヤモンド機械株式會社 電二一一二
白根興業株式會社 電八二一三
電三〇八二

大工道具・農具・家庭金物
各種鑑・鋼材・煙管

藤田金屬興業合資會社

本社 新潟縣燕驛前
營業所 東京都京橋區築地一ノ七 電話三九一一七

農具—大工道具製作販賣
株式會社 三條機工具製作所
三條市四ノ町二二七
電話一八七番

△△電氣爐設備ニ依ル△△
△△優良伸銅製品製造販賣△△
銅板・黃銅板・洋白板・燐青銅板
梅田伸銅所
新潟縣西蒲原郡燕町
電話燕一六九番

一、優秀ナル機械ニヨル切味ハ鍛冶工業皆樣ノ能率ガ上ル
一、一回ニ六尺巾マデ切斷出來マス
一、鐵板在庫品豐富多少ニ拘ラズ御用命ノ程ヲ
販賣斷賣
切斷切販
工賃一般
板ニ材並鐵
三條市一ノ木戸門前町一三九番地
女學校通り栗孝製作所前
金德シヤリング工場
電話四八五番

高田市東本町五丁目
中村鐵工所
所主 中村末太郎
電話一六六番

新潟縣關原町 電話五番
愛國筆製造本舗 松山堂本店
振替口座 東京六五五 大阪二一三四

煙管・建築金具・洋食器
(製造卸)
株式會社 涌井製作所
取締役社長 涌井貞一
新潟縣燕町
電話(燕)三二八番

昭和二十二年二月五日印刷
昭和二十二年二月十日發行

【定價貳拾圓】

新潟縣
勞働年鑑

編纂 新潟縣政治經濟研究所
新潟市一番堀通一ノ二勞働會館內

編輯兼發行人 新潟日報社文化局 堀內悅夫
新潟市東中通一番町二二七

印刷所 新潟日報社
新潟市東中通一番町二二七

發行所 新潟日報社
電話代表番號 三七七〇番
振替口座新潟 五三八番

營業品目

硫酸
過燐酸肥料
釉薬
耐酸セメント
チオ硫酸ソーダー
珪弗化曹達
珪酸曹達

明治四十年二月創業

日東硫曹株式會社

新潟工場

新潟市沼垂（埠頭前）

電話
總務、業務、會計 代表 三八一〇番
製造各課 三八一一番 三八一二番

倉庫課 八三三番

電信略號 「リ」又ハ「リウソ」

本社並東京工場 東京都江戸川區平井一丁目

下關工場 下關市彦島

石油製品一般並ニアスファルトルーフイング
スペリオ青油・リノリューム油・日石乳劑
プライマー・外各種

日本

株式會社
新潟製油所

新潟市沼垂町七七番地
電話一〇八四・一一五五・二九四一番

東京都麹町區丸ノ内三丁目一〇番地
電話丸ノ内(23)五一一九番
五一一三三番